

第百回国会 衆議院 行政改革に関する特別委員會議録 第三号

昭和五十八年九月二十七日(火曜日)
午前九時一分開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 江藤 隆美君 理事 海部 俊樹君
理事 津島 雄二君 理事 三塚 博君
理事 細谷 治嘉君 理事 矢山 有作君
理事 正木 良明君 理事 吉田 之久君
足立 篤郎君 愛野 興一郎君
稻村 近四郎君 今井 勇君
小里 貞利君 大村 襄治君
片岡 清一君 龜井 善之君
澁谷 直藏君 田中 龍夫君
谷 洋一君 中村 靖君
西岡 武夫君 橋本 龍太郎君
原田 昇左右君 保利 耕輔君
宮崎 茂一君 沢田 広君
清水 勇君 森井 忠良君
安井 吉典君 湯山 勇君
渡部 行雄君 草川 昭三君
鈴切 康雄君 岡田 正勝君
和田 一仁君 中路 雅弘君
三浦 久君 小杉 隆君

出席國務大臣

内閣總理大臣 中曾根康弘君

法務大臣 秦野 章君
大藏大臣 竹下 登君
文部大臣 瀬戸山三男君
厚生大臣 林 義郎君
農林水産大臣 金子 岩三君
運輸大臣 長谷川 峻君
郵政大臣 松垣徳太郎君
労働大臣 大野 明君
建設大臣 内海 英男君

出席政府委員

自治大臣 山本 幸雄君
國家公安委員會委員長 後藤田正晴君
國務大臣 (内閣官房長官) 丹羽 兵助君
國務大臣 (總理府總務長官) 齋藤 邦吉君
國務大臣 (行政官房長官) 加藤 六月君
國務大臣 (北海道開発庁長官) 谷川 和穂君
國務大臣 (国土庁長官) 塩崎 潤君
國務大臣 (防衛庁長官) 安田 隆明君
國務大臣 (經濟企画庁長官) 堀木 又三君
國務大臣 (科學技術庁長官) 手塚 康夫君
國務大臣 (環境庁長官) 百崎 英君
内閣審議官 茂串 俊君
内閣法制局長官 関 守君
内閣法制局第二部長 関 守君
人事院總裁 藤井 貞夫君
人事院事務局長 斧 誠之助君
給与局長 橋本 豐君
内閣總理大臣官房總務審議官 橋本 豐君
總理府人事局長 藤井 良二君
總理府恩給局長 和田 善一君
總理府統計局長 時田 政之君

日本国有鐵道再建監理委員會事務局長 林 淳司君
警察庁刑事局長 金澤 昭雄君
行政官房長官 菊池福治郎君
行政官房審議官 古橋源六郎君
行政管理庁行政官房審議官 門田 英郎君
行政管理庁行政官房審議官 中 庄二君
北海道人道開発庁監察官 橋崎 泰昌君
防衛庁參事官 友藤 一隆君
防衛庁參事官 富田 泉君
防衛庁長官官房長 佐々 淳行君
防衛庁防衛局長 矢崎 新一君
防衛庁人事教育局長 上野 隆史君
防衛庁衛生局長 島田 晋君
防衛庁經理局長 宋倉 宗夫君
防衛庁裝備局長 木下 博生君
防衛施設庁總務部長 梅岡 弘君
經濟企画庁調整局長 谷村 昭一君
經濟企画庁綜合計画局長 大竹 宏繁君
經濟企画庁調査局長 廣江 運弘君
科學技術庁研究局長 福島 公夫君
環境庁自然保護局長 山崎 圭君
沖繩開發庁總務局長 関 通彰君
国土庁官房長 石川 周君
法務大臣官房長 根岸 重治君

法務省刑事局長 前田 宏君
法務省矯正局長 鈴木 義男君
公安調査庁次長 岡村 泰孝君
外務大臣官房長 枝村 純郎君
外務大臣官房外務參事官 山下新太郎君
外務省条約局長 栗山 尚一君
大藏大臣官房總務審議官 吉田 正輝君
大藏大臣官房審議官 水野 勝君
大藏大臣官房審議官 大山 綱明君
大藏省主計局次長 平澤 貞昭君
大藏省理財局次長 志賀 正典君
大藏省銀行局長 宮本 保孝君
大藏省國際金融局長 酒井 健三君
文部大臣官房長 西崎 清久君
文部省初等中等教育局長 高石 邦男君
文部省社會教育局長 宮野 禮一君
文部省體育局長 古村 澄一君
文部省管理局長 阿部 充夫君
文化庁長官 鈴木 勲君
文化庁次長 浦山 太郎君
厚生大臣官房總務審議官 小林 功典君
厚生省環境衛生局長 竹中 浩治君
厚生省醫務局長 吉崎 正義君
厚生省業務局長 正木 馨君
厚生省社會局長 持永 和見君
厚生省兒童家庭局長 吉原 健二君
厚生省保險局長 吉村 仁君

建設大臣官房總務課議官	吉田 公二君
建設省都市局長	松原 青美君
建設省河川局長	井上 章平君
建設省道路局長	沓掛 哲男君
自治大臣官房長	矢野浩一郎君
自治省行政局長	大林 勝臣君
自治省行政局公務員部長	坂 弘二君
自治省行政局選舉部長	岩田 脩君
自治省財政局長	石原 信雄君
自治省稅務局長	関根 則之君
日本國有鐵道總裁	高木 文雄君
參 考 人 (日本國有鐵道再建監理委員會委員長)	亀井 正夫君
行政改革に関する特別委員會調査室長	大澤 利貞君

委員の異動	
九月二十七日	
辭任	補欠選任
後藤 茂君	清水 勇君
同日	
辭任	補欠選任
清水 勇君	後藤 茂君

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出、第九十八回國會閣法第三十九号）

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律案（内閣提出第一号）

總務庁設置法案（内閣提出第二号）

すと断言されたわけでございます。自来、行革に真剣に取り組み、五十九年度中には赤字国債體質から脱却しようという計画を立てられたわけでございますけれども、それがどうも実現不可能であるということがようやくはっきりいたしてまいりました段階で、前総理は引退をなさっております。私も、これは総理はそれなりに責任をとられましたんだというふうに受け取ったわけでございます。

その後、中曽根総理が新しく総理になられたわけでございます。したがって、総理御自身は、行革に関しては異常なまでの決意を燃やしてかかっておられるものと私もは信じております。そういう点で総理は、この厳しい行革に臨むに当たってどういふ決意をもってこれから臨もうとされるのか、改めて伺い申し上げたいと思います。

○中曽根内閣総理大臣 私、前から申し上げておりますように、中曽根内閣ができました大きな理由の一つは、行革を断行せよという国民の皆様方の御期待と御支援でできた心得であります。したがいまして、全身全力を傾けて行革を遂行してまいらるつもりであります。

特に、今回は特別に行革国会と名づけまして、行革法案を中心に御論議を願っておる国会でございますが、提出しております七つの法案を成立させるためには、石にかじりついても地をはつてもこれは成立させたい、そういう決意で努力してまいらるつもりであります。

○吉田委員 いま、石にかじりついても地をはつても行革を達成するとかたい決意をお述べになりましたことを私たちは評価いたしたいと思えます。しばしば総理は、不退転の決意をもって行革に臨むということもおっしゃってまいりました。不退転というのは、読んで字のごとく退けないわけでございます。このことで行き詰まったからおれは引き下がるということは、総理の場合にはあり得ないと思うわけでございます。だとするならば、猪突猛進してでも必ず目的を達成していただきたい。

ところが、今度の行革で一番厳しいむずかしい問題は、土光さんを初めとする臨調の方々がまさに心血を注いであられた答申、この数次にわたる答申に基づいて内閣は行革をやろうとなさっているわけでございます。この答申の一番の柱は「増税なき財政再建」ということになっております。

「増税なき財政再建」、それは国民にとっては拍手を送るべきであって、むしろ方針であることは間違いないであらうけれども、同時に政府の側にとっては、これはど厳しい行革の進め方はないと言つても言い過ぎではないと思つております。思い切つて歳出を削減していく。もはや六十五年度以降は赤字国債を発行しないというわけでございまして、赤字国債を発行しないというわけでございまして、さうすれば地方交付税率を場合によっては引き下げていく、あるいは年金の国民負担などを場合によってはふやしていく、そういうことでもしない、なかなか達成できがたい問題があると思つたのです。ですから、国民の側から見ますと、さうは言つても、やはりいつかの段階で何らかの形で増税になつてくるのではないだろうかという懸念を持たざるを得ない点もございします。

そういう点で、私たちは何としても、六十五年度における租税負担率というものがどういふ数値になつていくのであろうか、その辺の目標をはつきり示していただかないと、この行革に対して国民がどのようについていけばいいのであろうか、非常に心配がつきまとうわけでございします。ところが、依然として政府はそのことをはつきり示しておられません。いわば目隠しのままで国民についてこいとなさうとするのか、こういう懸念が残つてくるわけでございします。総理はいかがお考えでございしますか。大蔵大臣で結構です。

○吉田委員 「増税なき財政再建」の理念あるいは目標、それに至るプロセス、そういうことがいまの総理の御発言でかなり鮮明になつてまいりました。思つたわけでございします。どうかひとつ、政府は今後ともその方針を不変の方針として貫いていただきたいというのをこの機会に強く申し上げておきます。

政府側から見れば増収措置、そうしたものが必要になつてくるのではないか、また国民の側から見れば負担増というふうな懸念も残るではないかという御趣旨でございしますが、私も、したがって、そのためにはおおよそその展望の中に租税負担率というものを明記すべきではないか。あえて御指摘はございませんでしたが、かつての七カ年計画においては二六・五というものが一応記述されておつたではないかというところも考えの底にあるうかと思つております。

したがって、この租税負担率をどういふふうにしてあらわしていくか。今度このようにして「一九八〇年代経済社会の展望と指針」というものの中に、おきましては、臨調答申の考え方、あの記述の方法をも踏まえながら、「社会保障負担と合算の全体としての国民の負担率」、ヨーロッパ諸国の水準よりはかなり低い水準にとどめることが望ましい」として、その望ましい方向が示されておる。しかし、たびたび国会等においても議論があらまじやうに、いよいよ五十九年度予算審議をお願いするということになつた場合、その審議の手がかりとして、それを下敷きにした財政の展望なり指針なり試算なり、そういうことをかねて示すべきであるという御意見でございしますし、われわれも、それに対してお示しするための最大限の努力をすることをお誓いもしておるわけであります。

その際、やはり租税負担率というのは、確かに二六・五というものが七カ年の中にひとり歩きしながら、それが将来の負担増を示す一つの数値であるという議論もなされながら、今日二六・七というところまでしか行つてないわけでございします。それは、いわゆる国民総所得を分母とした場合、税、地方税をプラスしたものを分子とした場合、結局、その分母分子ともに経済情勢に対して非常にぶれの大きいものであつた結果として言わなければならぬと思つたわけであります。したがって、御審議をいただくに当たつて租税負担率というやうなものをどういふ形でもつてお

示するか、本院における議論等も承りながら、これから検討してまいりたい。ある段階において、また本院等で御発言のあつた委員の皆さん方の意見も改めて聞きながら、慎重な検討をして、やはり手がかりとする何かのものはお示しすべきものではないか、検討をさせていただきたいと思つております。

○吉田委員 この間の予算委員会におきまして、わが党の大内委員らがこの租税負担率の問題について質問をいたしております。

そこで、それは当然政府が速やかにその見通しを発表すべきであるというところで、予算委員長みずから発言されまして、政府はそれに答えて、新財政再建方針を来年の一月に国会に提出する、そのときにこの租税負担率の見通しをはつきりと発表いたします、こういうふうな答弁されたこととわれわれは承つておるわけでございしますけれども、いまの大蔵大臣の御答弁は、少し後退したようなニュアンスを感じざるを得ないわけでございします。

私もどなたもいたしましては何としても、それは、いつも大蔵大臣がおっしゃるとおり、結果としてあらわれてくる数値であつて、この段階ではつきりと見通しを設定することができかどうかというやうな発言もなさるわけでございしますけれども、私は、そういうお言葉はいただけないと思つたのです。それならば、将来のGNPも失業率もすべてのデータというものは全部予測でありまして、分母であるGNPについては予測をしながら、分子である租税負担率についてはまだ予知できない、こういうことでは全く行革の羅針盤を失つてしまふことになつておるのです。そのとおりなるかならないかは別として、こういう方針でこの目標に向かつて進んでいきますから、どうか国民の皆さん安心して精いっぱい協力してほしい、こういうことが明示されませんと、どうにもならないと思つたのでございしますけれども、総理はいかがお考えでございしますか。

○中曾根内閣総理大臣 われわれは、「増税なき財政再建」という原則を理念として、これを遂行していくために全力をいまい注いでおるわけでございします。したがって、大体租税負担率というものは原則として現状維持を続けるということを目途に、全力を尽くしていくということでありま

す。ただ、やはり行革を推進していくためには歳入歳出構造全般を見直す必要があると思つております。その過程におきまして若干の調整というものはあるかも知れません。しかし、負担率そのものにつきましましては現状を維持するために全力を注いでいくというのが「増税なき財政再建」の趣旨を貫くゆえんである、そのように考えております。

○吉田委員 租税負担率については現状を維持していくという強い決意を総理はお述べになつたと思つた。どうかひとつ、その点をはつきりとこれからの政府の指針にしたいだきたい。同時に、社会保険の負担額等につきましても、当然同じやうな決意で現状を維持していくという方針であることに間違いないでしようね。

○中曾根内閣総理大臣 臨調答申によりまして、租税と社会保険関係の負担率等々を一括にいたしまして、欧米が大体五〇％を超しておる、日本は三四％程度でまわつて低状況でございします。これは臨調でも述べておるところでございします。両方合わせたのが国民の負担になるわけでございしますから。したがって、その原則を貫いていくやうに今後できるだけ努力をしていく、これが「増税なき財政再建」の理念を貫くゆえんである、さう思ひまして、われわれとしては、そのために努力を尽くしてまいりたいと思つておるわけでございします。

○吉田委員 「増税なき財政再建」の理念あるいは目標、それに至るプロセス、そういうことがいまの総理の御発言でかなり鮮明になつてまいりました。思つたわけでございします。どうかひとつ、政府は今後ともその方針を不変の方針として貫いていただきたいというのをこの機会に強く申し上げておきます。

次に、補助金の整理あるいは合理化について御質問をいたしたいと思います。

大蔵大臣にお伺いいたしますけれども、臨調の答申は補助金総額の厳しい抑制を提言しておられます。しかし、実際には補助金は年々歳々徐々にふえ続けております。ちなみに五十六年度は十四兆五千六百七十七億円でありましたものが、五十七年度には十四兆七千六百五十八億円で、そして五十八年度には十四兆九千九百五十億円でなっております。わずかながらではありますが、補助金が依然として累増しておることは紛れもない事実でございます。だとするならば、臨調が、この補助金の総額も厳しく抑制しない、こうおっしゃっておるわけでございますから、どこかこの辺で、たとえば五十九年度以降は前年度以下に補助金は抑え込みますというようなことをはっきりと国民の前に明らかにされなければならぬ。補助金の総額をそろそろ設定せざるを得ないと思っております。うわけでございませうけれども、大臣はいかがお考えでございますでしょうか。

○竹下国務大臣 いま吉田さんから御指摘のありましたとおり、補助金はわずかながらでございませうがふえておることは事実でございます。ちなみに五十年から見ますと、二六・六％、五十一年が二〇％、五十二年が一六・九％、五十三年が一八・四％、五十四年が一三・五％、それから一けた台になったとは言え七・五、四・七、一・八、一・六、こういうふうなふえておることも事実であります。

ただ、これはもう百も御承知のとおりでございますが、その補助金の大宗を占めるものは、社会保障関係費、文教及び科学振興費、公共事業関係費、これがおおむね七九％ぐらいということになります。別の角度から、地方を通して交付するもの、これまたおおよそその程度の比率になります。それからもう一つは、予算補助でなくして法律補助になっておるものというくり方をいたしますと、これもまたその程度のものになっていくわけでありませう。なかんずく、この社会保障関係

費等法律に基づくものにおきましては、スライド条項というふうなものもございませうし、そしてますます老齢化したしますので、言ってみれば政策増というよりも当然増ということもございませう。で、一概にこれを全部を画的にひくくつてしまおうということには確かにむずかしい点もあるわけでございます。ただ、かねてから御主張なすっておりますので、既得権化したり惰性的運用に陥っておりますので、硬直化しやすいという弊害を指摘されておるところでございますから、見直しを行って、整理合理化を今日までも図ってきておるわけでありませう。

これからは、臨調答申及び行革大綱の趣旨に沿って、公的部門の分野に属する施策のあり方及び国と地方との間の費用負担のあり方の見直しなどを行うことによりまして、総額を厳しく抑制してまいりたい。したがって、あらかじめ補助金等の総額そのものに歯止めをかけていくというのは、それぞれよって立つ法律事項等がございませう。これは言うはやすく實際行うときには非常にむずかしい問題ではなからうか。やはり一つ一つを御趣旨の線に沿いながら見直していくという姿勢で臨むべきであるというふうに考えております。

○吉田委員 もちろん補助金にはそれぞれそれなりの事情や沿革、理由があるわけでありませう。それは大臣のおっしゃるところでございませうけれども、しかしそれにして、この厳しい財政事情の中で「増税なき財政再建」をやっていることとするならば、補助金の総額というものをやはり抑え込んでいかなければならない、こうなるわけでございます。

どこで抑えていくか。私は、補助金は差別して恒常的な補助金とそれからその時点において必要やむを得ざる補助金と、二つに分類することもできると思っております。そういう一時的な補助金については、補助を出す場合に、これは期限が五年間ならば五年間でということをはっきりと当初において決めておく必要があるのではないかと。そう

でない、補助金というものは、一たん受け取ればそれは慣習化したし、既得権になってまいります。どの団体でありましても手放しにくいものでございませう。その期限で必ずその補助金を打ち切ることができるとか別として、やはりこれは一応こまごま、そこからはその時点で見直し、こういうサンセット方式というものが大胆に導入されないと、補助金の総額というものは抑え込めないのではないかと、思うわけでございますが、いかがでございますか。

○竹下国務大臣 これはかねて御指摘のとおり、いまおっしゃった方針そのものが私の予算編成に当たったの方針というふうに御理解をいただいて結構だと思っております。

いま御指摘のありましたとおり、既定の奨励的補助金などにつきましては終期設定を進めてきております。また、新規補助金等につきましても、原則として五年以内の終期を設定することでもってサンセット化を推進して今日に至っておりますわけでございます。今後とも臨調答申また行革大綱の趣旨に沿って、いま御指摘の趣旨のとおりでございますので、これが抑制に努めてまいりたい、このように考えております。

○吉田委員 サンセット方式は採用なさっておりますけれども、しかし私どもの見る限りにおきましては、一たんついた補助金というものはなかなか消滅しそうな気配もない、そういう実態でございます。断固としてその方針を現実のものにしていく、そういう一層の決意をはっきりしていただくべき時期に来ていると思っております。

次に、縦割り補助の弊害について伺いをいたしたいと思っております。いろいろこの種の事例につきまして、後で改めて御質問申し上げますけれども、各省庁の縦割り補助のため予算の効率的利用が多分に阻害されていると見られざるを得ない事例は枚挙にいとまがないと思っております。

そこで、臨調の最終答申は、従来の統合メニュー化の推進に加えて総合化の推進を図れと述べております。これは、国が個別具体の事業個所などを特定しないで一括して補助金を交付するという補助方式を検討せよということだと私たちは考えております。そういう点では、わが党は在来、各省庁の縦割り補助を改めて第二交付税制度を創設すべきではないかというのをかねて提唱していただいております。政府の対処の方針を伺いたいと思っております。

○竹下国務大臣 かねて貴党におかれましては、いわゆる第二交付税と申しましょうか、そういうことに対する御意見をたびたびちょうだいしておると思っております。

まず類似目的の補助金については、地方公共団体の自主性の尊重あるいは資金の効率的な使用、また事務の簡素化等の見地から、これは極力統合メニュー化を推進していただいております。今後とも補助金等につきましては統合メニュー化、総合化をできる限り推進してまいりたいというふうに考えております。

それから、補助金交付に伴うむだとか努力とか、そういうものを省いて地方の自主性を尊重するという御趣旨は私も理解ができております。ただ、公共事業関係費の補助金等にたとえてみますと、一つは、道路整備交付金また河川整備交付金というように地方団体に一括して交付するといういわゆる第二交付税的な発想につきましては、それぞれ長期計画等がございませう。したがって、その長期計画の中で限られた財源を国民経済的見地から効率的に配分していくというたまたまに立ちました場合に、それぞれの長期計画に基づいた整備水準の必要度などを考えてまいりますと、一概に色をつけないでまとめていくわけの第二交付税的な方法でこれを交付していくというのは、その河川計画、道路計画というものの自体を実施していくに当たっては、計画的にやるためには一つ一つことに補助金を交付していくという方がより効率的ではないかという考え方の上に立っておりますわけでございます。

したがって、私は、この問題はある意味において

ては古くて新しい問題でもございますが、種々検討を加えなければならぬ問題が数ございます。いま第二交付税にわかに賛成するというわけにはまいりませんが、むだを省くとか効率的に執行するとかいう趣旨そのものは生かされなければならぬわけでございますので、これからの議論を続けながら、個々の問題について慎重ながらも検討は続けていかなければならぬ宿題だというふうに理解をしております。

○吉田委員 それでは次に、国家公務員の定数削減の問題について御質問をいたしたいと思っております。

まず総理にお伺いいたしますけれども、国家公務員の定数削減は今次行革を進める最初の課題だと私は思います。まず随より始めようということであるならば、ここから切り込んでいく以外に方法はないと思うのです。

昭和四十九年の石油ショック以後、民間企業が血みどろの努力をしながらこの危機を回避いたしてまいりました。これら民間の場合には一様に一割ないし二割の人員削減を行って今日に至っております。私も、民間でできることが政府でできないはずはない、こういう信念を持っております。努力をどう図っていくとなさるのか、まずこの決意につきまして総理の所信を伺いたいと思っております。

○中曽根内閣総理大臣 行革の一つの大きな仕事は人員の合理化の問題でございます。ただ、十一年ぐら前に国会の両院の委員会におきまして、出血を伴う整理はやらぬこと、そういう附帯決議が設けられておりました。先般の臨時行政調査会設置法及び今回の行革推進審議会、この法律を御審議願うときには、そういう附帯決議はつけないで本案を成立させていただいたわけでございます。

だからといって、この出血を伴うことを勇猛果敢にやると言っても、できるものではありません。民間会社等において人員を整理する場合で

も、どうしているかと思えば、大体子会社の方へ渡したり、いろいろそういう苦勞をして就職のめんどろを見ているというケースがほとんど大部分であります。国家の場合には、子会社は別にあるわけじゃありませんから、したがって結局、減耗不補充、減っていった人を補充しない、そういう形でわれわれはこれまで努力を続けてきたわけでございます。

それで、今次の鈴木さんと私が始めました行革におきましても、定員問題というものは非常に重要視いたしまして、五年間に五割削減しよう、こういう目標です。それはスタートしております。従来は大体四割ないし五割削減してきておるのでございますが、二割以上補充してきておるわけです。二割以上補充してきておるということ、いままで辛うじて、全国各府県に医科大学をつくった、その病院の看護婦さんや先生の補充をやった、あるいは二百海里で巡視船をうんとつくった、その乗組員の補充をしてきた、あるいは各地に飛行場ができてジェット機化した、管制官が要る、その人員を補充してきたわけでございます。

それで、最近はそのような需要増が非常に多かったのでございますが、ともかく五年五割の目標を実現いたしております。そして補充しない率をできるだけふやそうということで努力しております。臨調の委員の中には、大体二割程度補充しない、五年たてば一割減るじゃないか、そういう主張をなさる方がおられて、これはごもっともな話でありますから、その理想に近づこうに、われわれの行革が始まってからは非常に努力をしておるのでございます。

そこで、昨年度は実員において約千四百人補充せず、本年度五十八年におきましては、千六百九十何人ぐらいますから約千七百七人補充しない、そういうふうに思い切った切りまして、それで看護婦さんとかあるいは登記所とか、そういう要る部分については、農林省に主として非常に御協力を願って、農林の統計調査関係とか米穀の検査員と

か、そういう方々を思い切った削減をして、大体これは数年の間に五〇%以上削減する、そういう計画を断行いたしまして、それをいま進めつつある、農林省にも御協力を願っておる、そういう形で官庁間のやりくりをしながら不補充率を高めようということ而努力しておるのであります。

今回の七法案の中で定員削減、人員削減のことがないじゃないかと言われますが、これはまた別個に第六次定員削減計画というので進行しておるわけなのでございます。そういう目標に向かって今後やっていくつもりです。特に、六十年に六十歳定年ということが出まして相当数がおやめになつていくだろうと思いますが、そのときにもできるだけ不補充にする、いままで以上に補充しない、そういう形で実績を残していく、そういうことで目下懸命の努力をしておる次第でございます。

○吉田委員 いま総理は、民間には子会社がある、官庁にはそれが無いとおっしゃいましたけれども、子会社と言っているのか悪いのか存じませんが、公団、公社とか特殊法人とか、そこへ高級官僚がじゃんじゃん天下りをして、しかも高給を受け取り、かつその都度退職金をもらっている。だから、いろいろ役所には役所の、これらの努力をする余地が多分に残されていると思うわけでありまして。

この論議はきょうはこでいたしませんけれども、しかし、ああいう、人もうらやむような天下りの、そういうものが高級官僚に許されておる。この辺もやはり国民が国家公務員を厳しく見詰める一つの要因であると思うわけでございますけれども、いづれにいたしまして、いろいろと知恵の限りをしぼって人員削減をどう実現していくか、これはきわめて大事なテーマであると思うのです。

おっしゃるとおり、出血を避けるがやらなければなりません。年々四割近い離職者が出てくる、この自然減に対して、いまお説のとおり二割程度に抑え込んだ新しい補充をしていくということ

とによりまして、私たちは五年間で一割の削減はできると思っております。それは八万九千人の目減りでありまして。しかし、今日までは十六年かかって一万二千人しか減っていない。事情はよくわかっております。いまお述べになったような新しい行政需要があるわけでございます。それはよくわかっておりますけれども、それにしても、平均して一年間に八百人しか減っていないではないか、実質削減はそうだ、だとするならば百年かかるではないか、私は、この間本会議で総理に申し上げたところでございます。

そこで、私が改めてこの席で申し上げたいことは、確かに臨調の答申も、いまお述べになりました新しい医科大学の設立とかあるいは看護婦さんや時代の変化に伴う新しい充足、これをよく理解しております。また、それに対しては、この削減のパーセンテージをはじくときにもいろいろと配慮なさっていると思うのです。しかし、そろそろ、この新しい需要と申しますかそういう新設もこの辺で終わりでございませう。若干、年を追ってまだ一、二年補充していかなければならない要因はわかってはおりますけれども、だから、この機会に総理は改めて、この辺を一つの出发点として、原点として、そしてトータルで実質五年間で一割削減を目指してがんばる、少なくとも五割は必ずやつかしむ仕事だとは思わないのですか。この辺につきましては行管庁長官はどうお考えでございませうか。

○齋藤國務大臣 国家公務員の定員削減ということとは、行政改革の上で非常に重要な問題であり、避けて通れない問題だと考えておりますから、御承知のように、四十三年以来定員削減計画というものを行っておるわけでございます。第六次定員削減計画におきましては、八十九万の公務員を対象といたしまして四万四千、約四万五千、こういう削減計画を立てておるわけでございますが、その実施に当たりましては、何と申しましても緊要な増員というものはやはり避けがたい状況にある

ことは御承知のとおり、それはもうできるだけ圧縮し、そして削減した数字の中で賄っていく、こういうやり方をしておることは御承知のとおりでございます。

そこで、一方では、増員計画というものを五年間にどのくらいあるのか見通しをつけるというの、私は一つの方法だと思ひます。しかし、それができるかということでございますが、五年間における増員の見通しを立てるということは非常にむずかしいのではないかと、それと同時に、増員計画を立てる傾向がないか、とかく過大に見通しを立てる傾向がないか、と思うのです。そういう意味において、五年間の増員の計画を立てるということは現実的にはむずかしい、そういうことでございますから、全体の削減計画の中で、その都度、毎年その増員計画を、これはこのくらの増員をしたい、それをできるだけ圧縮して、そして削減計画の中で賄っていくことにすることが現実的ではないか、私はかように考えております。

したがって、先ほど総理が仰せになりましたように、五十八年度におきましては、そうしたやり方をしまして千六百九十五人の純減というものをいたしたわけでございますが、五十九年度の予算編成に当たりましては、私としては、千六百九十五人よりもっと大幅にふやすように努力をしていきたい、かように考えておるわけでございます。

○吉田委員 長官おっしゃるとおり、毎年厳しく対応していくその積み重ねしかないと思うのです。しかし、物には計画というものも必要でありますし、何よりも国家公務員の定数削減が実質的に厳しく進められていく、それを見て地方公務員の場合にもそういう機運が積極的になってくると思うのです。ですから、一層ひとつがばつていただくことだと思ひます。

続いて、地方公務員の定数削減について御質問をいたしたいと思ひます。
自治大臣にお伺いいたしますけれども、国家公

務員の場合は、先ほどもお話がありましたとおり、まことに徐々にではありますけれどもだんだんに減少しております。しかし一方、地方公務員の数は物すごくふえてきておるわけでございます。たとえば昭和四十二年から今日までを比べまして、当時二百三十三万三千五百人であった地方公務員の定数が、ただいま現在では三百六十六万八千人となっております。何とそのふえ方は八十四万四千五百人でありまして、まさに国家公務員の数ほど地方公務員で新しくふえてしまつておると言つても言い過ぎではないかと思ひます。このように急速に地方公務員がふえてくるを得ないその要因は一体どこにあるのか、自治大臣にお伺いいたします。

○山本國務大臣 地方公務員につきましてもなるべく増員を抑制をしていくという方向は、行革あるいは地方財政の見地からいってぜひとも必要なことでございますが、ただいま御指摘のように、昭和四十二年から五十七年までの十五年度では、いまの数字より少し違ひますが、八十六万三千人ふえております。

このふえておるのは、一体どういう部門でふえているかということを見ますと、この八十六万三千人の人数をパーセンテージでとつてみますと、教育が三七％、福祉が二七％、消防が八％、警察が七％、大きなものはそういうところでございまして、つまり教育、福祉あるいは警察、消防といったようなものがふえる部門としては大手である、こういうことになっております。

御存じのように、地方公共団体というものは住民に密着した行政をやるといふことでございまして、そういう密着した行政サービスのなかで、きつていくといふことの関係から、教育とか福祉といふものが非常にふえたと思ひます。ことに、この十五年度のふえ方を見ますと、四十八年から三十九年間で約三十二、三万ふえているという状態にあります。その後はやや減つた数でふえているわけでございます。ただ、一般管理部

門につきましては、ふえ方はだんだんに減つてまいりまして、これは国家公務員との関係において一般管理部門を抑制しなければならぬ、こういう関係だと思ひますが、それがだんだんに減つてまいりまして、五十七年では初めてマイナスになつて二千二百人くらい減員、こういう形になっております。

こういうふえ方を見ますと、教育の場面なんかはいろいろ先生方をふやさなければならぬ、学校がふえてまいります。福祉関係にいたしましても、たとえば保育所とかあるいは清掃とか、そういう住民サービスの面でどうしてもやらなければならぬというものがふえてくる、こういうことでございます。

しかし、いずれにせよ国の方からいろいろな配置規制というものもやはりある。だから国の方とも連絡しながら、国の方から地方団体に對する御要請も十二分に今後とも考えていただかなければ増員の歯どめはなかなかかけられない、こういうことだと思つております。もとより私どもの方も、地方公共団体の増員をしないようにと、抑制につきましては指導をしてきたところでございます。両々相まって地方公務員の増員についての抑制をしていきたいと思つておるところであります。

○吉田委員 教育とか福祉とか、その他時代の変化に伴つて当然必要な新しい住民のニーズにこたへるために発展しつつある地方自治体がそれに対応していること、それは大変喜ぶべきことでありまして、私もそれは無視して切り込めといふようなことをいささかも申し上げる気はございません。

しかし、いまも大臣が御答弁の中でおっしゃいましたとおり、いわゆる国の必置規制もそれぞれ理由あつてのことでありまして、最近果たしてそれを必置しなければならぬかどうかという点、これも世の中の方がどんどん動いていくわけでございますから、その辺に對する見直しが何らなされていらないように思ひます。

その点で、五十六年八月二十五日の閣議で、公共施設の民営化、管理運営の民間委託化を図るよう必要な措置を講ずるといふことを決定なさつております。この方針は再確認できますか。

○齋藤國務大臣 公的施設の経営を民間に委託する、それから管理運営を民間に委託する、こういうふうな考え方は民間活力を引き出すという考え方に基づいてございまして、臨調のすべての答申の中にやはり国と民間との役割分担ということ非常に強く力説しておりますので、できるだけ民間活力を引き出すということが臨調答申全部を貫く基本的な精神であると私は理解をいたしております。先般の閣議決定におきましても、公的施設の経営の問題、管理運営の問題を民間に委託すべきであるということ規定しておるわけでございまして、この方針はあくまでも強く貫いていくべき精神である、かように理解をしております。

○吉田委員 委員長の許可を得て、一つの表を配らせていただきたいと思います。一つの表は、実はいまお配りいたしております一つの表は、都市経営総合研究所の人たちが研究の結果発表した資料でございます。

いま長官は、政府はこれから国民に活力を与える意味でもいろいろとり得る限りの民営化を図つていこう、こういうことをお述べになつたわけでありまして、しかし、果たして民営化した場合に直営とどのくらいの差が生じてくるであろうかという点は非常に関心の深いところでございまして、ここに書かれておりますとおり、たとえばごみ収集の場合、トン当たりでございまして、直営で行います場合には一万三千四百三十五円かかりますものが、民営で行いますと五千二百五十五円でございまして、その比率はまさに三九・一％。これは伊勢崎市など十八市の平均でありますから、かなり信憑性の高いものと思ひます。屎尿収集の場合、トン当たりでございまして、直営で六千四百四十五円、民営の場合には二千七百六十円。函館市の例であります。

その点で、五十六年八月二十五日の閣議で、公共施設の民営化、管理運営の民間委託化を図るよう必要な措置を講ずるといふことを決定なさつております。この方針は再確認できますか。

が、四二・八％。後でもいろいろ申し上げますが、特に関係深い学校給食の場合であります。一食当たり、直営では百七円三十三銭が、民営では五十三円五十七銭となっております。

一々読み上げませんけれども、たとえば関係深い保育所の場合、園児一月当たり直しまして、市費の持ち出し額でございまして、直営の場合には一万七千四百五十円、しかし民営の場合にはわずかに五千七百六十八円で運営できるような数字でございます。これは高尾市初め十三の都市の平均の数値でございます。この三三・八％という数字はかなり信頼できるものだと思うわけでござい

ます。このように、民営委託の方がコストが安いということはだれの目にも明らかであります。それだけコストが安いということは住民への負担が軽くなるということに通ずるわけでござい

ます。そこで、文部大臣にお伺いいたしますけれども、各自治体が今日最も望みながら民間委託が進んでいないのが学校給食であると聞いておりますが、その責任は文部省にないでしょうか。

○瀬戸山国務大臣 学校給食は、御承知のとおり栄養の問題あるいは食事マナーの問題等教育関係の観点から進めておるわけでござい

ますが、これを民営でやらないというのではございせん。地方公共団体で民営の方がそういう教育目的あるいは衛生管理その他支障がないということになればいいと思いますが、その点がなかなかそう簡単にいかないのではないか、かように考えております。

○吉田委員 大体いま大臣が御答弁になったという要綱、そういう考え方が、文部省の上から下まで全部浸透しておるようではござい

せん。だから表面的には、やってやれないことはない、十分に条件が整い、安心して任せられるものであるならば任せてもいい、こうおっしゃっているだけでありまして、それはきれいごとでありま

す。全くそのような実態ではないわけではござい

ませんが、いまも申し上げましたように、直

営であらうが民営であらうが、ほとんど余りコストに変化のないものでありますならば、私どももあえて民営にしろとは申しません。直営には直営の確かさがあつたし、利点があると思ひます。しかしこれほどに、たとえば学校給食の場合五〇％以下で給食ができるわけなんです。それはさうだと思ひます。一日一回だけの給食に正規の職員や公務員を全部配置して対応すること、給食を生業としているそういう人たちがきわめて合理的に知恵の限りをしぼって給食を運んでいく、これはもともと競争にならないと思ひます。しかし、今日こういう財政再建の深刻な事態の中で、しかも地方自治体というものはまさに苦しみ抜いておる、そういう中で、地方自治体の方が一斉に学校給食だけはこの段階で民間に委託したいものだと言っているのだから、これは、しかし、それを頑固に阻んでおられますのが昭和三十三年、三十五年の文部省通知であることは御承知だと思ひます。これをこの段階で一度破棄しないか、学校給食の民間委託は未来永劫に進まないのじゃないかと私は思ひます。得ないわけではございせん。大臣、いかがでござい

ますか。○瀬戸山国務大臣 いま御指摘の昭和三十三年初頭の数回の給食に関する通達、これは吉田さんも御承知だと思ひますが、多くは父兄といひますかPTAの方から民営では困るのだ、いま申し上げましたように衛生の問題、いろいろ問題があるという

ことでやかましくなりました、できるだけさういうことのないようにということで、ちゃんとした管理ができるようなことをしなさい、したがってさういふものについては国家が助成をしておりますが、それがいいか悪いかの問題は別といたしまして、さういふ人件費等は公費で払うようにちゃんとしなさいという通達を出しておる。しかし、民営でちゃんとできるような運営ができるのであれば、これを阻止する、こういう関係ではござい

せん。○吉田委員 やはり大臣の御答弁は全然進歩してないと思ひます。反省の色がないと思ひ

ます。昭和三十一年、三年当時の社会事情、私たちもそのころ子供を学校へやり始めたころでありますけれども、当時の社会事情であるならば、親たちである私たちもやはり大事な子供の給食だけはきちんと直営で十分な管理のもとにやってほしいと言つたと思ひます。しかし、当時といふものでは全

く世の中というのはさまじく変わりをしているわけなんです。今日そのような不衛生きまるような給食業者がありとすれば、それは厚生大臣、とても許可できないと思ひます。最も厳しく衛生管理をしながら懸命に対処しているのは、むしろ直営というよりも民営ではないか、私はさうい

う時代が来ていると思ひます。いま一つ、私は総理に薦めこの辺を聞き分けていただきたいのでござい

ますが、もちろん金があるに余つて、税金が集まつて集まつてどうにもならぬというときでござい

ますならば、私は民間委託よりも直営であつていいと思ひます。しかし、さういふ時代はもうや再び来ない。だとすれば、一面において精神的に万全を尽くして子供をかわいがっているやうでありますけれども、こ

ういふ不経済きまる直営をすべての行政全般にわたつて広げることによつて、結局残つてくるものは何か。それは恐るべき膨大な国家の借金でござい

ますね。その借金はだれの肩におおせられるものであるか。それは、いまいたいたけない子供たちではありせんか。いま子供たちに親心で万全を期して親切にする、金に糸目はつけないのだ、そ

ろばんを無視してやつてゐるのだ。その気持ちにはしたしめすけれども、そのことによつて生ずる被害者はだれであるか。やはり行革をこれから本気でやるからには、この辺のところまで掘り下げて考えないと行革というのは取り組めないと思ひます。総理、いかがでござい

にということでもみんながまんして協力しておるわけでございますけれども、こういう事態の場合に、県は、急ぐならば資格ある人を紹介するので町で採用すればよいではないかということであった。それでやむなくその町はそういう指導員あるいは専門員を増員せざるを得なかった例がある、こういうことでございます。大変ささいな問題でありまうけれども、これもこれからの地方の行革を進めていく一つの問題点だと思われまう。大臣はいかがお考えでございますか。

○瀬戸山国務大臣 いまの問題の前に、先ほど給食の問題がございましたが、現在民間に委託しておる学校もあるわけでございますが、これは何か文部省が阻止しておるような印象でいろいろ言われておる点があると思ひますが、そういうことではなしに、これはまさに市町村の学校経営者、それからPTA、父兄、こういう人たちがこれによって、先ほど来の表に出ておるようになります、そんな安くてちゃんとできるものならば、それがいいに決まっております。ただ、問題は人件費を父兄負担にするということがなかなか困難でありますから、その点はこちらで助成します。人件費が安くなれば結構なことでありまう。その点は申し上げておきたいと思ひます。

それから、いまの開発の問題と文化財の保護、これは両方から考えなければいかぬのじゃないかというふうに思ひます。

文化財は祖先伝来の文化の遺跡であり遺産でありますから、これはできるだけ保存しあるいは記録し、そして後世に残す、日本の文化を高める、こういう史料にしようということを進めておるわけでございますが、さて、日本はたくさん文化財を埋蔵しておるわけでございます。現在指定されてやっておりますところだけでも一万余件ある、こういうことでございますから、専門家でなければわからないところがある。そういう点で、それじゃそういう専門家を全部国で養成するかどうか、そうもいかない。各地方公共団体、県等

でそういう専門家を養成して備えてもらって、そして調査して文化財を保存するあるいは史跡に指定する、こういうことにしておるわけでありまして、率直に申し上げて、奈良県あたりはそれに応じられない、件数の多いところはなかなか応じられないという御迷惑をかけておるところがある。こういう点で、できるだけ国といたしまして文部省といたしまして、そういう専門家を養成するという点で進めておるわけでございます。

ただ、それを置くのは行革に反するのだ、人員削減に反するのだと言われまうと、文化財の保存とこれの関係はどうあるべきか、こういうことを考えなければならぬわけでありまして、私は、やはり必要なところは必要に応じて置くべきだという考えで、ただ減らしさえすればいいんだ、文化財なんか要らないんだよ、こういう議論にはならないのじゃないか、かように考えております。

○吉田委員 文部大臣でいらっしゃいますから私も余り失礼なことを申し上げませんけれども、私が申しておるのはそういう意味で申しておるのではないのです。

この千葉県の場合――奈良県ならば、これはどこを掘ったってそういうのがずいぶん出てくるわけでございます、悩んでもおられますし、半分あきらめてもおりますし、国家のためにはやらなければならぬと思つてみんながまんしておるわけなんですけれども、たとえば千葉県のような場合、たくさん出るのかどうか私も詳しくは知りませんが、恐らくないと思つておるのです。どうにもならない。じゃ開発できない、どうすればいいんだ、それじゃ人を紹介してやるから町で雇え、町で雇つてすぐによめると言えますか。だから、その辺をどうするのだということ。だから、場合によれば、大臣おっしゃるとおり、文化財は大事ですから国でブルなさつてもいいじゃありませんか。そういうことで金を惜しめとは私どもは言いません。必要な金は出さなければならぬ。しかし、同じ出した金をいかに有効に使っていくか、費用対効果

の問題だと思つておるのです。私はそういう意味で申し上げておる。大臣、おわかりいただけるのでしょうか。

○瀬戸山国務大臣 余談でございますが、私は長いこと国土開発の面にずっとタッチしておりました。至るところの問題が起るわけでございます。まあ二千年か三千年かの問題は別として、日本国じゅうに文化財があるんじゃないか。最近また何十万年前とか何百万年前とか出ます。

そういうことで、文化財を余り厳格にやりまうと、日本国じゅうの開発ができな、道路もできない、河川の改修もできない、こういうことになるおそれがありますので、率直に申し上げて、私は文化庁にも、余り文化財だけ言つておると日本国民は国土に対して何も手をさわれないようになる、こゝまで言つておる人間でございます。千葉県の事情は存じませんが、そういう臨時に出たような場合には、国から専門家を出してやるということも考えなければならぬ、かように考えております。

○吉田委員 私も大臣のおっしゃることはわかります。何でも保存しなければならぬということとは本当に保存したことになるかと思つておるのです。これはもうなければならぬ、これはもう類似のものがあるからほどほどでよろしいとか、そろそろ文部省や文化庁の方でもその辺の一つの基準と申しますか見直しと申しますか、その辺もやっていただきたい。ともかく早く対応してやりますと、何も文化財研究のために土地を開発しているのじゃないのですから、これはもう大損、致命的な場合もあるわけなんです。余り国や地方の対応がおくれまうと、大変悪いことだけれども、もう出なかったことにしようとはんとブルでもかけてしまつたら、それこそ文化財というのは滅びていくのです。だから、その辺の対応についてはさらに親切に、しかもさらに効果を考へて処置していただきたい。

けれども、公民館を建設した。ところが、その運営は基準どおりの人員配置が義務づけられております。しかし、最近、こうした大都市周辺におきましては、住民のニーズもかなり変わつてまいりました。いわばお役所仕事の公民館よりも、むしろ普通民間人が参加した、そういう半官半民による運営の方がはるかにびつたり来る、こういう雰囲気であるようでございます。しかしながら、いろいろ補助の制約、基準等もありまして、それができなくて困つておるという例を聞いておるわけでございますが、この種の例は文部大臣としてはお気づきでございますか。

○瀬戸山国務大臣 公民館については吉田さん御存じだと思ひますが、公民館は社会教育の機関でございますから、そこで公民館には館長、主事等を置いて、ちゃんと教育の場にふさわしいようにしなさい、こういう規定があるわけでございます。ただ、それを置かなければ公民館設置に対する補助を出さない、こういう条件にはなつていない、こういう関係にあることは間違ひありません。ということ、これはさっきの給食の問題と似た問題があると思ひますが、運営をボランティアなりちゃんとした教育機関にふさわしい運営ができれば、いまおっしゃつたようなことをやることはちつとも差し支えない、かように考えております。

○吉田委員 大変ありがたい答弁だと思ひます。実はその辺のところまで許されるのか許されないのか、恐らく文部省も、こういう場合にはやつてよろしいというような指導までなされていらないと思ひます。だから、やはり下部に参れば参るほど、町村は県を、県は国をいざばある意味で恐れて、間違つたこと、よけいなことをしてはいかぬ、しかしこうしたいのだと思ひながら黙つておる例が多いと思つておるのです。しかし時代の変化に対応するために、あるいはまた、できるだけ小さい政府あるいは小さい地方自治体、しかも効率よいという政治を進めていくためには、こうした配慮が一層必要だと私は思つておるのです。

くどういようでございすけれども、もう一つ文部大臣に申し上げます。

これも千葉県のある町の例でございすけれども、この町は昭和五十二年に公民館と商工振興館を複合施設として建設した。一、二階を公民館、三階を商工振興館とした。これは非常にいいことだと思ふのです。ところが、その際、公民館補助金は使用面積比で算出され、これは当然と思われまふけれども、公民館と商工振興館の出入り口を別にしよう指示された。したがって、商工振興館は裏口を入り口として利用するようにし、看板も裏口に掛けてこの件を解決した。こういう例があるんですよ。笑い話のようでございすけれども、こういう実態なんですね。いかがでございす。

○瀬戸山国務大臣 千葉県の実情を私は詳しく知りませんが、そういうことは従来文部省ばかりじゃなくて各省にあったわけですね。私はそういうのを憤慨している方ですから、役所というところ、そういうところでございます。

そこで、同じ建物の中に両方から助成する場合がある。同じ建物に助成するといふわけじゃないのですけれども、敷地等の関係で合同した建物をつくるという場合がある。そこで文部省なら文部省、厚生省あるいは労働省なんかもあります。そういうことで、入り口を別にしないといふか、いろいろな条件というのでしょうか、一般国民、利用する方から見ると不可思議な現象が起こってくる。

こういうことは相ならぬといふことで、もう数年前からは、お互い住民がいかに利用するかの問題ですから、利用ができるように、便利なように、有効に活用されるようにといふことで協議をして進めるといふことで、これは各省そうなっていると思ひますが、数年前からそういう申し合ひをして文部省は指導しておりますから、千葉県にいつできたのか知りませんが、そういうことは今後はないものと思ひます。

○吉田委員 千葉県ではこれは五十二年でございすから、少し前でありまふ。

しかし、さすがに文部大臣は正直な方でございす。それが役所なんだとおっしゃいました。いや、本当にそうだと思うのです。これはしかし、お互いにそれを率直に認め合つて、さてそれをどうしていくかといふことを、総理大臣が一人考えただけだと思ひます。皆さん方を初め全部、末端の役所の隅々の一職員に至るまで、しかもそれが中央官庁と意を通じて気楽にそんなことが話し合えるといふようにしないと、こういう問題はなかなか進まない、私はこう思うわけでございます。

厚生大臣にお聞きいたします。石川県のある町の場合に、ごみ収集運搬のため機械車二十三台を持つてゐる市でありますけれども、運転手一名、作業員二名で運行いたしておりますが、作業員の方はどうも一名でやつていけそうだといいことで一名にしようと思つたけれども、今度は従業員組合の方から、地方交付税算定基礎第四款清掃費の項で基準は運転手一名、作業員二名となつてゐるから、そういうことはできない、こゝ言われたらどうにもできなくて、結局改革はできなかった、こゝ言つておるのでございす。大臣、いかがでございすか。

○林国務大臣 吉田さんのお話のようなことは、私は現実問題としてあるのだらうと思ふのです。そういう点は積極的に改めていかなければならない、こゝ思ひます。

先ほど総理からも御答弁がありましたように、いろいろな事業をしていくときに効率性というものを考えていかなければ、しよせんは皆の、お互いの税金に返つてくる話でございすから、私は、やはりその辺は十分考えていかなければならぬと思ひます。ただ、ごみ処理の問題というのは汚いものを片づけるわけですから、やはりきれいにしてもう、途中でこぼしたりなんかするよいうなことがありましたらこれは大変ですから、そういうことがないよいうな業者にやつてもらふなければならぬし、それから一人、二人、こゝういふうな話がありますが、私は一人、二人とい

うのは、石川県のどこがよく知りませんが、田舎だったから恐らく私は一人でやれるのだらうと思ふのです。ところが東京の大会で、それじゃ駐車をするときどうするか、駐車をしたときに一人の運転手とまた別な人が要るのじゃないかといふような議論もあるのだらうと思ひます。そういうことを少し考へて、これは何か弾力的にやつていける方法を考へなければならぬ、こゝういふうに思つておるころであります。

○吉田委員 いままさに厚生大臣がおっしゃる通りケース・バイ・ケースだと思ひます。ところが、役所といふのはケース・バイ・ケースになつていないのです。東京のど真ん中で決めたことを、全部日本一律にやらせようとするところ、こゝういふ問題がずいぶん派生してゐると思ふのです。

これも、養護老人ホームと特別養護老人ホームを併設してある。その養護士を兼務としてゐるけれども、それぞれ一名置かなければいけませんといふうに指導された。だから養護士一名分、平均給与として年間三百二十万円の分、千葉県のある市でございすけれども計上しなければならぬ、こゝういふ事態もあるようでございす。ね。養護老人ホームと特別養護老人ホームと、それはスケールによりまふ。これもケース・バイ・ケースですけれども、私は、全部一人でいけなくてそんな乱暴なことは言ひませんけれども、一人でいけるなら養護士は一人でもいいのでしょ。

○林国務大臣 吉田さんのお話に私も全く賛成でございまして、一人でやれるものをなぜ二人置かなければならぬかといふのは、私もわからぬ話です。ただ、形式的に特別養護老人ホームとその他のホームといふことになつてゐるから一つ一つのところで置け、こゝういふうな話になつてゐるのだらうと思ふのです。特別養護老人ホームとほかのホームと一緒にしてやつてゐるところはだんだんふえてきております。だから、そゝういふところは事態に応じてうまくやるよいうなことを考へていかなければならぬ。先ほどから先生も

お話がありましたように私も思つてゐるのです。が、そゝういふたものについても効率性といふか予算のむだ遣ひをしないといふ考へ方は常にとつていくといふことは、私は必要なことだらうと思ひております。

○吉田委員 そゝういふことで絶えず上の役所に気楽に問い合わせできる、そゝういふ雰囲気をつくる指導は、そゝにいらつしやる大臣方がやつていただかないと、これはちよつと簡単に途中の人が始めるわけにはいきませんので、よろしく願ひしたい。

特に、これは國の縦割り行政が非常になじまない。今日私たち自身でもどうもおかしいな、理屈としてはわかつてゐるんですよ。しかし、なぜ保育所と幼稚園が公立の場合に併設できないのかといふことでございす。

時間もありませんので、余りくどくど申しませんが、この辺は、それは片方は厚生省だ、片方は文部省だと言へばよくわかります。しかし実態は、それは保育所と幼稚園とはいふいろいろその中身、対応の仕方は違ひますけれども、しかし、一般社会から言へばこれはまあ隣近所、親戚づき合いでしょ。似た者夫婦だと思ふんですよ。すでにもう私立の場合には、幼稚園と保育所と併設して実によくやつてゐるところが幾らでもあります。なぜ役所だけがそれができないか。送り迎えも、あるいはお母さんが一人で一緒に妹と弟を送つていくといふようなこともできます。迎へにもあるいは一緒に行くかもしれない。そゝういふことを國民の現状に對應して、私は縦割りは縦割りとしてわかりまふけれども、しかし、そゝういふ応用動作と申しますか、そゝういふものはそゝう開かれてもいふのではないかと思ふのです。

○林国務大臣 私のこのころの地元でも、町立で並べてつくつてゐるところがあります。先生のおっしゃることも非常によくわかるのです。ただし、これは基本原理が一つございまして、私からくどくど申し上げるまでもありませんが、保育所は、保育に欠ける乳幼児について市町村長

が措置を行い入所させる児童福祉施設であるという
ことになっております。幼児教育を目的とする
幼稚園とは目的、機能を異にする、こういうこ
とでございます。五十六年の六月に、幼稚園及び
保育所に関する懇談会というようなことがありま
して、簡単に一元化できないという報告も出て
おるわけですが、出ておりますが、私は、やはり幼
稚園との関係を検討しながら、そういう原点を
考えながら、いろいろなことはもう少し弾力的に
考えていっていい話ではないだろうか、こう思っ
ているところでございます。

○吉田委員 まあ、この辺は答弁は要りませんけ
れども、総理、そろそろ時代の変化の中で、むし
ろ国民の側はきこえないと思っております。何も
必ず全部一緒にしろとは言いませんけれども、民
営でちゃんと一人の園長でりっぱにやっていると
が国でできないはずはない。しかし、国という
のはそういうところなんだという観念がびまんい
たしますと、私はやはり行革を阻害することにな
ると思っております。あえて申し上げるところなん
でございます。

農林水産大臣にお伺いいたしますけれども、農
業試験場の研究員というのは、これはそれぞれ大
学の先生の専門分野にいろいろとつながっており
ます。それぞれのそういう学会に参加している人
が多いわけでありまして、したがって、勢い応用研
究よりも基礎研究に興味を持ちたがるというのは
無理もない話ではあると思えます。しかし、農業
試験場というのは基礎研究をやる場所ではあり
ません。むしろ農家の実態に役立つような応用
研究をするのが主たる任務であると思っております。
にもかかわらず、そういう若い農業試験場の研究
員の方々が、これはちょっと私は極端な例で笑い
話のようで失礼でございますけれども、たとえば
蚕は生まれてから死ぬまで何キロメートルぐらい
運動するかとか、繭は西を向いてつくのか東を
向いてつくのかというようなことを研究なさる
方もいらっしゃるようです。これには農家もも
うやりきれぬと言っている。そんな役に立たな

い試験場ならない方がましではないか、私はこう
なっていると思うのですが、これがもしも実態で
あるとするならば、農林大臣、困ったものではご
いますね。

○金子国務大臣 ただいまの御指摘が実態である
かどうかは、私はまだ調べておりませんけれど
も、ただ、試験場のあり方についてはいろいろ問
題があるかと思えます。私も、吉田委員が
言わんとするところはよく理解できます。いろい
ろ国に試験場があり、県に試験場がありまし
て、同じようなことを両方やって、似たような
点も幾つもあろうございまして、こういった面
はやはりこれからひとつ合理的に善処していかな
ければならない、かように考えております。

○吉田委員 まあ、あり得る話の実例であつたと
思います。そういうことになりませんように、こ
れはやはり絶えず適確な指導を各機関が行って
いただかなければなりません。

くだいようでございますが、あと一つ二つ建設
大臣にお聞きいたします。

これは大阪府のある市の場合でございますけれ
ども、国から押しつけではないけれども、モデル
ケースとしてコミュニティ道路、ジグザグ車道
で車がスピードが出ないよう歩車道を区分した道
だそうでありまして、そういう道をつくつ
た。ところが、国庫補助対象になる構造にすれ
ば、それは国庫補助をもらう方がいいわけござ
いますから、そういう構造に持っていくとする
ならば、車の歩道乗り入れ禁止ブロックを設置し
なければならぬ。ところが、このブロックは盲
人の方々にとっては非常に危険な施設である。盲
人の方々は殺人道路と言われている。しかし
補助基準に合わないで、一応は基準どおり築造
して、国の検査が終わって、それからやっと時間
を置いてブロックを取り外すことにしようと思っ
ている、こう言うのです。この辺もやはり役所
の仕事の最たるものだと思っておりますが、建設大
臣、ついでに伺っておきます。

かけかえなんかなさいますね。当然車は通さなけ
ればなりませんから、実にりっぱな一時的なバイ
パスと申しますか、一時通行するそういう道をち
やんとつくられます。これは完璧な舗装をなさ
います。それでちゃんと橋がついたら、今度は
完全にそれをぶち壊して、もとのたんならないし
煙になるわけでございます。それは貸し主
が、地主が現状に戻せとおっしゃれば、それはも
うそうする以外にないと思っております。しかし、
いまや休耕、転作の時代でございます。場合に
よって地主が、もうせつかくそこまでりっぱに
きたのだからそのまま置いてくれませんか、私は
私なりにちょっと使いたい方があるのだというよう
な場合、それは認めていいんじゃないかと思つた
のです。あるいは将来道を広げる場合には、それ
はこのまま道に提供されるわけでございます。こ
の辺も型どおりの硬直した行政ではなしに、
少し運用の妙を發揮するといふようなことをなさ
つてもいいんじゃないかといふことを考えてい
るのでございますが、いかがでございますしやう
か。

○内海国務大臣 コミュニティ道路のことにつ
きましてのお尋ねでございますが、この道路は大
阪府の高槻市だったと思つて、五十六年の補
助事業でやりまして、御指摘のような問題がござ
いました。したがって、車乗り入れをとめる
ためのブロックを取り外して、盲人誘導用のでこ
ぼこしたブロックを張りつけて、車乗り入れプロ
ックにかかわつては植樹をしようといふようなこと
でいま具体的に取り組んでいるようでございます。
それから、もう一点の橋等のかけかえにつきま
して、別なところには仮橋をかけて工事を進めると
いうことでございますが、橋の点につきまして
は、従来から既存の橋に対して道路ができており
ますので、どこまでも仮橋というものは曲がった形
でわきの方から通っていくという形になりますの
で、やはりこれは仮橋は仮橋でございますので、
新しいりっぱな橋ができれば仮橋は撤去する。そ
ういうことにいたしました。仮橋がりっぱにで
きていとおっしゃいますけれども、やはり鉄鋼
等を使いまして取り外しが比較的できるように、
しかも舗装等もやっておりますけれども、これは
あくまでも現在の交通が重量トン数のものが多い
わけでございますから、素人が見れば大変りっぱ
だということに相なるかと思つて、これはり
っぱな橋ができれば撤去した方がよろしいのでは
ないか、こう思つてございまして。

○吉田委員 橋は撤去すべきなんです。ただ、
橋に誘導する別の道があるでしょう。それを全部
ぶち壊して、またたんなばか煙に戻すんでしょ
う。それはそれでいいのですけれども、私は、そのま
まそこへ店を出したいとか、あるいはちょっと子
供の駐車場にしたいとか、いろいろな場合もない
とは限らぬと思つたのです。私はそのことを言っ
ているのですが、答弁はいいです。

もうくだいようです。それからやめますけれども、こ
れもひとつ聞いておいてください。

これは、文部省と労働省と厚生省と三つの省に
わたる縦割り補助をもらつて複合施設をつくつた
場合、山形市の福祉文化センター、昭和五十五年
オープンでありますけれども、公民館は文部省で
すね、それから老人憩の家は厚生省と県、それか
ら身体障害者センターは厚生省、働く婦人の家は
労働省、こういう四つの種類のものが同居してり
っぱな文化センターができたわけなんです。しか
しながら、縦割り行政のもとで補助をもらうた
に、図書館と事務室がそれぞれ四つずつあるそ
うです。それで、図書館は使っているのは一つだ
そうです。行政管理局長官、私はこれはむだだ
と思つた。この辺のところ、なかなかすぐには
どうにもならないとは思つておれませんが、
ひとつ総点検をやつてもらつてもいいんじゃない
でしょうか。よろしく願ひいたします。

私は、ここであつてこういうことを申し上げま
したのは、先ほどからも申し上げておりますと
おり、やはり少しでも合理化できるものは、節約で
きるものはしていかねばならない、そういう

えなくつた。このままでいいのですよ。そして、ずっといくというところでございまして、たとえ三等級の三十二号給というものは二等級の二十号と一緒にありますし、一等級の十六号と全く一緒なんです。だから、わたりというふうなものはもう古くなっているのですよ、大臣。わたる必要さなくなつてきておる、こういうことでございます。

これは、もはや職務給の片りんもとどめており

まね人、まさに年譜銘そのものです。要するに、何人か決まって何年勤めたかということだけで、全部決まっていってしまうのです。何をか言わば、人々やと言わざるを得ないと思うのです。こういふような通し号俵というのは現在何団体ぐらにあるのか、あるいはいつごろからこうなったのかということをお聞きいたします。

○坂政府委員　ただいま御質問の、給料表の仕組みそのものがわたりと同じ、つまり等級に関係なく間差額が同じになっているという問題でございますが、このような給料表を採用いたしております団体はどのくらいあるかと申しますと、これは、給料表は非常に細かいものでございまして、

わかりかねますのと、そのような傾向のごさいますのは非常に市に多いわけでごさいます。市に多うございまして、これは県の方で直接には指導いたしておりますので、ただいまその正確な数字は持ち合わせておりません。

〔委員長退席、海部委員長代理着席〕

○吉田委員　ひとつこれについては関心を持って、いろいろな調査を始めていただいても私は決してむだではないと思うのです。これからの地方公務員の給与のあり方、これは基本的な問題でございますから。

一つの例で申し上げます。越谷市のある中学の

校長さん、こればもちろん男性でありますけれど、五十六歳、大学卒で在職三十五年であります。この人の月給は、本俸が三十七万四千九百円、諸手当が約五万円、ボーナスは百八十九万二

千百二十円、その内訳は四・九カ月プラスアルファ、こうなっているんですね。大体おわかりただけだと思います。ところで、同じ町のある用務員、これは五十九歳の女性であります。だから、校長さんより三つ年上であります。この女性は高等小学校卒、在職は二十七年ですから、校長は三十五年ですから、五十九歳から二十七を引きますと、恐らく三十二歳ぐらいで子供を産み終えて用務員になられたのではないかと、これは想像するわけなんです。この女性の月給は本俸三十八万三千七百円、校長さんより多いのです。諸手当約五万円、これはイコールでございます。ボーナスは二百三万五千四百円、これも校長さんより多いのです。四・九カ月プラスアルファ、内訳は一緒です。こういう実態なのです。

私は、何も女性だから給料が低いのが自然だ、そんなことは言いません。しかし、まあまあ常識から考えまして、どちらが給料が上かと言え、これは社会的にも校長の方が上でなければならぬと思います。そうでないと、やはり社会の秩序というのが、これは専門職ですからね。

私は、そんなことがどうしてできるのかと思うと、やはり先ほどの通し号俸のこういう給料表でさつとしまえば、こうならざるを得ないのです。これは、私は心配でございます。ちょうど、主人がいない間に番頭と手代が全部山分けしようにないかと言っているようなものでございまして、主人とはだれかといったら国民なんです。住民なんです。これはわからないのです。だから、こういうことになっていくとするならば、私はそれ恐ろしいと思います。

したがって、自治省は、地方公務員の給与や退職金、この退職金も武蔵野市の場合余りにも有名でありますけれども、何も武蔵野市に限ったことではないようであります。地方公共団体の自主的努力によるべし、自治省は絶えずそうおっしゃっております。したがって、この種の立法措置は必要でないとおっしゃっております。しかし、何回も退職金の是正やあるいは高給給与は正のための

特別通達を自治省が出されても、まさに馬耳東風ではありませんか。だとするならば、好ましいことではあるけれども、立法措置もいつかの段階で必要ではないかと思うのでございます。

総理、ちょっと中座なさっておりますけれども、回転の速い総理でございますから、大体私の言っていることはおわかりいただけると思うのですが、ちょっとこのままではどうにもならないんじゃないでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 憲法で「地方自治の本旨」という明文がございまして、地方分権と申しますか、自主自律と申しますか、その精神はやはりわれわれは守っていかなければならぬと思うので

結局、条例によりまして各市町村、府県がおの自主的に住民の意向をそんたくして決めるべきものであつて、もしそれが住民の意思に反することがあつたら、これは住民の請求権の行使によるかあるいは議会がそれに対して対応するとか、いろいろな面で自主自律的にやるのがやはり最も好ましい。しかし、それでも動かないという場合には、今回の武蔵野市の場合のように住民の決起あるいはジャーナリズムがこれに義憤を感じてキャンペーンを張るというようなことで結局は征伐された、そういうことがあります。

私は、これはやはり好ましい現象であつて、中央が余り干渉統制することは、そのケースだけに限つてはよさそうですが、そういう風潮が生れることはきわめて危険である。また、地方が自分たちで手に負えないことは結局中央に頼むという

そういう風潮を避けるという、これまたよくない。そういう意味において、あくまで住民の自主自律というものを中心に物を考えていって、そして自治省がそのいろいろな例を引きあるいは総合的、包括的な指導を行ひまして、その指導を強くやしていく。もし指導を言うことを聞かないというところがあったら、これは起債を制限すること

もやむを得ない、あるいは交付税をいろいろ考慮して、それだけ金があるならお金要らぬでしよう

と言つて、中央から出す金を思い切つて削減する。そういうような果敢な措置をやるのが好ましい。法律をつくるということは、私は余り感心いたしません。

○吉田委員 総理のたゞいまのお説は、民主主義の原理から申しましてもそうあるべきだと思ひますし、そうありたいと思ひます。しかし、事態はなかなかわれわれの思惑とはかけ離れた、どうにもならないところのめり込みのような状況にある。自治大臣の最初の御説明などは、だんだん是正されてまいりましたとおっしゃっておりますけれども、私どもはそのような事情にないと思わざるを得ないわけでありまして、やはり一層の指導を求めたいわけでありまして、これはまた私どもの責任でもあると思ひます。総理は、この辺のことにつきまして、たゞいまのようにお考えでございまいしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 中央官庁の組織等につきまして、時代に合うように直したいという気分は各省庁にも実はあつたのであります。私も閣僚を何回かやりまして、そういう空気をよく察知しております。ところが、たとえば国会へ出しますと、内閣委員会等は非常に込んでおる。防衛立法その他がまぐらになつて、なかなか進行せぬということがあります。実際それは現実の問題である。したがって、ついおつくりになつてしまつて、そしてそういう改革法案を出すことをちゅうちよしてしまひまして、各省庁にすれば、ほかにまた大事な仕事がありますから、省庁の仕事をつちへとられてしまつたというのじゃ困る、そういうようなのがわれわれが見た実態であると思ひます。結局、ついおつくりになつてしまつて改革を怠るといふのが、正直、私たちが観測したところでございます。それがいいとは思ひません。いいとは思ひませんけれども、現実はそのうことです。

○吉田委員 総理、この国家行政組織法の改正につきましては、お互いに行政の側とわれわれ国会の方とに、若干の相互不信があると思ふのです。法改正にゆだねるならばなかなか国会の事情で思うようにいかない、そんな例はないとは言えないと思ひます。だからこの際、行政機構の再編はある部分ではもう政令にゆだねてもらいたい、私たちが時期を見て変化に応じて当意即妙にやります、こういう気持ちだと思ふのです。ところが、われわれ議会の方から見ますと、それは言

つてもそんな役所だけに任せられない、もともと官僚の人たちだから何をするかわからぬという、やはり不信がないとは言えないと思ふのです。この辺をこれからどうするかということがきわめて重要な問題だと思ひます。

私は、そういう意味で、局以上の改廃について政令にゆだねられることは、決して悪いことだとは言ひませんけれども、しかし、いま申しましたような意味で、それが絶えず国会の方でチェックされなければならぬ、国民の意思を代弁する国会の行政に関する監督権というものは絶えず確保されていなければならぬ、これはまた私どもの責任でもあると思ひます。総理は、この辺のことにつきまして、たゞいまのようにお考えでございまいしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 中央官庁の組織等につきまして、時代に合うように直したいという気分は各省庁にも実はあつたのであります。私も閣僚を何回かやりまして、そういう空気をよく察知しております。ところが、たとえば国会へ出しますと、内閣委員会等は非常に込んでおる。防衛立法その他がまぐらになつて、なかなか進行せぬということがあります。実際それは現実の問題である。したがって、ついおつくりになつてしまつて、そしてそういう改革法案を出すことをちゅうちよしてしまひまして、各省庁にすれば、ほかにまた大事な仕事がありますから、省庁の仕事をつちへとられてしまつたというのじゃ困る、そういうようなのがわれわれが見た実態であると思ひます。結局、ついおつくりになつてしまつて改革を怠るといふのが、正直、私たちが観測したところでございます。それがいいとは思ひません。いいとは思ひませんけれども、現実はそのうことです。

そこで、この大きな時代の変化に適合した改革を各省庁が自主自律でやらしていただく。各省庁が自分でこれが一番いいと思つたものを出すことが、やはりわりあい能率的なやり方になると思ふのです。そういうことを促進するという意味が一

つづきます。

もう一つは、戦前の国会と比べて、今日の国会は物すごい大きな力をお持ちでございます。それで、たとえば国会の開会にいたしまして、私、所信表明で申し上げましたが、明治二十三年から五十七年間に九十二回でしたが、戦後は三十八年間に実に百回にも及んでおる。国会の回数それから会期の長さ、それから国政調査権の発動あるいは質問の活発性、こういうようなものから見ますと、完全にコントロールは行き届いていると思うのです。むしろ、各省庁のこと等に関しましては、戦後これだけ年数がたっていますから、その省の役人よりも国会議員の皆さんの方が詳しいという方もずいぶん多いし、エキスパートが多いわけでございます。

そういうようなところから、総定数だけ決めていたで、その内部のことは自主自律で各役所がやれ、しかし国会には年じゅう連絡して監督を受ける、そういうような御趣旨のやり方でやっていただいても十分ではないか。それぐらい国会の力というものは出てきておりますし、また仕事にも精通していらつしやる、そういう気持ちでいたしまして、その時代に合うような各省庁の再編成をできるだけやらしていただく。

これは、定員法です。にそういう先例がございまして、総定員については国会がちつと握っておるが、その範囲内において、各省庁の配分やあるいは内部の都合については各省庁でやりなさい。たとえば、農林省のいろいろな統計調査とかあるいは米の検査員とか、そういうものが少し余ってれば、それをこっちに持つてきなさい。そういうふうなやり方をかり有効にやらしていただいていると思うのです。

それと同じような意味におきまして、局や部につきましても、その上限だけはがちつと抑えていただいで、内部はわれわれにやらしていただいで、しかも常時監督をしていただく、そういうやり方にぜひ変えていただきたいと思つて、この次第

であります。

○吉田委員 いろいろ事情を知つていらつしやる総理でございますが、多少問題発言もあつたと思ひますが、それは別といたしまして、政令で自由闊達にやられるということ、それが非常に効率のいいスムーズなやり方だと思ひますが、一つ間違えば、これはやはりもろ刃のやいばでございます。だから、その辺をわれわれ国会は絶えず総括的にチェックしていなければならぬ。私は、そういう意味で、政令が出される以前に国会に報告するといふような義務づけ等が必要だと思ひますが、これはまた後刻論議をいたしたいと思ひます。

〔海部委員長代理退席、三塚委員長代理着席〕

ここで私が申し上げたいことは、官房、局の上限を現状追認の百二十八から、将来やはりもっと積極的に切り込んでいくべきではないか。一応、百二十八の現状、これよりはみ出さない、それはよくわかります、それでもしないと不安でございます。しかし、とかくそうすれば、百二十八まではいいんだ、こうなりがちなきようまでの経緯がございまして、その辺はやはり、五年先にはこまめに削減していきたいといふようなことを行管庁はお考えにならないか。あるいは、部の設置の上限を設けられていないという点は大変心配であります。官房、局にかかわる形で、部の増設で行政機構が膨張したという例は過去に何回もあるわけでございます。だから、やはり官房と局の上限を定めると同時に、これを一方で切り込む。さらにまた、部の上限もこの際定めておかれる必要があるのではないかとと思ひます。

先ほど総理のお話にありましたけれども、また英国のマネジメントレビューという方式もあるようでございます。定期的な見直しという制度を導入することは、そろそろこの辺でわが国もいろいろ検討していい時期に来ているのではないかと考えますが、先ほどの点で行管庁長官の御意見はかがでございますか。

○齋藤國務大臣 局につきましては上限規制をいたしたいと考えておるわけでございますが、その上限規制は、これ以上ふやすことはできませんよという政府の意思であり、その法律が通りますれば国会の意思でございますから、これ以上ふやせないという効果、そのほかに、やはり上限を設けたというものは、その範囲内においてできるだけ縮減するよう努力をする必要があるということを示唆しておるものであると考えております。から、百二十八という現状に固定をすることなく、将来とも改革を進めていくという必要があると私は考えております。

なお、部の問題でございますが、部は、もうすでに御承知のように、局の中の仕事を一部扱うという下部機関と申しますか第二次的な機構でございます。ですから、私は、これまで上限の規制をする必要はないと考えております。しかしながら、上限の規制はないにいたしましても、今後ともそれを縮減していく、減らしていくという努力はすべきだと私は考えております。スクラップ・アンド・ビルドの方式によつて部の増設を抑える、さらにまた縮減をしていくという努力が必要ではないかと考えております。

それから、最後のお尋ねでございますが、やはり行政というものは、そういうふうなある程度の組織の弾力性による規制といふことを必要といたしますが、同時にまた、官庁が自分の所掌する業務あるいは事務、そういうもののあり方、執行の方法、先ほど来いろいろお話がございましたような業務なり事務のあり方、執行のあり方、そういうことについて常時自発的に見直していかうということ、これが一番大事なことでございまして、臨調の答申の中におきまして、恒常的な自己革新が最も必要である、それなくして行政改革はいよということを言うておるわけでございます。から、そういうふうな定期的な見直しといふことは絶対必要であると、私はかように考えております。

○吉田委員 次に、総務庁構想についてお伺いしたいのでございますが、ちよつと時間もございせんので、また他の委員に譲るといたしまして、率直に申しまして総理、今度の総務庁は、一足す一は一・五足す〇・五といふような感じがしてならないんです。いろいろ考えあつてのことだと思ひます。推移をよく見守りたいと思ふのでございまして、しかし同時に、総理は、本会議で私の質問に對しまして、総務庁設置以後中央省庁の統廃合計画についてどうなさるか、この御質問いたしましたときに、国土庁と沖繩、北海道開発庁、この統合のことを答弁なさいました。だとすると、それはいつごろをめどとしてなさろうとするのか。いわゆるポスト総務庁ですね、これからの省庁の統廃合についてお考えをお述べいただきたい。

○中曾根内閣総理大臣 時代は非常に激しく変化もしておりますし、新しいいわゆる高度情報化社会といふものが出てまいりますと、交通、通信、運輸あるいは国民生活全般にわたつて大きな変化が来ることは当然予想されます。行政もそれぞれに対応したような姿勢をつくる必要があると思ひまして、総務庁設置以後さらに中央省庁の再編や統合や簡素効率化の問題につきましましては積極的な検討を進めていく考え方をございまして。

それから、いわゆる三庁統合と言われた問題につきましましては、沖繩開発庁といふものは、沖繩の特殊性、重要性という問題からある程度慎重にやる必要があると考へます。また国土庁といふものも、いま四全総をこれからつくるという段階になつております。そういう諸般の情勢から、これは一種の連絡協議会のようなものをつくつて、そして共通部分につきましましては事務の調整を徹底にやれるようにしたらどうか、そういう考え方を当面持っております。

○吉田委員 次に、国鉄の共済年金の統合問題についてでございます。国鉄の共済年金がずいぶん苦境に立つていて、それはお互いに周知の事実でございます。だから、きのうもいろいろ大臣の答弁がありました

とおり、似た者夫婦じゃないか、ひとつ電電として専売とで一緒にやっちゃいかないか、こういうことでございませう。ところが、普通に統合して現状と余り変わらないようなならばそれは一つの方法でありませうけれども、特に電電の場合現在の掛金を六五〇引き上げて、そして千分の八十五になさるうとしておられます。これは耐えられないことです。われわれは、だからといって絶対反対しているわけではありませぬ。これは全電通労働組合の方々の意見でありませぬけれども、絶対反対しているわけではありませぬ、しかし、単位共済年金としての単独運営を確保してほしい、それから既裁定の年金受給者の既得権を守つてほしい、それから、国鉄共済年金の財源問題については国で責任をとるべき分野がございませうので、国による措置を原則としながらも、各共済組合からの資金対策についてはいろいろと私どもも努力するから、さらにひとつ合意ができるように検討してほしい、こうおっしゃっているんですね。私は、同じ労働者の連帯意識としてもこれは本心に尊敬すべきことだと思ふのです。しかし、いま政府がお考えになつておられるようなことでは余りにも乱暴過ぎると思ふのです。これが問題の一つであります。

それから、国鉄にしても電電にしても民営・分割という線が臨調の方で示されていることはお互いに承知いたしております。しかし、これがある日同じ時期にさつと民営・分割になるかといつたら、そううまくはいかないと思ふのです。いま年金を統合しても、あるその一つは民営になった、あとはならない、この状況は整合性を欠きませう。この辺をどうお考えなんですか。時間がありませんので簡潔にお答えいただきます。

○林国務大臣 年金一般論の話でございませうから、それぞれの担当大臣おられますが、便宜私からお答え申し上げます。いろいろと統合していかなくちゃならない、将来的には全国民一本の方向に持っていくというのが大方針でございまして、きのう末お話し申し上げておきます。まず似たものところから、わりと近い性格を持ったものから統合をしていこう、こういうことでございませう。いろいろと電電の方の御要望などもあるということも私も十分承知しておりますが、やはりこれはやっちゃいかないければ解決がつかないだろう、こういうふうに思っています。

そこで、質問の趣旨は、将来民営になるあるいは官営になる、官営と申しますか公社になる、それはおかしいのではないかと申すことですが、私は、必ずしもそこはこだわらなくてもいい話ではないだろう。要するに、公社とか国家であるから共済であるとか、あるいは民間であるから全部というふうな話にこだわらなくてもよろしい点はたくさんあるのだから、私はこう思います。そういった意味で、一元化の方向につきまして大方針を決めたならば、その中でいろいろと問題を具体的に現実に考へていくというのはいまわれわれが持つておられるところの考え方でございます。

○吉田委員 ちょっとそれは粗っぽ過ぎると思ひます。いづれみんないっしょになるのだから、どこから一緒になつてもいいじゃないか、「わかれても末にあはむぞ思ふ」というけれども、それは一緒になつた方はいま申しましたように一挙に掛金が六五〇も上がるのです。そういうことをあえて強いるというのには、やはりもう少し説得力ある説明や準備が必要だと思ひます。

国鉄総裁がお見えいたしているようでございませうが、国鉄の場合の合理化でも、国の行革も一緒でありますけれども、どうしてもやはり弱いところいじめに終わつてしまふ傾向なしといひませぬ。今度は国鉄は貨物の取り扱いについて抜本的な再検討をなさつておられるのでございませうけれども、貨物駅は日本じゅうで幾つお残しになるのか、これからお聞きいたします。

○高木説明員 五十七年度末現在で八百四十八の駅がございませうが、私どもの計画では四百五十余りにしたいというふうに考へております。

県は、百分の一の単位でありますけれども、今度はゼロにしよう、これは知事初め県民感情が承知いたしません。そういういままでも一向に指導もせずに、予告もせずに、たまたま量が少ないからやめましよう、必要なちゃんと言車一台分用意して持つてきなさい、大阪まで持つてきなさい、国体もあるときに本間に県民感情としておさまらない現状でございませう。やはり国鉄というのはいちと配慮しながら努力しながらやっちゃいかないかと、宅急便の精神を少しは見習つていただかないかと、これは将来なお憂うべき状態になるのではないかと私は思ひます。得ないわけではございませうが、その辺御再考いただけますか。

○高木説明員 今回の貨物の取り扱いの変更は、百年近くやってまいりましたヤードを中心とする輸送を全廃するというものでございませう。ヤードの仕事をやめるといふためには、駅の数が少なくないといふまいか、いわけではございませう。そこで、主要駅については年間二十万トン以上の扱いのある駅、それから拠点駅でないところは十萬トンの扱いのあるところは今後とも統括して駅としてやっていくというのを大体的な目安として決めたわけではございませう。県によつて幾つと地域によつて幾つと、県によつて幾つと、全体を見まして駅ごとの扱い量によつて判断基準を決めておられるわけではございませう。

奈良県において駅がなくなるということで大変県の方に御迷惑をおかけすることになるわけではございませうが、現在奈良県の陸上輸送の〇・三％しか御利用いただけてない状況でございまして、これはやはり県単位で物を見るよりは駅ごとの扱い量で見ざるを得ないのではないかと考へておられるわけではございませう。ただ、それにしても現に御利用いただいている部分について御不便をたらすことになりませうので、コンテナリゼーションといふことをいろいろいま全国的に考へておられますので、そうしたことを通じて御不便は来さないようにしたいと思ひます。駅をやめることだけは御許しを願ひたいと考へております。

○吉田委員 納得ができませんが、時間が参りましたので、重ねて再考を促す次第でございませう。私の質問はこれで終わります。

○三塚委員長代理 これにて吉田君の質疑は終了いたしました。

次に、中略雅弘君。

○中略委員 私は、具体的な質問に先立ちまして、行政改革についての基本的な考へ方を少し述べてみたいと思ひますが、最も早くから、また最も一貫して、国民の立場に立つて、腐敗や浪費をなくして公正で簡素で効率的な行政を断固やるべしと私たちは主張してまいりました。

九年前に田中金脈が政治を揺るがしたときに、田中角榮議員あるいは小佐野賢治氏が組んでペーパーカンパニーをつくつて、建設省を巻き込み膨大な利益を手中にした虎の門事件あるいは鳥屋野瀧事件、信濃川河川敷事件等を追及し、政界、財界、官界の癒着を暴露してまいりました。

いま、むだ遣いの典型と言われているあの欠陥の原子力船「むつ」、国会では百回以上この問題を取り上げて追及してまいりましたが、いまだでは自民党の中でさえこれは廃船にしろという声も上がつておられるではありませんか。

四年前ですか、大平内閣のとき、一般消費税が出されたときですが、電電公社や鉄建公団あるいは大蔵省、環境庁などの官庁ぐるみの汚職や腐敗、こうした問題も追及してきたわけではございませう。

昨年、三井建設の内部文書をもとにしまして、建設、土木大企業が政治家やあるいは高級官僚に働きかけて悪質な談合入札をやつていた実態、国民の血税がこうして公共事業を食い物にしているという実態も取り上げてまいりました。

また、私たちは、こうした摘発、追及というだけではなくて、この政界や財界や官界の癒着を断ち切つて、浪費やむだをなくしていく、そのためには企業や団体からの政治献金を禁止をすること、高級官僚の天下りの規制をもっと強化すること、公正取引委員会や会計検査院の権限を拡充する、あるいは悪質な談合入札の防止の具体策を繰り返

し提案をしてきました。国民に身近な、開かれた行政にするために情報公開法案を国会にも提出してまいりました。

総理、臨調ができて二年半経過をしましたけれども、国民世論が最も強く求めている、こうした腐敗や浪費、むだ遣いをなくして行政を民主化していく、こうした問題が実際に具体的に前進をし、メスが入れられてきたでしょうか。

たとえば高級官僚の天下りの問題ですが、役員の肩書きさえつかなければ中央官庁を退職後すぐに顧問という名目で大企業の中核に座って、官庁機密は筒抜けで、顔をきかせて公共事業の発注をとってくる、これがまた汚職、腐敗の温床にもなっているわけです。全く野放しの状態ではないですか。また、国民にすべてマル秘の行政ということではなくて、要求していますこの情報公開法について、いつになったら出されるのか。私は、まず最初に、具体的にこの二つの問題、天下り高級官僚の規制を一層強化する問題、もう一つは情報公開法の問題、いずれも議員立法として提案をしている問題ですが、最初に総理のお考えをお聞きしたいと思っています。

○齋藤國務大臣 情報公開の問題は非常に大事な問題でございまして、特に行政に対する信頼性というところからいまして、この問題は前向きに検討すべきであると考えておりまして、行管庁の中におきましても、各官庁の総務課長、課長級程度の方々に御集まりいただきまして研究会を設けて検討いたしておるわけでございまして、地方における条例において、県なり市町村ですでに情報公開の制度をつくったところもございまして、そういうところも十分に参考にしながら、前向きに検討を続けていきたいと考えておる次第でございします。何と申しましても、やはり行政に対する信頼性の確保、これが行政改革については最も大事なことである、かように考えておる次第でございします。

○中略委員 天下り規制の問題ですね、それから情報公開法については総理のお考えもお聞きした

い。

○齋藤國務大臣 天下り、天下りと言いますけれども、役人であった時代の経験なり知識なり有能な知識を活用するということは、人材経済の上からいって私は大事なことでと考えておりますから、天下りは絶対悪いものだ、そういう認識には私は立っておりません。

○中曾根内閣総理大臣 情報公開につきましては、私は、やはり行政の民主化を進めるために今後とも前向きに検討させていきたいと思っております。行管長官が時述べたことと同じ考えを持っております。

それから天下りにつきましては、これは内閣といたしまして、一定の基準を設けてまして審査を行うとか、あるいは時間帯を設けるとか、あるいは職種その他を制限するとか、そういうような種類の時間帯規制等を設けておまして、これを厳格に実施していきたいと思っております。

○中略委員 高級官僚の天下りの問題にしましては、いまの法ではこれは全く手抜きになっているわけですね。国民が要望しているこうした情報公開法の問題や天下り規制の問題にしても、結局、この二年半ほとんど前進していない。行政改革という看板のもとで実際に何が行われてきたのか、また行われようとしているのか。国民は、結局福祉の切り捨て、これだけが残るのではないかとこの切気持でいまいっぱいなんです。切り込みの方角が根本的に間違っているからではないかと私は思います。総理は、臨調の答申どおり行革を進めていけば景気もよくなる、また、国民の暮らしもよくなると言っておられたわけですが、事実はどうか。

総務長官にお伺いしたいと思いますが、総理府が家計調査をやっておられます。五月、六月、連続して国民の消費が落ち込んでいますけれども、最近、九月二十二日に発表になりました七月分がまためられていると思えますが、消費はどうか。特に勤労者、サラリーマン世帯の実質収入と可処分所得ですね、手取りの方は去年の七月に比べて

どうなっているか、御報告いただきたい。

○丹羽國務大臣 ただいま中略先生のお尋ねでございまして、家計調査の結果で見た最近の収入と支出の動向はどうなっているか明らかになり、こういうお尋ねでございしますから、これはきわめて数字の問題のように思いますが、大変恐縮でございしますが、私より、正確を期するために政府委員の統計局長から申し上げさせていただきますことを御了承願いたいと思っております。

○時田政府委員 お尋ねの実収入でございします、勤労者世帯の実収入は、昨年の一月以降、物価の分を調整いたしまして実質増加を続けてまいりました。六月が一たん増加に転じましたが、七月は名目で〇・五%の減少、実質で二・六%の減少となっております。

それから、実収入のうち税金や社会保険料等を引きました可処分所得でございしますが、これも勤労者につきまして、昨年の一月以降本年六月まで実質増加を続けてまいりました。七月は名目で〇・九%の減少、実質で三・〇%の減少となっております。

それから支出の方でございしますが、勤労者世帯の消費支出につきましては、昨年一月以降本年二月まで実質増加になっておったわけでございします。三月に実質減少、四月に実質増加に転じましたけれども、五月、六月、二カ月続けて実質減少となったわけでございします。しかしながら、七月には名目で二・六%の増加、実質では〇・四%の増加、このような数字になっておるわけでございます。

%、いずれも減少、可処分所得で、名目で〇・九%、実質で三・〇%、いずれも、実質、可処分ともまた名目、実質とも大きなマイナスになっていることです。こういうことがこれまでであったでしょうか。もう一度お尋ねしたいと思えます。

○時田政府委員 勤労者世帯の名目の減少は、三十年の六月以来ということでございます。

○中略委員 こうして実質収入、可処分所得とも、名目、実質ともマイナスになったのは、いまお話しのように昭和三十年の六月以降初めてであります。実に二十八年ぶりの事態が起きています。

総理、景気はよくなり始めていますとおっしゃっていますが、こうして勤労者の実質収入も可処分所得も、名目あるいは実質とも減少する、実に二十八年ぶりの事態が起きてきています。これで本當に国民の生活が、暮らしが改善されているというふうにお思いになりますか。この責任はどうされますか。

○中曾根内閣総理大臣 景気の状態及び国民所得の状況等は、一進一退の状態でございますが、しかし、これから秋、来年にかけては、恐らくじりじりと景気は回復してまいりますし、それに伴いまして、パートとか残業とか、そういうものもふえてまいりまして、実質国民所得は、賃金は上昇に向かっていくのではないかと、そう予想しておりますし、そういうふうにはぜひいたしたいと思っております。

○中略委員 このことは、来年度の予算編成を見れば、さらにどういう事態になるかということとはよくわかるのじゃないかと思うのです。年金制度の改悪あるいは私学の助成も大幅に削減する、中小企業の助成も削減です。

一番問題なのは、私はやはり健康保険の改悪の問題だと思えます。厚生大臣は改悪という言葉は好きじゃないようですが、今回の厚生省の医療保険制度の改悪で、国民負担増、患者の負担がどれだけふえるのか、これは参議院の予算委員会でも上田議員の質問に対して厚生大臣はきちんと

した数字を出すという約束をされていますから、ここで示していただきたい。

○林国務大臣 中路さんの御質問にお答えを申し上げます。

私は、いろいろと考えましたあげくの末、この案がベストだろう、こう思っ出て出していることとございまして、患者の一部負担の問題を含め、退職者医療制度を含め、また、若干ではございますが保険料の引き下げを含め、そういったことをもろもろの形で出しております。私たちが考えておりますのは、そういった形で医療が適正に行われる、そしてあるべきところの望ましい医療の形へ近づけるという形で出しているわけでございまして、数字はお出しいたしますが、いまこの数字の試算は、現行制度のままで、患者の受診ビヘービアであるとか医療機関の診療パターンが今後とも同様に推移するということを仮定しての数字でございまして、私には、診療抑制というか、本当に必要な診療はやらなければならぬが、いろいろの形でパターンは変わってくると思うのです。これは病気の状況も変わってきますから、やはりそういったものをトータルで考えていかなければならないと思っておりますし、一応いまはそういったことを抜きにしたところの数字を出しています。そういうことで、この額につきましては今後は変動するものだと考えているところでございます。数字につきましては事務局から御説明をさせていただきます。

○吉村政府委員 今度の改革による患者負担あるいは保険料の増減等について申し上げます。これは満年度ベースで申し上げます。

まず第一の入院時の食事代でございますが、千二百億円の患者負担の増でありますけれども、これが保険料に転嫁、保険料が減額されますので、保険料率は〇・八パーミル減ることになります。それから一部薬剤の給付除外等でございますが、これは医療上不可欠な場合は当然給付をするといううこととしておりますので、直ちに患者負担とな

るかどうかはわかりませんが、一応の積算をいたしますと九百億になります。それから被用者保険、本人の十割給付を八割給付に引き下げるために患者負担が五千三百八十億ふえます。ただし、保険料引き下げに回せるわけでありまして、その引き下げに回せる保険料率は五・六パーミルでございまして、それから高額療養費自己負担限度の引き上げ、五万一千円を五万四千円にし、低所得者につきましては入院時が三万円、外来三万九千円、こういうこととしておりますが、この負担が五十億でございます。それから保険料の引き下げでございまして、被用者保険の保険料は退職者医療に対する拠出を差し引きまして二千七百四十億減ります。それから国民健康保険の保険料でございまして、これは七百五十億円ふえます。

以上でございまして。

○中路委員 総計は。

○吉村政府委員 単純に、先ほど申しました一部薬剤の九百億を加えない場合には六千六百三十三億の増になります。加えれば七千五百三十三億でございまして、保険料は差し引きいたしますと千九百九十七億、約二千億の減でございまして。

○中路委員 いまの試算でも七千五百億の新しい患者負担が加わることになります。

総理は、所得税減税はやるのだということを繰り返して言っておられますが、これも規模あるいは時期、財源についてはまだ具体的に明らかではありません。仮に一兆円近いとしても、その分がほとんどこの健康保険の改悪分として取り戻されてしまふ、もしその上増税ということになれば、どんな減税効果が生まれるのかということも問題になります。健保の本人二割負担になりますと、いま百万、二百万の支出はざらです。その二割、二十万、四十万という負担になる。一千万の場合だと二百万です。もちろん高額療養費制度で後から返ってくるというけれども、とりあえず払わなくてはならない。健保本人ですから一家の大黒柱です。家族が金策に走る、サラ金に頼るといふ事態も起きてくる。家族の苦勞を考えると、医

者にかからないとかあるいは入院しない、後になると病氣も重くなる、結局医療費がかさんで国庫負担もふえるということにもなるわけですね。この今度の健保の改悪、これについては関係団体からも強い批判と反対の声も出てきています。この問題については一度撤回して再検討すべきだと思いますが、いかがお考えですか。

○林国務大臣 総理への御指名でございますが、私が担当しておりますし、私の責任におきまして概算要求を出したわけでございまして、御説明申し上げるが、いろいろな形で患者負担というものを取り上げていけば、先生のような御異論はあると思っております。しかし、毎年毎年一兆円ずつ医療費が上がっているというこの事実にはやはり目を向けてもらわなければならない、お互いの持っている制度で、社会保険制度という非常にすぐれた制度でこれをやっているわけでありまして、この負担が出てくる、また毎年一兆円出てくるというものをどうしてやっていったらよろしいか。安易に財政に頼るということはおかしいのじゃないか、社会保険制度でありますから、この社会保険制度の中で何とか考えていかなければならないというこのもとに発想しているわけでありまして、社会保険制度といえはやはり一つの保険制度である。保険というのは、私から申し上げるまでもありません、大きな火事が起きたり何かしたときには保険でカバーしよう、たばこをちょっと落として燃えたからそれを保険会社に請求するなんということはできないでしょう。

そういう意味で、いま先生のお話にありました医療費がますます高額化してくる、百万円から三百万円というのが出てくるでしょう、そういうことにこそ保険を充てるべきだろうと私は思うのです。そういうことが制度でありますし、その中でやはり社会的な公平というものを考えていかなければならない。低所得者に対しては五万円というところ、また一般の方については五万円という限度を設けて、それ以上は保険で負担をしてもらうということを私たちの方は考えておるわ

けであります。そういったことを考えるときに、いまの医療の実態から見ますと、少しの御負担をしていただくこともまた必要なことではないか。特に申し上げますが、組合健康保険と政府管掌保険の本人が十割であり、家族は皆八割、七割です。非常に安い。零細に困っておられる方の入っておられるところの国民健康保険の給付は七割なのです。そういったことを考えていくならば、この健康保険制度というものをうまく将来にわたって維持していくためには、お互いが知恵を出し合って、また力を出し合って、負担をすべきところは負担をしてやっていくというような制度をつくっていくかなければ、将来においてこの医療保険制度というものは崩壊の危険に瀕する。私は、そういったことを考えましていま御提案を申し上げるわけであります。決してことしの財政対策だけの話ではありません。私たちが考えていますのは、中長期において医療保険制度が安定して、本当に国民の健康のためになるような制度をつくっていくという考え方でございまして。

○中路委員 私が言っているのは、メスを入れるところが、方向が全く間違っているのではないかと、いうことを言っておるわけです。一例で挙げますけれども、たとえば来年度薬価基準の若干の引き下げを予定されているのですけれども、いま製薬大企業というものはもうけほうだいなんですね。だからこそ、新薬開発をめぐって国立衛生試験所の汚職も起きてくるわけでありまして。

たとえば、一例でお尋ねしますけれども、代表的な抗生物質、塩野義のケフリンという薬ですが、これはわが国の薬価基準では幾らで、同じものでアメリカでの価格はどうなっているかおわかりになりますか。

○林国務大臣 薬価のお話を申し上げます前に、いまお話し申し上げましたのは、私は単に一部負担だけでもって問題を解決しようとは思っておりません。御指摘のように、薬の問題についてもメスを入れなければならない点がたくさんある。同時に、診療体制につきましてもやはりメスを入れ

ていかなければならない問題があります。私は、いま報告を受けて一生懸命取り組みさせておるのではありませんが、あるところで社団法人で七十億ぐらいの医療費のながある。それが大きな借金をして、その借金のもとでどうするかという話が出てくる。毎年十億ずつもうけて返すなどという話が出てくるのは、ほとんどない話だと思ふ。私はすべてにわたってやらなければならぬと思ふわけでございます。

数字の話でございますから、担当局長から答弁をさせていただきます。

○吉村政府委員 薬価の日米比較の問題でございますが、高いものもありますし、安いものもございます。一概に論じられませんが、いま先生が御指摘のケフリンは日本の方が高いわけでありまして、塩野義のケフリンは一グラムバイアル当たり二千二百二十円、アメリカでは八百八十四円でございます。

○中略委員 私が持っている資料ではみんな高いですよ。ただ、その中で平均的な代表的なものでケフリンを挙げているのですが、いまおっしゃったように、日本の場合は一グラム二千二百二十円です。アメリカのレッドブックス一九八二年版によります数字で見ますと、二ドル九十八セント、一ドル二百五十円として七百四十五円、二百四十円なら七百十五円二十銭ですから、全く同じ薬が日本はアメリカの三倍ということになります。こういう状態を放置しておくことに大きな問題があると思ふのです。

薬価基準は原価プラス適正な利潤で決めていくべきです。いまの医療費の三割以上四割近くの比率を薬代が占めているわけですから、ここにもっと大胆なメスを入れるかどうかということが重要だと思ふのです。大製薬メーカーは目玉であるこの抗生物質ケフリンを含めて六品目で見ますと、一応の例としてアメリカ並みに引き下げますと、いまの推定の売上高で計算しますと、これだけで五百億近い医療費が削減されることになりまふ。こういう点で、私はやはり薬価について大胆な思い

切ったメスを入れるべきだということを思ひますが、厚生大臣、決意はどうですか。

○林国務大臣 先ほど御答弁申し上げましたように、薬価につきましてもいろいろなメスを入れていかなければならないことは当然のことでありまふ。私も一生懸命これをやるつもりです。ただ、アメリカと単純に比較して、アメリカの値段がどうだということとは当たらないと思ふ。それはアメリカにレッドブックスというのがあります。そのレッドブックスというのをそのまま持つてきて、それでは日本というわけにはなかなかいかない。諸外国ともいろいろと比べてみる必要はやはりあります。ありますから、そういつたことで、これは薬価につきましても毎年とにかく薬価の見直しをやるといふことになっていまして、いろいろな点で公正な価格に近づけたい、こういうふうに考えております。

○中略委員 メスを入れる方向の問題で、私は、別の問題ですが一つ例を挙げたいのですが、臨調行革が軍備拡大ともにもう一つ民間活力を尊重するといふことをとらえて、これを保障していく体制をつくり上げてきておりますが、私たちは、臨調行革が財界主導だ、そうでないといつも政府は反論されますが、この財界奉仕を最も顕著に示す問題で、大企業向けの技術開発補助金を挙げることができると思ふのです。大企業向けの補助金等については通産省、科学技術庁に限られていわけではありまふけれども、私たちが調査し、これまでの国会論議でも明らかにしてききましたように、これらの二省庁分につきましては中小企業向けはほとんどありません。少額であります。

毎年科学技術庁を見ますと、資料を配っていただきたいたのですが、科学技術白書を見ますと、政府の施策の中に、科学技術に関する民間への補助等による助成費という表が載っています。これを見ますと、いま資料をお配りいたしますが、通産省、科学技術庁合わせて八一年度実績は四千七百八十六億円であります。これらは直接あるいは

財団法人や研究組合、いわゆる受け皿を通して間接的にはほとんどが大企業に流れていると考えられるわけですね。

そこで通産省にお聞きしますけれども、通産省所管の補助金等を見ますと、コンピニーター、航空機、原子力、エネルギー、新材料等の開発にきわめて多種多様な補助金が大企業に集中しています。いまお配りした資料を見ていただきますが、通産省からいただいた資料に基づいて三菱重工、日立製作、東芝電気、川崎重工、石川島播磨重工業の五社が関係する補助金等の総額はお手元の資料にあるように、八三年度七百六十六億円、七十八年から八三年まで六年間の合計では三千二百三十九億八千九百万円、また通産省の資料に基づいて補助事業ごとに金額を対企業数で割り算し、一社当たりの平均額を企業ごとに集計しますと、三菱重工等の五社には、この六年間に千二百億円の金額が渡っていることになっていまして、この金額は、先日の参議院の内閣委員会でも一つの試算としてそういうことができたといふことは通産省の鎌田政府委員が答弁されているところです。通産省分だけとってみても、大変巨額の補助金が渡っているわけですね。アメリカの有力な経済誌であるフォーチュン誌が発表した一九八二年のアメリカを除く世界企業五百社の番付によりますと、日立は十二位、三菱二十六位、東芝は三十四位です。また、昨年九年度の有価証券報告書に基づいて調べますと、日立の内部留保額は六千二百七十五億、東芝は三千五百二十五億円にもなっています。国民に対して福祉、教育の切り捨てなど大変な犠牲を押しつける一方で、莫大な利益を上げ世界に冠たるこうした大企業に巨額の補助金をどんどんつぎ込む。

しかも特徴的なことは、いまグラフ、表でお示しをしておりますけれども、八一年度の予算編成の時期さなかに、第二臨調が設置をされて、国民がひとしく痛みを分かち合うといふことで進められてきたわけですが、第二臨調の会長を務める、現在行革審の会長である土光敏夫氏、東芝、石川島播磨の社長、会長を歴任し、いまま相談役になっておられますが、その東芝、石川の二社にはこの六年間に三百十億円の補助金が出ていますけれども、特にこの臨調の期間、八〇年度の補助金額を一〇〇にして臨調行革が行われている期間の伸びを見ると、八三年度予算では一六七・九%になっている。また、第二臨調の第三部会長として、第三部会は補助金の整理を担当する一つの部会です。現在国鉄再建監理委員会の会長である亀井正夫氏、同時に住友電工の会長、ことしの春までは日本電気の取締役を兼ねてこられた、住友グループの社長会のメンバーでもあります。そこで、住友グループ社長会傘下の七社の補助金を見ますと、六年間で三百三億、やはりこの臨調の期間をとって見ますと、八〇年度を一〇〇とすると八三年度には二一〇%にもなっているわけですね。ちょっと資料が細かいので大きい表にしてみました。グラフにしてみましたけれども、住友グループの場合二一〇%、東芝電気をとりますと一六七・九%。この間にたとえ社会保障関係費は一六・一%です。文教、科学振興費は一〇・六%、中小企業対策費は九・五%というところになっているわけですね。大変なカーブの違いです。

国民や中小企業には大変な犠牲を押しつける一方で、これで臨調の行革はいわゆる大企業というだけにとどまらないで、この臨調の主要なメンバーである土光氏や亀井氏のところが突出している。お手盛りと言つても言い過ぎじゃないと思ふのです。痛みを分けるというならば、いろいろ口実はあると思ひますけれども、少なくともこういう補助金にもメスを入れる必要がある。総理のお考えをまずお聞きしたい。

○中曾根内閣総理大臣 ただいまの数字がどの程度正確であるか、いま急に出されたのであるから私にはわかりませんが、また、社会保障費との対比を言われましたが、絶対額は全然問題にならぬ。社会保障費の場合は非常に大きな絶対額を、何兆という絶対額を持っておるわけでありまふ。それから土光さんや亀井さんが臨調関係になったから

といつてそれで補助金がふえるとか何とかないものではない。あれは研究開発を中心にした経費であつて、日本の高度情報化社会に対応する、そういう意味において各国と競争している重要な研究等について自分の会社も相当持ち出して国家もある程度応援しながらやっていると、そういうものであつて、それ全体が将来は日本全体の産業の牽引力になつてくる、そういう大きな仕事も引き受けてやつてもらつてゐるわけでありませう。

○安田国務大臣 いま総理から御答弁ございしたけれども、科学技術の総合調整機能を持つてゐる私の立場から一言御答弁申し上げたいと思ひます。

御存じのとおり、中路先生、お手元に資料ございませうが、わが国の五十六年度の科学技術に関する総投資額は五兆三千六百億、そのうち国の支出といふものは一兆三千四百億、これは二五%。そして世界の各国いかにあつてゐるか。考へてみれば、アメリカに次ぎましては約八兆。そして国の負担といふものは約二五%前後、他の先進国はみんな四八ないし四〇%。そういうことで、わが国の科学技術の先端研究といふものはほとんど民間の活力を誘導してしまつて、それに産学官一体になつて先端技術の究明に当たる、こういうシステムでやつておるわけでありませう。

したがつて、われわれはここであるいは協力し、あるいは出資し、あるいは支援し補助する、これは産学官一体の中において業界の産のこの活力をわれわれは誘導する中においてやつてゐる。たまたま、その知見の持ち主はだれか、その研究者はだれか、こうなりませうという、そういうグループ。だから、財政の効率的な使用、それから行政目的あるいは政策目標を効率的に達する、そういう立場においてそういう結果が出てゐるというものであつて、あなたがち大企業にと、こういう考え方はわれわれは毛頭持つていません。こういうことだけ申し上げておきます。

○中路委員 いろいろ弁解されていますが、その

ような弁解はとうてい国民を納得させるものではない。日本の場合に、特定企業に集中してゐるところに大変大きな特徴があるわけだ。問題は、科学技術の名のもとに、きつめて多岐にわたる、系統的に交付されてゐる。しかも、臨調行革のもとでこれを推進してゐるわけば企業の代表者であるという会社に、しかも世界有数の国際競争力を持った企業、痛みをひとしく分かち合ふというそういう代表者、臨調、ここに集中してゐるということを描きつけてゐるわけだ。

問題は、もう一点挙げますけれども、一九七二年度から七六年度まで五年間に、日立、東芝、日本電気などの六社に六百八十六億圓が出されてゐる電子計算機等の開発補助金。ここで開発された電子計算機は現在も販売されて、メーカーは莫大なもうけを上げてゐますけれども、六社は四十三億六千万圓、補助金額の六・四%しか返してゐない。あとはただ取りなんです。

御存じのように、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律があります。補助によつて収益を生じた場合には、その全額あるいは一部を返さなければならぬ。そういうことが出来るようになってゐる。調べてみますと、中小企業はわずかの金額の補助金、中小企業には全部一〇〇%完納させてゐます。一方で、収益を上げてゐるこの大企業の補助金、わずかに六・四%しか返納させてゐない。じゃありませんか。私は、こういうところにも、いまの特定大企業はいかに優遇されてゐるかということ象徴的にやほり見ることが出来ると思ふのです。

これらのメーカーは、その後も超LSIの開発に二百九十一億圓、第四世代電算機の開発に二百二十二億圓と補助金が出されてゐる上に、来年度予算概算要求を見ますと、第五世代電算機の開発に今年度予算の二倍に当たる五十四億圓を計上してゐます。

また、こうした財政措置だけではなくて、メーカーが補助金によつて開発した電算機の販売を促

進めるために、七・三%という低利の資金を含む開銀の融資枠を、今年度比さらに二三・六%増といふ六百八十億圓も確保しようとしてゐるわけだ。あるいは、この販路の拡大のために、コンピュータ等情報関連機器等については特別償却制度の新設までいま計画されてゐるではありませんか。

私は、国民にいろいろ犠牲を押しつける前に、まずこうした点に、こうした不公正なところの拡大にこそメスを入れて検討すべきだということを主張してゐるわけだ。総理、もう一度簡潔に御答へを願ひたい。

○中曽根内閣総理大臣 日本が工業技術国家として、また最近におきましては先端産業等において非常に優秀な成果を上げておる。またそれがために、発展途上国あるいは世界じゅうの国々から経済協力等を求められておるというこの事実、どこから見てゐるかといへば、やはり官民の協力によつてこの技術を開発してきたという点にある。一部においてはアメリカとも肩を並べ、あるいはアメリカを抜くぐらいの力を持つてゐる。光ファイバー等の技術等はいまもうそうでしょうし、一部のコンピュータ、超LSI等においてもそうでございます。

そういうような大きな成果を上げてゐるのはどうであるかといへば、結局、民間の活力、民間のバイタリティー、研究力というものが負うところが非常に多い。そういうものをやるためには、民間としてはかなりのリスクがある。そうして一朝間違へば相当巨額の金を出して、しかも配当がゼロになるというような危険性もなきにしもあらずの研究をやつてゐるわけだ。それ全体がまた国家のために非常に裨益してくるという効果も持つておる。そういうような面について、昔と違ひまして、いまは相当大がかりの金がかかるということと、相当な危険負担を民間もやらなければならぬということ等々において変わつてきておる。そういう意味において、国家もある程度の協力をやり、ある程度のまた相当な監督を行ひながらそれ

をや、大部分は民間が自分で金を出してやつていく、そういうシステムで官民協力で、民間の力を中心にこの技術開発をやつて成功してきておるわけでありませう。

そういう点を見ますと、単にお金が出てゐるからといつて目くらまを立てて、それが全部悪で、それが全部会社の利得につながるという考えは偏狭であつて、そんなことをしておつたら日本はこれだけの大きな工業技術国家にはなれないのであります。共産党のようなお考えを持つておつたら四等国の農業国家に転落してしまふ、そう思つておられます。

○中路委員 私は、企業の技術の開発あるいは役割り、そうしたものを否定してゐるのでは全くないのです。たとえばいま言つてゐますように、補助金を出される。監督してゐると言つてゐますが、法律でも、この補助金によつて利益を上げればその分は返さなければならぬということが法律で決められてゐるにわかならず、わずか六・四%しか返してゐないじゃないですか。ただ取り同然じゃないですかということを言つてゐるので、いま総理は監督すると言われますが、この点に厳しくメスを入れるべきじゃないかということ主張してゐるわけだ。

大企業ともにもう一つの問題は、私は軍事費にあると思ひます。総理は、六月の参議院選挙で防衛費も聖域にしないと言つておられましたけれども、選挙の終わった、来年度の予算の編成が始まると、国民生活関連は軒並みマイナスシリン、そして軍事費は六・八八%という異常な突出です。これは総理、聖域化じゃありませんか。

○中曽根内閣総理大臣 鈴木さんの内閣のころから、予算編成については国際関係の協定とか約束のあるものについては例外を若干設けてきております。しかし、その中でも相当精査してやつてきてゐるわけだ。

それがどういふものがあるかといへば、海外経済協力費あるいはいまの科学技術の開発関係、特にエネルギー関係あるいは防衛費、こういうものの

については、いまでもいろいろな過去の例や国際関係を考えてやってきておるのでありまして、しかし、その中でも防衛費についてはこれだけ海外、外国からの要請も強い中にあると、一%以内におさめるために全力をふるって、そういう状況であるということをよく御承知願いたいと思うのです。

○三塚委員長代理 午後二時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後二時開議

○金丸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中路雅弘君。

○中路委員 午前中の私の質疑で、総理が「共産党のようなお考えを持っておたらこれは四等国の農業国家に転落してしまふ、そう思っておりまふ」という発言をされましたが、これは、四等国、三等国という国に格づけをする、差別でありまふし、発展途上国、農業国は全部四等国なのかという点にもなります。あるいは農業に対する侮辱でもあります。この発言だけは総理、取り消していただきたいと思ひます。いかがですか。

○中曾根内閣総理大臣 別に取り消す必要はないと思ひます。例示ですからね。

○中路委員 議事録を起こして見たのですが、こうして国を四等国とか何等国とか分けるとか、あるいは農業国家に転落してしまふ、これは農業に対する侮辱でもあります。私は重ねてこの点については抗議をしておきたいと思ひます。

異常突出が聖域でないというお話ですが、そういうことになれば全く最初から聖域化という言葉は存在しないことになるわけですね。こういう言葉のあやでごまかさないでいただきたいと思ひます。

今度の防衛庁の概算要求の特徴は、六・八八%の伸びもさることですが、特に正面装備の大量発

注にあります。頭金だけ払ってほとんどの支払いをツケにする。この後年度負担が急激にふえてきている。

防衛庁に一つ聞きますが、あのロッキード社のライセンスで新たに十一機購入入れられるP3C対潜哨戒機は、一機幾らで、そのうち来年度の頭金と翌年、六十年以降のツケは幾らになつていまふか。

○木下政府委員 P3C哨戒機の一機当たりの予算の要求額は百十六億二千五百万円、これは初年度品を込めた値段でございます。それで、要求額の中で五十九年度の歳出額は約三千八百万円、それから後年度負担額は百十五億八千六百万円でございます。

○中路委員 いまお話しのように、初年度は三千八百万円、後年度が約百十五億九千万円ですね。九十九%以上がツケ払いというわけですね。後年度負担の総額は一挙にこうして五千億円もふくらみ、総額は二兆五千億円にもなつていくわけですね。調べてみますと防衛庁の年間予算の実に八四%がツケになる。六十年以降にこれが支払われるということになりますから、まさに膨大な予算の先取りです。GNP一%の枠を突破することも必至だと思ひますが、こんなことを認めれば、これは結局国民の犠牲、負担がますます多くなる。

アメリカの国防総省が最近米議会に公表しました「共同防衛への同盟諸国の貢献」と題する報告書に、経済のバイが大きくならず、他方、各国が防衛支出増加を約束し合っている場合、どこからかそこに回す金を持つてこなければならぬ。そして、社会保障分野こそまさにその源である。これは相当の政治的勇気が必要だということを言っています。総理は、レーガン政権があらさきに福祉を削って軍事費に回せと要求している、こういう要求を受け入れられるお考えなのか、あるいは「防衛計画の大綱」では不十分だとこの報告の中にも言っている。総理は、この「防衛計画の大綱」を見直す必要があると考えておられるのですか。

○谷川国務大臣 国の防衛は国家の基本政策だと私も存じております。

わが国の防衛力の整備に当たりましては、「防衛計画の大綱」に従ひまして更新、近代化を中心にして、質の高い防衛力を着実に整備したいという、こう考えておるわけでございますが、実を申し上げますと、艦艇、航空機その他、多年を要する、数年かかってつくり上げていくものに関しましては、財政法に基づき、国庫負担行為及び継続費の方式によつて予算編成をいたしておるわけでございまして、頭金の問題は、最初御指摘ございましたが、この支払い方式は、何れも五十九年度に初めてという方式でも何れもございせん。過去にずっとこのように方式をもちまして、先ほど申し上げましたような整備をいたしてきておるわけでございまして、それから、もちろんそういう後年度負担の問題につきましても、頭金をセットするときに財政当局とも十分に話し合いをいたしながら必要最小限のぎりぎりいっぱい要求を詰めてきておるわけでございまして。

なお、アメリカが日本に対していろいろ日本の防衛力整備について発言がございしますが、私どもといたしましては、日米安保条約の一方の当事国である、日本の国が攻撃を受けたときには日本の国を防衛する義務のあるアメリカが、日本の防衛力の整備についていろいろな機会をとらえていろいろ発言をする、そういうことはあり得ることであると思ひてはおりますが、私どもの防衛力整備につきましましては、わが国はわが国の自主的な判断をもちまして、国の他の施策、そのときの財政の事情その他を勘案しながら財政当局に要求し、財政当局との間で詰めてでき上がった予算の形で国会へ提出させて御審議をいただいております。こういうふうになつておるわけでございまして。

○中路委員 私が話しているのは、後年度負担が、数年前は年間の予算に対して四割という時期もありましたけれども、いまや八四%ですね。同額くらいの予算を後から支払わなければいけない、それがすでに先取りになつていく。これはまずまず財政が硬直するし、それが国民生活の分野に大きな圧迫になるんじゃないかということを書いておるわけですね。

簡単に一問だけお聞きしますが、いまアメリカの対日軍事圧力の問題でお話しになりましたが、アメリカが軍事力増強の要求の最大の理由の一つにしているのは、シーレーン防衛の問題ですが、この国防総省の報告では、大綱や五六中業にはシーレーン防衛は含まれておらないと述べています。夏目防衛局長は予算委員会でも含まれているという答弁をされておるわけですが、大綱にはシーレーン防衛は含まれていないと覚えておられるのか、いないわけですか。

○谷川国務大臣 シーレーン防衛という用語が定着しつつあるのはほんのここ一年程度のところでございます。わが国が海上交通路の安全を確保する、という防衛力整備の計画を持っておりますのは、実は第三次防衛、第四次防衛におきましてもございまして、もちろんその後の防衛力整備の計画の中にも当然入るわけでございまして、そのことを私は大綱を指して答弁させていただいた次第でございます。

○中路委員 全くいまのはごまかしで、これまで大綱の中には明確に規定されていません。中曾根総理との会談の中で、このシーレーン防衛が明らかになつてきた、領域外の防衛。そして防衛庁は、今度出した防衛白書、この中で初めてシーレーン防衛の問題を提起してきた。事実上大綱を改定するような、そういう行為をいま続けられている、ということを強く指摘しておきたいと思ひます。

それで、私は時間の関係でもう一問だけ総理にお聞きしたいのですが、総理は七月にNATO諸国の国会議員が訪れたときに語つておられることが新聞で報道されていま「来年五月までに総選挙をやらなければならないので、選挙に負ける犠牲を

払ってまでそれを前面に掲げるわけにはいかな
い」これは新聞の報道です。いま六・八八%、こ
れも大変な増強ですが、この発言ですと、選挙が
終われば本音を出して軍拡をもっと前面に出すとい
うふうにも受け取れます。六・八八%をもっと
ふくらませる、そういうお考えですか。

○中曽根内閣総理大臣 私がいま何を言っ
たのは事実です。ともかく、われわれは自民党と
して日本の国政に責任をしょってある政党であつ
て、もし自民党が選挙に負けたら、日本の安全保
障もあるいは経済的な繁栄もだめになっちゃうと
私は信じておる。そういう意味で非常に責任を持
っておるわけでありまして、選挙に負けてはい
かね。ただし、すぐ選挙があるという意味じゃあ
りませんよ。来年任期満了までわれわれは任期が
あるのだから、ともかく政策を実行していこう、
しかし選挙に負けてまでそういうことをやるとい
うのは政党政治家がやることではない、おたくの
国だって同じことでしょう、そういう趣旨のこと
を言ったのであつて、だからといって、じゃ選挙
が終わったら金をうんと軍事費に回すという反対
解釈が成り立つという意味ではないのでありま
す。

○中路委員 いまのは全く詭弁で、この語ったの
が事実だとすれば大変な発言だと私は思います
ね。選挙があるから、選挙に負ける犠牲を払って
まで防衛力の増強を前面に掲げるわけにいか
ない、これはもう正確に言えば、選挙が終われば本
音が出るということじゃないですか。あなたは、
国会にも明らかにされない改憲への長期のタイ
ムテーブルを持っているというのを外国人に對し
てもおっしゃっていますが、いつも外国人に對し
ては相当本音をおっしゃる、国会、国民に對して
なかなか胸の内を明らかにされない、私はこのこ
とを強くいまの発言でも痛感をします。

ただ、この後、私の質疑の時間の範囲内で三浦
議員の方から関連質問をさせていただきますので、よろしく。
○金丸委員長 この際、三浦君より関連質疑の中

し出があります。中路君の持ち時間の範囲内でこ
れを許します。三浦久君。

○三浦(久)委員 中路議員の質問に関連して御質
問をいたします。

田中金脈やロッキード事件に見られるような金
権腐敗政治というものを追放していくということ
は、清潔な政治を行うための原点だと私は思うの
であります。むしろ、いま国民が求めている本
当の意味での行政改革を行う、そのための原点でも
あると私は思っております。そういう観点から、
私は、田中の新金脈問題についてお尋ねをいたし
たいと思ひます。

建設省は、都市公園法に基づいて国営公園の設
置を全国八ブロックに分けて推進中でありま
す。北陸ブロックでは、田中系の企業でありま
す。新潟遊園、これは約二十三ヘクタールありま
す。約七万坪ですね。この土地に隣接をしてこの
国営公園を建設しようとしておりますが、それは
事実でしょうか。

○松原政府委員 御指摘の国営公園調査につきま
しては、現在、北陸地方建設局におきまして、五
十五年度以来四カ年の調査を続けておるもので
ございます。その中で十二カ所の候補地を選定いた
しまして調査を進めております。本年度は、それ
を数カ所にしぼり込みましてさらに詳細な調査を
行う予定でございます。御指摘の地区に国営公
園を設置するかどうかは全く未定でございます。

○三浦(久)委員 いま十二の候補地があると言ひ
ましたね。そのうちの二つに挙がっているのじゃ
ありませんか。

○松原政府委員 十二の候補地を調査対象にいた
しておりますが、御指摘の地区もその十二の地区
の一つとして調査対象になっております。

○三浦(久)委員 総理、聞いてください。この地
域は新潟市の佐潟というところを中心とした地域
であります。私も昨年調査に行つてまいりました
けれども、非常に広い砂丘地帯です。どういふ思
惑で田中系企業の浦浜開発がこれを購入したのか

はわかりません。しかし、この北陸ブロックに建
設しようとしている国営公園、これは四百ヘクタ
ール、そして総事業費で三百億円、こういう国営
公園をこの土地の隣につくろう、こういうことな
んです。もしこの砂丘地帯にこういう国営公園
を建設するということになりますと、この田中
系企業が持っている新潟遊園という土地は一体ど
うなるのかというところ、これはもう土地が大変高騰
するということも明らかであります。そして浦浜
開発自身が、また田中氏自身がばるもうけをする
ということも事実なんです。

二十三ヘクタールある新潟遊園の土地でありま
すが、これはどういふふうにして手に入れたかと
いいますと、一九六一年に坪三百三十円で買った
ものであります。総額二千三百万円を買ったもの
です。現在の価格は坪一万か二万ぐらいだろう、
こう言われておりますけれども、国営公園ができ
れば、地元不動産業者の話でありますけれども、
時価坪四万円から五万円にはね上がるだろう、
こういうふうにならわれているのであります。そう
いたしますと、仮に四万円になるといたしまして
も、約三十億円の土地の価格ということにはね上
がるわけですね。こうなりますと、わずかに二千三
百万円で手に入れたものが三十億円にはね上がる
ということ、これはもう田中氏のばるもうけ以外の
何物でもない。こういうことに建設省自身が手を
かしているというのが現在の状況だと思ひます。

けれども、こういう建設省の計画について、総理
はどういふふうにお考えでございますでしょうか。

○内海國務大臣 先ほど政府委員の方から答弁い
たしましたとおり、北陸三県で十二の候補地を選
びまして、それをいま調査をしている段階でござ
います。先生の御指摘のように、断定的にそこ
に決まるといふ前提で御質問されるのはいかがか
と思ひます。

○三浦(久)委員 候補地になっていふということ
は、そこに建設される可能性もあるということじ
やありませんか。特に有力候補地になっていふこ
うことは間違いがない事実なんです。それで

しょう。いま政府委員もそういうふうに答弁され
ておりますよ、候補地の一つになっているという
ことは。ですから、そこに建てられる可能性があ
るわけで、そこに建てられたとすれば、いまのよ
うに田中系企業にばるもうけをさせるといふ結果
になるのは明らかじゃありませんか。私自身は、
これを候補地の一つに挙げることも間違ひだとい
うふうには思っているのです。

環境庁にお尋ねいたしますけれども、この佐潟
地区は佐渡弥彦山国定公園の一部にあるのでは
ありませんか。

○山崎政府委員 お答えいたします。

佐渡弥彦山国定公園の一部にその伝えられて
いるような地域が該当すると思っております。

○三浦(久)委員 五十一年の二月に都市公園法が
改正になりました。その際に、環境庁の自然保護
局長と建設省の都市局長との間に覚書を結んでい
るはず。その覚書はどういふ内容でしよ
うか。

○山崎政府委員 お尋ねの五十一年二月十九日、
環境庁と建設省との間に覚書を取り交わしてあり
ますが、その内容は、建設大臣が国営公園を設置す
べき区域を決定しようとするときはあらかじめ環
境庁長官と協議し、環境庁の了解が得られたもの
についてのみ決定するという内容でございます。

○三浦(久)委員 そういう協議の申し入れがいま
までありませんか。

○松原政府委員 この国営公園の予定地の告示に
つきましては、環境行政との調和を図るための措
置でございまして、国営公園の区域を決定する場
合にはその都度協議をいたすことにいたしてあり
ます。

なお、私の答弁があるいは誤解があったのかも
わかりませんが、先生御指摘の地区につきまして
国営公園を設置するということを決断しているわ
けではございません。全く候補地の一つでござい
ます。

○三浦(久)委員 だから、候補地の一つに選定を
するときに、すでに環境庁といふ話し合いを

して、了事が得られるのかどうかということを事前に察知しておかなければ、いろいろ予算をつけ調査をするわけでしょう、いろいろなことを調査したけれども、最後に環境庁に持っていったら了事が得られなかったというようにすることは予算の浪費になるでしょう。当然、候補地に挙げて調査をする段階でもうすでに環境庁の了事が得られるのかどうかというように打診しておくというのは行政の常識でしょう。それをいままやらないということなのです。

それで、私は、そういう環境庁と建設省との間の覚書が交わされたというのは、国定公園の中には国営公園をつくるということ、これは一般的に言って好ましくない、だから環境庁長官の了承を必要とするというふうに覚書を交わしたと思うのですが、その点はいかがですか。

○梶木国務大臣 いまお話しした国定公園ですね、これはもちろん、委員も御存じのように、自然公園、これに基づいてやっておるわけですから、建設省でやられる都市公園法に基づく公園とおのずから異なっております、これは当然だと思っております。ですから、われわれの自然公園は当然、自然を保護するあるいはまたその利用を増進する、こういう目的なのです。だから、原則的に言えば重複を避ける方が私はベターだと思えます。しかし、あくまでも国民のレクリエーションとかいろいろ考えますと、重複してもやむを得ないなというところも場合によってはあるわけなのです。現に、玄海国定公園で海の中間道公園、これは協議がありましたから、われわれいろいろ検討しまして、これはあくまでもレクリエーションとかいろいろな点から必要だ、自然景観を破壊しない、こういう前提があるなればいいじゃないかというところで調整した、こういうことですか。これは、これはケース・バイ・ケースで考えざるを得ない、かように思います。

○三浦(久)委員 原則としては好ましくないというように御発言があり、最後にはケース・バイ・ケースだ、こうおっしゃるので、それは全く禁止

はされていなくてもいい。いまの海の中道公園の問題は、五十一年の二月以前の問題でしよう。協議があったと言いますけれども、この覚書ができる前の話ですよ。そしてまた、それも重なる部分というのはほんの一部分ですよ。そういうことは私の地元ですからよくわかっておりますよ。

では、お尋ねしますけれども、この覚書ができた昭和五十一年の二月以降、国営公園をたくさんつくっております。六つつくっておりますが、これは国定公園内にダブらせてつくったところがございますか。

○松原政府委員 海の中道以降はございません。

○三浦(久)委員 ないんですね。結局、いままで五十一年の覚書を交わした以降は、国定公園の中に都市公園である国営公園はつくらない方がいいということ、こういうことが行われてきているわけですね。それなのに、なぜいまこの田中角榮氏が所有している土地、その隣には国定公園でありながらつくるのですか。つくろうという候補地に挙げていますか。それはやはり浦添開発という田中系企業の土地があるから、そこにあなたたちは候補地に設定をしたのじゃありませんか。だれが考えたって、そういうふうにしか思えないと思うのです。どうですか。

○松原政府委員 全く誤解でございます。十二カ所の候補地を選定いたしました。その自然条件、社会条件を調査しているわけでございます。その調査内容の中に、いろいろな法律によりまして土地の利用規制もございます。そういう土地の利用規制がかかっている状況等も調査いたすわけでございます。先生御指摘のように、どこそこ土地をどなたがお持ちになっておられるかということまで調査しているわけではございません。

○三浦(久)委員 これはもうかなり進んでいるんですよ。私も建設省の皆さんからお話を聞いて質問しているのですから。十二の候補地につきましては地元の皆さんに全部相談をしていると言っています。しかし、十二の候補地は、では全部教えて

くださいと言ったらそれは教えられませんと言うんだね。何で秘密にしなければいけないんですか、そんなことを。

それは別として、いまこの佐潟の地域の公園の計画ですけれども、すでに土地利用構想の図面ができておるでしょう。そしてまた、県や市や町、それと国との間の費用分担のそういう表までできて、いろいろと打ち合わせをしている、そういうように言われています。それはあなたの方の課長補佐さんがそういうふうに私に言うんだから。そうであれば、かなり具体化しているということなんです。そうすれば、もうすでに事前に環境庁と打ち合わせをして、了事が取れるかどうかということをやっておかなければいけない。それをやらずにあなたの方でどんどん強引に進めているということ、これは、やはり田中角榮氏の政治力でこんな了事はすぐ得られるさ、そういうふうに考えてあなたたちがやっているとしたらわれわれには思えない。どうですか。

○内海国務大臣 最初からそういう前提で物を見られますと、どうしてもそういうことになるかと思えますけれども、まともに事務的にやっております。でございますから、余りそういう含みを持たないで、素直に見ていただきたいと思っております。

○三浦(久)委員 結果的に見れば、ここに公園が建設されれば田中角榮氏が二千三百万円で買った土地が三十億円の値段にはね上がるのです。素直に見ればそういうことなんです。国民が額に汗をしながら毎日働いています。それでも生活水準が下がっているというのはいまのまにきりしているでしょう。それも私もはいまのまに行政改革の結果だと思っておりますけれどもね。そういうときに、田中角榮さんがぬれ手にアワのつかみ取りみたいな一気三十億円もの金をもうけることができるような、そういう公園を計画するなんというの、私は国民を愚弄したものだと思ふのです。私は、こういう不明朗なこの公園の計画というのは再考すべきだというふうに思

います、いかがですか。

○内海国務大臣 まだ決まっておるわけではございませんので、そういう前提に立って物をおっしゃっていただいても困るわけでございます。

○三浦(久)委員 もう四年間これは候補地に上がって放しなんでしょう。まだ候補地になっておるんですよ、内海さん。土地規制の問題についていろいろ調べるおっしゃっているけれども、そんなもの調べるのってわかるでしょう、自分たちが覚書を結んだそのものなんですから。そんなものは調査しなかつたって、建設省自身はわかっているはずじゃありませんか。それで、本来であれば、国定公園の中に国営公園、都市公園をつくるというようになるとは原則として好ましくない、こういう結論が出れば候補地から外すべきじゃありませんか。それを、まだ決まっていなから断定的に物を言っちゃ困るというの、あなたがやはり何とか派だからかなというふうに思われるんじゃないですか。

私は、総理に、国民の労苦をよそ見しながら特定の政治家がぼろもうけをするというふうな、こういう公園計画の建設についてどういうふうに思われるのか、ちょっと所信を承りたいというふうに思っています。

○中曾根内閣総理大臣 公園の設置というものは、恐らく、その付近の住民、その地域の住民の皆様の御要望に沿って、そして公園本来の目的を達することが出来る適地であるかどうか、特にそれは地域住民の要望というものが非常に大事であるだろうと思えますし、また、専門的に見てそれが果たして適地であるかどうか、社会経済条件まで入れて判定すべきものである。

したがって、いまお話を聞いておりますと、いふと、何か前提を置いて独断し過ぎているような気がいたします。すべてはやはり科学的に科学的な社会主義と言われるのですから、科学的に果たして妥当性ありや否やという点で十分御検討なすってしかるべしであると思えます。

○三浦(久)委員 独断は、総理、あなたの答弁だ

と思います。というのは、この十二の候補地を決定するに当たって、地元を要求を聞いて決めたのではありませんと建設省は答えております。建設省サイドでも十二の候補地を決めた、こう言っておられるんですよ。それは間違えのないようにしていただきたいと思います。

私は、田中系の企業が、田中氏の政治権力を使って、そして政府をも巻き込みながら金脈をつくっている例というのはたくさんあると思います。その典型的なものは信濃川の河川敷の問題だというふうに思います。

長岡市の信濃川河川敷約二十万坪、これを田中系企業の室町産業が農民から買収をいたしておりますが、買収するに至る経過がいろいろあるわけですが、きょうは時間がありませんからそのことについては触れません。ただ、だまされたと言った農民が裁判を起こしているということは事実であります。国会でわが党その他各党が田中金脈のときにこれを追及いたしまして、そして大きな国民批判、国民世論の前にととうこの室町産業も、二十万坪のうちの約半分、約十萬坪を長岡市に譲渡いたしました。

ところが、その河川敷の中には一万二千平方メートルの国有地があるんですね。これは、里道だとかいろいろ虫食い状態になってたくさんあるんです。ぼつんぼつんあるんです。ですから、そのままの状態ではこの土地を全面的に開発するということができないのです。せっかく農民をだまして手に入れた土地が開発することができない、そういう状況になっているわけですね。

ところが、ことしの八月十日に、その点在する国有地を長岡市に大蔵省が交換という形で払い下げたわけでありまして、その五日後に今度長岡市が、室町産業が所有している南半分の約十萬坪の土地がありまして、その中に国有地、これは長岡市が交換で手にしたわけですが、それを今度は室町産業に払い下げているわけですね。これは都市計画道路をつくるということで、室町産業の土地を道路敷地にし、その分だという

のでこの国有地を払い下げた。市に国有地を払い下げたという形になっているけれども、結果的には室町産業がその国有地を手に入れ、虫食い状態がなくなっている、それで全面的に開発ができるというようになっているわけですね。この払い下げを大蔵大臣は認可されたわけでしょう。どうですか。

○竹下国務大臣 国と長岡市の交換契約は妥当なものであつて、問題はないというふうに理解をしております。

○三浦(久)委員 法律的に問題はないとしても、結局は、田中系企業である室町産業に、虫食いの状態で国有地が点在しておつたら使えない、そういう土地を虫食い状態をなくしてやったということになるわけであつて、これはもう田中系企業の室町産業に莫大な利益をもたらした払い下げ、交換だということは事実はずきりしていると思つてですね。

それで、この土地は現在どのぐらいかという、近隣の土地の値段が不動産屋に出ていますけれども、坪三十万円するのですよ。これが十萬坪ですと全部で三百億円の値打ちがあります。砂利も数十億円の値打ちがありますね。こういう田中系企業のぼろもうちに大蔵省は手をかしたんだというふうには言わざるを得ない。これが典型的な利権政治じゃないかというふうに私は思うのですが、どういふふうにお考えですか。

○竹下国務大臣 妥当な手続をとつたわけでございますから、私は、具体的にその中に畦畔が何ほあるとか、そういうことをいまここで詳しくお答えするだけの知識がありませんから、その点については政府委員からお答えをさせていただきます。

○志賀(正)政府委員 お答え申し上げます。国は、去る八月十日長岡市との間で、信濃川敷内、川敷内に散在しております国有地八十六筆、一・三ヘクタールにつきまして、他の国有地と合わせまして合計一・七ヘクタール、これを、長岡市から従来借り受けております科学技術庁所管の国

立防災科学技術センター雪害実験研究所敷地の交換契約を結びました。長岡市から雪害実験研究所敷地につきましては国が借り上げをしておたわけでありまして、これを買い上げをしてほしい、こういう要望がかねてからございました。また一方、廣川敷内に散在する国有地につきましては、長岡市側から、まず長岡市が利用いたします北側半分の国有地につきましては、一帯の市有地と合わせまして長岡市赤病院、大学、テクノポリス関連施設などとして利用し、南側半分の国有地につきましては、廣川敷を南北に縦貫をいたします都市計画道路、市道でございますが、都市計画道路敷の代替地として利用したい、こういう申し出がございました。

国といたしましては、北側半分に係ります長岡市の利用計画が去る七月五日の市議会全員協議会の場で公表されました。また、道路計画につきましても本年三月に事業認可があり、七月五日に市議会におきまして予算措置が議決されました。こういうことから、国有財産と長岡市所有地との交換を行います条件が整いましたので、事務的に慎重に検討し、所定の手続に従ひまして八月十日交換契約を結んだものでございます。

廣川敷内の国有地は、地形が狭長な旧里道、水路等、単独の利用は困難な土地でございます。しかも、これらが交換によりまして公共性、公益性の強い用途に利用され、また、そういう意味で国有地の活用としてふさわしいものでもございまして、国といたしましては、かねてから市側から要望のございました庁舎の敷地の借り上げ解消を図ることができ、こういうことから見まして、本件交換は妥当なものと考えまして交換契約を締結した次第でございます。

○三浦(久)委員 何か国の利益になるからやつたような話をしていただけますけれども、それなら国が何でこの時期に急にそういう虫食いの状態の国有地を交換という形で払い下げをしなければならなかったのですか。そんな緊急な必要性というのはないのです。むしろ田中系企業の室町産業の必要

性からやられていることじゃありませんか。そんなことは常識ですよ。何で田中角榮氏がこんなに金脈づくりに狂奔をしているのか、私は、それはやはり裁判費用との関係があるのではないかとこのように思っているわけですね。

田中元首相は二億円の保釈金を積んで保釈をされたわけでありまして、そのお金を大光相互銀行から借りております。この大光相互銀行は、どういふ銀行かと申しますと、もう御承知のとおり、乱脈融資で再建中であつて、大蔵省の決算承認銀行になつてはいるわけですが、この二億円はもと短期貸し付けで借りたものでありますけれども、七年たったいまも何も返済をされてないのです。延期、延期でまだ返済をされておられません。

大蔵省にお尋ねをいたしますけれども、保釈金の費用として短期貸し付けで借りたものを、借りかえ借りかえで七年間も返済をしない、また返済しようとしていない、こういうことは、国民大衆の預金を原資として貸し付けをしているいわゆる相互銀行のあり方として好ましいものなのかどうか、私はお尋ねを申し上げたいと思つたのです。

○竹下国務大臣 一銀行の個々の具体的な融資の件についてお答えするという立場にはないと思つてます。いまおっしゃつた相互銀行というものの一般論としての貸し付けという問題につきましては、事務当局からお答えをさせていただきます。

○宮本政府委員 相互銀行につきましては、一般的に申し上げまして、個人に対する貸し付けにつきましては一応自由に行うことができることになっております。ただし、同一人に対する貸付額は、自己資本の二〇％に相当する額または十五億円のいずれか低い額の範囲内に限られているわけでございます。

一般論として申し上げますれば、担保等によりまして保全措置が十分講ぜられ、約定どおりの利息が支払われておりますれば、特に法的な問題はないわけでございます。御指摘のことにつきましては

ては、ただ、短期資金が長期化したしまして仮に回収に懸念が生ずるようなことがありますれば、これは好ましくない問題ではないかというふうに考えております。

○三浦(久)委員 相互銀行法の第一条には「国民大衆のために金融の円滑を図り」というふうに書いてあるのです。ですから、この相互銀行の目的というのは、中小企業とか自営業者とか、また消費者金融、そういうものが本来の目的なんですね。いわゆる総理の犯罪と言われているこの事件の保釈金を融資するというようなのは、本来の目的でないというのはいささかきつりしていることとを要求して、次の質問に移りたいと思います。

次は、総理に対する質問であります。私の以上、二つ、三つの質問でおわかりになりましたように、田中角榮氏は、刑事被告人となつても何らその政治的道義的な責任というものを感ずることなく、田中金脈の金脈づくりに狂奔しているというところが明らかになつたと思つたのです。ですから、私は、圧倒的な国民が田中角榮氏の議員辞職を望んでいるというのはいささかなことだといふふうに思つております。

問題は、その田中被告人が、刑事被告人である田中角榮氏が、そういう金権を背景にしながら、いまなお日本の国の政治というものに大きな影響力を持つていて、民主主義国家では考えられないようなことがこの日本の国の政治では行われているということだと思つた。

総理は、田中元首相がキングメーカーという名を付けられている、そして自民党の政治あるいは首相を動かしているのではないかと、そういうような質問を参議院で受けた。そのときに総理は、わが党に対する侮辱であり重大な内政干渉だ、こういうふうな答弁をされておられるわけですね。

私は、ここに越山会の機関紙を持つてきました。これは昨年の十二月十五日付でありますけれども、「越山」という機関紙です。ここには「日本

最大の實力者ぶりを実証」という大見出しであります。そして「総裁選田中軍団が中軸に」、そしてその横にも大きな見出しで「キングメーカー田中海外でも定着」、こういうふうな書かれてあるわけですね。そして、本文を見ますとこういう文書もあります。「十月、十一月にかけて中央政界は大きく揺れ動きました。鈴木首相の突然の辞意表明、自民党の総裁予備選挙、中曽根康弘候補の圧勝と新政権のスタート、臨時国会の開幕が、その中身です。この一連の政治ドラマの中で田中元首相は日本政治における最大の實力者、キングメーカー(首相を創り出す人)であることを国の内外に改めて実証しました。こういうふうな書かれてあるわけがあります。そして、「こんどの自民党総裁予備選挙は、中曽根総裁の勝利である」と同時に、田中元首相の勝利であつたと言います。」と書かれてある。そしておまけに、木曜クラブに行つて中曽根総理自身が深くとお礼の頭を下げてゐる写真も出ております。

田中角榮氏の後援会の機関紙「越山」自身が、田中角榮氏自身をキングメーカーだと言ひ、そして中曽根総裁の勝利は田中元首相の勝利とまで言つてゐるわけですね。こういう記事が越山会の機関紙に堂々と掲載をされている、このことについて総理はどういうふうな御感想をお持ちでございましょうか。

○中曽根内閣総理大臣 代議士がその後援会の機関紙あるいは編集者が後援会の人たちが喜びそうなことを特定の後援会に流すという意味でつくつてゐるものと、参議院という公の機関で、全国テレビで国民が聴視してゐるところで同じようなことを言うということはまるっきり性格が違うこととです。その辺のことは弁護士のそろつてゐる共產党でもおわかりのことだと思ひます。

○三浦(久)委員 有権者が喜びそうなことをいろいろ誇大に宣伝する、そういうことはあるかも知れませんが、しかし、これはただ一般的に田中元総理を褒めてゐることじゃないのです。中曽根総理との対比において物を言つてゐるというふう

ら、私は例にして引き合ひにして出したわけでありませう。

それだけじゃありません。ことしの二月十五日付の、これもやはり同じ「越山」ですけれども、田中秘書の早坂氏は越山会の役員新年会でのあいさつで何と言つてゐるかと申しますと、私もびっくりしましたが、「内閣を会社になつたとすれば代表取締役社長が中曽根さん、先生は、これは田中角榮氏のことでしょう、「先生は筆頭大株主」ということになる。」というふうな書いてあるのです。そして、この越山会の一面大見出しにはやはり「いまも堂々と政界最高の指導者ぶりを」というふうに見出しがつけられております。このことは、田中元総理自身が自分がキングメーカーだといふことを自任してゐるということではないかと思つたのですが、いかがでしょう。

○中曽根内閣総理大臣 先ほど来申し上げましたように、代議士の後援会の機関紙に關係者がその代議士さんを称揚するようになつてゐる書物はよくあることでありまして、そういう特定の後援会員の機関紙にそういうことを書いたことと、参議院という国会の神聖な議場において、そして全国民がテレビで聴視してゐるその場所であるといふことは、まるっきり決定的に性格の違うことである、先ほど申し上げたとおりです。

○三浦(久)委員 それでは別の資料をお見せいたしましう。越山会だけではないです。読売の九月十二日付の新聞にこう書いてあります。「大株主が社長を選ぶのは当たり前だ」、これが田中角榮氏の持論だ、こういうふうな紹介されております。また、八月二十九日の田中派の研修会で田中元総理はこう言つてゐます。嫁をもらつて一年もたずに別れるなんて論外、いまだ以上にバックアップしよう、こういうふうな発言している。嫁というのは、これはもうおわかりのとおりでありませう。これは、これはもうおわかりのとおりであります。これは私は、田中氏自身がおはるキングメーカーなんだというふうな思つてゐることを証拠ではないかと思ひますが、総理はいかがお考え

ですか。

○中曽根内閣総理大臣 男が嫁さんなんかなるはずはありません。(笑)

○三浦(久)委員 私の質問は、田中氏自身が自分をキングメーカーだと思つてゐるのではありませんかという質問でございます。

○中曽根内閣総理大臣 そういふ、人の言つたことについては関知しません。

○三浦(久)委員 もしかこの「越山」の記事が本当だとすれば、これは大変なことですね。いま総理の犯罪といふことで裁判にかけられてゐる田中角榮氏、刑事被告人であります。この方が政界の最高實力者で、首相をつくるのもまた首相をおろすのも自由だ、キングメーカーだ、こういうようなことを堂々と言う。そして、さっきも言ひましたように、田中氏を褒めてゐるだけではないで、中曽根総理との対比において、中曽根総理は社長だがおはる筆頭大株主だといふようなことまで言つてゐる。こういうことは、私は日本の民主政治という点からいって見過ごすことのできない問題だといふふうに思つてゐるわけでありませう。ですから、もしこれが本当だとしたら大変なことだ。もしかうそだといふふうな中曽根氏自身がお考えになるのであれば、取り消しを要求するとか、また抗議をするとか、そういう措置をとられるべきだと思ひますけれども、いかがでございませう。

○中曽根内閣総理大臣 後援会の機関紙にそれに類することはみんなお互ひ言つてゐることでありまして、別に意に介するほどのことではない。それより大事なことは、国権の最高機關である参議院の神聖な委員会において、全国民聴視のその場においてそういう不都合なことを言うということが問題なんです。

○金丸委員長 三浦君、これは行革特別委員会です。あなたの質問は行革特別委員会の線には沿つてない。もう四十五分、あと十分ぐらいしかありません。行政の問題もひとつ質問していただきたいと思ひます。

○三浦(久)委員 私は、やはり清潔な政治は行革

の原点だ、そういう立場でお尋ねをしているわけ
であります。

ところで総理は、参議院の予算委員会で、田中元首相に議員辞職を求めたらどうか、こういう質問に對しまして、自民黨員はそういう心構えでいかなければならないが、無所属の方は自分で判断すると考へるというふうに答弁をされておられますね。

しかし、田中元首相は自分で無所属とは考えていないのであります。たとえば、文芸春秋の八一年二月号の中でのインタビュで、「私を自民党でないという人はいないし、私もまた、「わが自民党は」とやっている」、こういうふうに述べております。これは田原総一朗氏とのインタビュであります。またさらに、八一年六月十九日付の週刊朝日でのインタビュ、やみ将軍と言われるのはキングメーカーとして君臨しているからではないか、こういう質問を受けて、「あたりまえだろう」、「自民党の総裁は数で決まるんだから。ぼくは自民党に籍がないから投票権はないけど、自民党所属の衆参両院議員の中で、わがグループは少なくとも三分の一はあるんだ。三分の一というのは、商法においても、ちゃんと拒否権を持っているんだよ。」こういうふうに述べているわけであります。これは田中角榮氏が、自民党をおれが事実上支配しているんだということを自任していることであります。これは、形は自民党籍はなくても、自民党员以上の自民党员だということが言えるのじゃないかと私は思うのですね。

ですから、総理が無所属の人だから辞職勧告をし
ないというのは、私は当てはまらなと思うの
ですね。そういう考え方は、私は社会には通用し
ないというふうに思いますが、いかがでございま

○中曽根内閣総理大臣 田中さんはしかし、パーティーなんかでは、私は自民党の周辺居住者だとしばしば言っているようです。

○三浦(久)委員　ですから、そういうことも言っておるけれども、しかし実質的には自民党員とし

ての活動をしているというのが政治の実態ですね。

ここに毎日新聞の社説がありますけれども、この社説ではこう書いています。九月八日付の毎日新聞の社説でありますが、『田中支配』の表現が一般化するような異常事態、「こういうふうにいふ政治の状況を指し示しているのですね。そうすると、総理が、無所属だからおれは辞職

の勧告をしないのだというふうにおっしゃることは、そういう田中支配というものはあるので勧告ができないのだというふうに受け取られても私は仕方がないのじゃないかなというような気がいたすわけですが、この点、総理の見解を伺いたい。

○中曾根内閣総理大臣 あのときの質問は、あたかも田中さんが自民党員であるがごとき口物で質問をしてきまして、自民党総裁としてやらぬのか、そういう質問がありましたから、自民党というところは、総務会もあればあるいは党紀委員会もあればいろいろな機関もある、そういう手続がちゃんとある場所であって、無所属の方に対して自民党総裁がそういうふうに、あなたが考えているようにやるべきものではないんじゃないですか、そういうふうに申し上げたのです。

○三浦久(委員) ですから、実質的には無所属ではないわけですからね。ですから私は、あなたも政治の盟友でしょう、そういう意味では、同期生だとも言われておりますし、お互いに協力し合つてきている仲なんですから、当然辞職の勧告をしてもしかるべきだと思いますけれども、中曽根総理自身のいまの態度というのは、国民の要求というものとときわめてかけ離れた立場だということを描いて、次の質問に移らせていただきたいと思ひます。

次に、私は、参議院選挙中、総理を筆頭に中曾根内閣の閣僚の皆さんが非常に露骨な利益誘導の発言をいたしておりますね、この問題について伺いをいたしたいと思います。

内海建設大臣、私の方を見ておりますが、何か身に覚えがあるようですね。ことしの五月二十九

日ではありますが、青森県の自民党県連主催の集会で失言をしている。それを衆議院の災害対策特別委員会で追及をされてまして、不徳のいたすところだ、こういうふうに一応反省の色を見せたわけでありますけれども、しかしその後、六月二十日、内海建設大臣は、横浜市中区にあります横浜市民ホールの神奈川県建設業協会主催の公共事業推進神奈川県決起集会、ここに天野代議士と一緒に出席をいたしましたして、次のようにあいさつしていますね。

まず最初に天野代議士が、来年度の予算については、十二分に公共事業を考えるという方針を、われわれ（自民党）決めてございます。しかし、これも、無理をいってとれるかとれないかは、こんどの参議院の選挙にかかっているわけがあります。「いいたい、自民党を除いて、あとの政党でなができるんですか。それをみなさん方、考えてみてください。」「こんどの選挙で自民党に協力するか、しないかは開票結果をみればわかるんです。」「そうですから全国区の投票の割合

よるもでたところには、かならず、上づみをするように努力いたします。これは、この前、幹事長同席の上、全国から集まった業界の最高幹部の方のもとで、私はそういつておきました。これを行います。そうですから、杉元君が圧倒的に最高点でとらせるようであれば、神奈川県公営事業の比率は下がりますから。おわかりですね。こういう政策をとる。」こういうふうに発言しています。これは速記録を起こしているわけでありま

続いて内海建設大臣が登壇をいたしまして、「建設関係の大先輩の天野先生から力強いごあいさつがあったわけでございます。それを受けて、私がやりますと、かならず表現の仕方がむずかしくなります。ただでさえも私は相当今度の選挙で激しいことをいって歩いておるわけですから、また、おしかりを受けるようになるかもしれませ

ん。どこの演説会にまゐりましても、天野先生がおっしゃったようなことをいわないと、あまり効果がないわけであります。ところが、建設大臣という立場があるといえますと、国会によばれてお灸をすえられるわけでございます。ま、天野先生がおっしゃったことが、まったく、そのとおりだなあ」と私はうなずいておるわけでございます。こういうふうに言われておるのですね。これは間違ひございませんか。

○内海国務大臣 天野先生がそこにお読みになりましたように相当激しくおっしゃったことは、私もわきで聞いておりまして、それ以上私がつけ加えることもございませんので、まあそうかな、こう言っただけでございます。

○三浦久委員　そうしますと、現職の建設大臣が、自民党に票が出た県とか府とかまた市町村、そういうところになくさん公共事業をやるけれども、自民党の票が出ないところには公共事業を余りやらないというような、そういう発言というのは、総理、どういうふうに思われますか。

○中曾根内閣総理大臣　いまの南海建設大臣の発言、いまお読みになったのを私は聞いておりましたが、それはこうしてくれという依頼をしているのではないので、自分の感想をかつこうで表示した、ですから、別に依頼をしているのじゃないから選挙違反にもなりませんし、そういう感じを出すということは人間としては自然にあり得ることで、これを抑えるというのが無理だという場合もありますし、また抑えるのが適当だということもあります。やはり人間というのは自然の感情が出てくるので、やむを得ないのじゃないかと思ひます。

○三浦久委員 それは大変なことじゃございませんか。これは、法律的に云々と言われましてけれども、法律的に言えば共謀なんですよね。一緒に意を通じて、ああ、あの先生のとおりでございまして言うわけですから、これは共謀ということですね。ですから私は、いま法律上どうのこうのということを知っているのじゃなくて、現職の建

設大臣として自分の所管の公共事業を、自民党が票を出した票にはたくさん出るが出さない票にはやらないというような発言が適当な発言かどうかということをお尋ねしているわけでありませう。

○中曾根内閣総理大臣 選挙のときにはみんな思っていることがあるので、大体それに似たような、近いことは言っておるのです。ただ、個々具体的な問題について、この橋をつくるからおれに票を入れる、それは利益誘導になるのじゃないかと思ひますが、一般的、政策的なことを言つたことは、私は利益誘導にはならないんだと思ひます。

それで、建設大臣に關する限りは別に依頼したわけなしに、自分の感情を、人がそういうふうには察知して受け取ったか受け取らないか知りませんが、自然の行爲である、そう思つております。

○三浦(久)委員 それじゃ、もう時間がありませんで、中曾根総理自身の発言についてお尋ねいたしましう。

これは総理も本会議で質問されて答弁されておりますので簡単に申し上げますけれども、二階堂幹事長が「割当数字を達成できるかどうか。それは来年度予算編成で皆さんのところに公共事業が余計つかどうか、交付税が認められるかどうかにかかわってくるんですぞ」、こういうふうな、中曾根総理も、「各市町村毎に競争してもらおう。中央と地方の補助金を悪用、濫用する気はないが、投票率の悪いところはそれなりのお仕置きをし、優秀なところは表彰する。これが民主主義だ」と、こういう発言をされておるのです。

それについて総理は、本会議の答弁でどういふふうにお答えになつておられるかといひますと、まあ投票率をアップさせるというのは国民に対する国政参加の機会をふやすということだからあたりまえなんだ、こう答へられておるのです。しかし、これは前後の關係からいって、決してそういうような発言の趣旨ではないのです。自民党への投票率の悪いところはそれなりのお仕置きをするということなのであつて、棄権がたくさん出

た票はお仕置きをする、そういうような意味ではないといふのは前後の脈絡からはっきりしているわけですが、しかし総理はそうおっしゃつたわけですね。

それじゃ、棄権が多くふえた、そういう票にはどういふお仕置きをするつもりなんですか。

○中曾根内閣総理大臣 私が申し上げたのは、ともかく民主主義の原点は、住民の皆さんが権利を行使して選挙に参加すること、それが原点である、したがって皆さんが多数今度の参議院選には参加して、民主主義の有終の美をなすように協力してくれ、また、そういうふうなやらしめてくれ、ということをお願いした次第です。

○三浦(久)委員 そうしますと、投票率の悪いところはお仕置きをしたり優秀なところは表彰をしたり、これが民主主義なんですか。これはおかしいじゃございませうか、総理。棄権する権利というものはあるのです。投票をしない権利もあるのです。そういう人々に対してお仕置きをするというのは一体どういふことなんですか。総理の答弁は、全く私の質問に答えていないと言わざるを得ないわけですね。

また、二階堂幹事長の発言についても、これは政策を鮮明にしたものだ、こういうふうな本会議で答弁されておりますけれども、二階堂氏は「公共事業が余計つかどうか、交付税が認められるかどうかにかかわってくるんですぞ」、こういうふうな言つておどかしておるわけでしょう。そうしますと、自民党の得票目標を達成したところには交付税や公共事業をたくさんつける、そしてまた、それが少ないところには少なくしか配分しない、こういうことを幹事長は言つておるわけですね。それが政策を鮮明にしたものだといふふうな中曾根総理が本会議で答へられておるとすれば、そのとおりあなたはこれからの政治で実行されるのですか、そういうことを。どうなんですか。

○中曾根内閣総理大臣 よく都道府県におきましては、投票率の優秀な町村は表彰しているところがありませう。そういうことを意味しているといふことです。

○金丸委員長 これにて中路君、三浦君の質疑は終了いたしました。

次に、小杉隆君。

○小杉委員 時間が限られておりますから、できるだけ簡潔に質問をしたいと思ひます。

まず総理に伺ひますが、国民の負担の限界というものをどのくらいに考えておられるかといふこととです。臨調の答申でも明らかになつて、これからの日本の将来を考えると、高齢化社会といふことで年金や医療の負担がどんどんふえていく。それから、国際社会の中での責任が大変重くなつていくといふことで、日本の対外的な分担といふものがふえていく。こういう将来展望を考えると、はつておきますと、どんな国民の経済的な負担がふえていくといふことは容易に想像できるわけですが、総理としては、この国民負担の限界についてどのような見解をお持ちになつておるか、まずお伺ひしたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 臨調の答申を拝読いたしました。増税なき財政再建といふことを言つていらつしやいます。その意圖するところは、国民所得に対する負担率といふものを原則として守つていくように、それを増税なき財政再建であるといふことを言つていらつしやいます。私は、そういう趣旨を一生懸命実現しようと思つて努力したいと思つておるわけです。

○小杉委員 もう少し詳しく、行管庁長官おられますか。総理は、いま現在の負担率といふものをそれ以上にならないようにしていきたい、こういうお話でしたけれども、その総理の目標は目標として伺つておきますが、臨調答申では国民の負担をどのぐらいに考えているのか、行管庁長官に伺ひたいと思ひます。

〔委員長退席、津島委員長代理着席〕

○齋藤国務大臣 租税負担率につきましては、現行の負担率を大幅に上回るようなことは好ましくないと同時に、租税負担率と社会保険料とを合わせました負担率、それはヨーロッパ等におきま

しては五〇％近くなつておりますけれども、日本においてはそういうふうな大幅になつてはいけないう、その下でなければいけないといふことを言つておると思ひます。

○小杉委員 それでは大蔵大臣に伺ひますが、現在の租税負担率のどのぐらになつておるのか。それから、将来どういふぐらになつておるとおられるか。

○竹下国務大臣 五十七年度が二三・七、それから五十八年度が、見込みですが二三・七、こういうことであると記憶をいたしております。

将来の租税負担率をどうするか。いつでも申し上げますように、租税負担率というのは結果として生ずるものでございませうが、臨調の答申にもございませうに、大きく変化するような新たな税といふようなものは考へるな、こう書いてあるわけでございますから、そのような考へ方でもつて進んでいきたい。そして、それに社会保険の負担をプラスしたものは、これははつきり「展望と指針」にも書かれてありますように、ヨーロッパ等をかなり下回るといふ方向が明示されておるといふところでありませう。

したがつて、租税負担率の問題、いろいろ議論が出ておりますが、五十九年度予算の編成を終わりました後、いかに経済全体からいへば財政の受け持つ分野はその一部とはいへ、やはり予算審議の手がかりとしてわれわれも展望等の中に示さなければならぬ課題ではないか。その場合どのような形でお示しするかといふことについては、本院に行われた議論等を通じてながら、また個々に協議をしながら部内で検討をしてみたいといふふうな考へております。

○小杉委員 厚生大臣に伺ひます。

これから高齢化社会といふことで、年金、医療の負担がますます重くなつていく。今回の国会でも、国家公務員と公企体の職員の年金統合といふ法案が出ておりますが、そういった社会保険料の分野で、厚生大臣は、国民の社会保険料負担の現状と将来の展望はどのように考へておられるか。

○林国務大臣 小杉委員にお答え申し上げます。

現在大體一〇・一％ぐらい、こういうことでお考えになっていただければいいと思いますが、高齢化社会を控えて当然に年金等については上がっていくというところは考えていかなければならないと思います。

それからもう一つ、医療でございますが、これはなかなか見通しがつけれない、はってよくと大変なことになってくるわけでありまして、私は、これはできるだけ抑制をしないと申しますが、適正なところへとどめる努力をしていかなければならないだろう、こう思っておりますのであります。

トータルしてどのくらいいいかというのは、私は、これはいまいちどうだということはないかなと言えないと思っております。一つ申し上げますと、東洋倫理で四公六民とかいうようなことはあるんですね。租税負担率は先ほどのようないろいろな話がありますが、そういった中でやはり社会保険料というものは一緒に考えていくというように考えていかなければならないので、将来こうなりますというところまでは私まだやっておりますし、むしろ、できるだけ抑え目になるようなことをやっていかなければならない。しかし、趨勢としていくものは、必要なものはやはりやっていかなければならないのではないかと、こう思っておりますのであります。

○小杉委員 経済企画庁長官に伺います。

最近出しました「展望と指針」、これは数字なき展望というふうに言われておりますが、大體経済企画庁としては、将来の国民負担の限界というものをどのくらいに考えておられるのか、見解を伺いたいと思います。

○塩崎国務大臣 お答え申し上げます。

小杉委員御指摘のように、今回の「展望と指針」では、これまでの経済計画の将来の租税負担率等の予測と違ひまして、数字の展望は示しておりません。しかしながら、私どもは、ヨーロッパ諸国の負担よりもかなり低いところにとどまることが

望ましい、こういうふうに述べているところでございまして。

○小杉委員 いままで大蔵大臣あるいは厚生大臣、経済企画庁長官、また総理からも冒頭に御返事をいただきましたが、現在のわれわれの租税負担率並びに社会保険料の負担率というのは大體三・四、五％というところですね。それでなお厚生大臣からもお話があったように、これからの趨勢としてはやはり膨張は避けられない、高齢化社会で年金あるいは医療の負担というのはだんだんふえていくという御答弁がありました。一方において、これから対外的に国際社会の中の日本の経済負担がふえていくわけですから、恐らくこの租税負担率もこれは上がっていくざるを得ないというところになるわけですね。

そこで、いままでの答弁を総合してみますと、現状に抑えたいけれども膨張はやむを得ないだろう、しかし膨張していくにしても、現在のヨーロッパ、西ドイツ、フランス、イギリス等、大體五〇％から五二％くらいだと思っておりますが、これよりも大幅に下回るといふことを目標にするのだというふうに理解できるのですが、総理、そのように理解してよろしいですか。

○中曽根内閣総理大臣 社会保険プラス税における負担率というものをできるだけ現状を維持するように私たちは努力していきたい、それが一増税なき財政再建」といふもの趣旨ではないか。ただ、いまの厚生大臣のお話のように、高齢化社会を控え人口がまたふえてまいりますし、そういう意味においてはなかなかきつ、むしろ難しい問題があるのです。その上に、これだけ大きな国債をふやまして、国債の処理費用だけでも十兆ぐらいいにもうすぐなる。そうすると、三十二兆から三十四兆ぐらゐの税収の中で十兆を国債で取られてしまふ。そういうような厳しい財政の中で行政費が非常に少なくなってくる。その中で、やはり社会福祉とかあるいは教育費というのについてはできるだけわれわれも考慮しなければならぬ、そういう面がございまして、その関係をどうバラ

ンスとるかというのが一番頭の痛いところですね。しかし、率直に申し上げて、ともかく租税プラス社会保険料の合算額というものをできるだけ現状に近い線で努力し続けていく、原則としてもその態度を守っていくという立場でいきたいと思っております。

○小杉委員 経済企画庁長官にもう一度伺います。あの「展望と指針」の中では経済成長率を大體四％程度というふうに見込んでおられるわけですから、従来のように自然増収が大幅にふえてくるという背景はないわけですね。ですから、収入の方つまり分母の方はそんなに大きくならない、そして一方において分子の、いわゆる支出の方はどんどんふえていくということになると、現在五十八年度で租税負担率が三・七％ということですが、経済企画庁の内部的な試算の中では、この租税負担率というものはやはりふえていくという見通しなのか、あるいは減っていくという見通しなのか、明らかにしていただきたい。

○塩崎国務大臣 最終の見通しにつきましては、ヨーロッパ諸国よりかなり低目のところと言っただけでございまして、それ以上詳細に私どもは述べていないところでございます。

しかしながら、先ほど厚生大臣も言われましたが、GNP、国民所得の増加に応じて、現行税制をそのまま据え置いても税収はGNPの伸び以上に伸びることは御案内のとおりでございます。このようなやり方等ではいろいろと計算したこともございまして、しかし、いろいろやり方がありまして、これについては私どもは一義的な、いまこいうふうになるのだという計算は持っておりません。

○小杉委員 大蔵大臣にもう一度伺いますが、先ほど総理からお話があったように国債の償還費用とかという問題もありますし、また社会保障費あるいは対外経済協力費等がふえていきますと、いままでの趨勢から見て、国民の租税負担率というのは上がることはあっても下がることはない、やはり少しづつ上がっていくというふうな見通しに

立つておられるかどうかです。

○竹下国務大臣 これは一つ基礎になるのはやはり五十八年の三月の臨調答申。ここには、租税負担と社会保障負担を合わせた全体としての国民の負担率というものを基準にヨーロッパ諸国の水準よりかなり低位にとどめることが必要だ、こう書かれてありまして、それを受けて「一九八〇年代経済社会の展望と指針」も、これはいま御指摘のありましたように高齢化社会が必然的に来ておる、したがって将来の租税負担と社会保障負担を合わせた全体としての国民の負担率は、このヨーロッパ諸国の水準よりかなり低い水準にとどめることが望ましいと、大體同じような文言で書かれておられるわけでありまして、そのような努力の積み重ねによって、特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引き下げに努めて、財政の対応力の回復を図ることが必要だ、こういうことが規定されておるわけでありまして、現行の施策、制度、水準を維持するといふ前提の上に立つて歳出の方を考えた場合は、租税負担プラスいわゆる社会保障負担、なかんずく社会保障負担、この受益者も国民であり、そしてそれを負担する者も国民であるという観点に立てば、総体的には現行の施策、水準を維持するといふ前提の上に立てばふえていくであらうというふうに考えられますが、なおしかし、それについてはやはりヨーロッパの水準よりもかなり下の方が望ましいという方針に向かって進んでいきたいということでありまして。

○小杉委員 そこで、ヨーロッパ社会が日本よりもはるかに進んで高齢化社会になっているわけですから、その結果としていまヨーロッパの先進諸国は国民の負担というものが大変重くなっている。その結果として、たとえばイギリス病とも言われるような、国民が働くのはばからしい、黙って遊んでいて社会保障をもらった方がよいというふうな無気力な国民というのか、そういう活力を失うというふうな状況が出てきているわけですが、私ども、わが国のように国土も狭い、資源も少ない、こういう国において国民の間にそういう空

気が出てきたら、これは大変な事態になるわけでありまして、いまお話しのように、できるだけヨーロッパの負担率よりも低く抑えていくということとは至上命題だと思ふのです。

しかし、いままでの大蔵大臣や厚生大臣の答弁を聞きましても、これから膨張する要因はあつても減少する環境にないということになりますと、国民の間には、これから高齢化社会がどんどん進んでいってしまつて年金や医療の負担がふえていく、あるいは国際化という中で日本の防衛費も含めて負担がふえていくということで、一体これは国民の負担がどのくらいまでいってしまふのだからかという一つの不安感、危機感があるわけですね。

そこで、やはり政府としても、われわれは「増税なき財政再建」と言うけれども、この臨調の答申にもあるように、私たちはやはり歯どめなく国民の負担がふえていかなければならぬわけにはない、しかし、その目標が政府から示される必要があると思ふのです。たとえば防衛予算GNP対比で一％というのは、やはりあれは一つの歯どめにもなつてきたと思ふのです。これから行政改革を強硬に進めていくということになりますと、ある一定の目標値というが、国民の負担はこれまで以上に絶対させないのだという、政府として一つの目標というものをやはり出すべきじゃないかと思ふのですが、いかがでしょうか。

○竹下内務大臣 まず、小杉さんの前段、いわばイギリス病とかあるいはヨーロッパ病というお話がございました。

私も常々考えておりますことは、財政改革というものの基本は、かつてあのような国にならいたいと言つて、いわば追いつけ追い越せの目標であつたヨーロッパとか、あるいはアメリカもその中にすでに入つておるかもしれない、ある種の水準においてはその追いつけ追い越せは達成した。これ以上は、あんな国にならないように事前にまず肉を落とし体力を回復しなければならぬ。極言すればそのような気持ちで対応していかなければならぬ。そうなれば、当然のこととして国民負担率の問題というのがあのような国ほどになつてはならないということが結論として出てくるわけでありませう。

しからば、かなり下回るといふ表現で、ヨーロッパ諸国の水準よりはかなり低い水準という、さてそのかなりとは何ぞや、こういうことになりまして、私は、それに対しては、これから国会の議論なり各方面の意見を聞いておよそのめどはつきたいものだと思つておりますが、いま仮に三・四・三をわが国といたしまして、イギリスが五・一・〇と仮にいたしますと、かなりとはどの辺の水準かということについては、にわかにここで明言するわけにはなかなかまいらぬ。しかし、おっしゃる意味、ある種の指標的な目標を掲げて、いまこそイギリス病とかヨーロッパ病とかにならないような財政改革をしるという考え方は、私も完全に同じ考え方と理解していただいてもいい、こういうふうな考えでおります。

○小杉委員 総理にも再度伺います。総理は、現状ふやさないということを再三答弁されてはいるのですが、先ほど来指摘しておりますように、国民負担がふえていくことは避けられない趨勢にあるわけですね。ですから、たてまえ論だけじゃなくて、どうしてもふえざるを得ないけれども、このぐらゐまでは何とか抑えたいのだという一つの指標というが、国民に対して本當に犠牲を求めるといふことならば、私たちは皆さんにこれから将来もこれ以上の負担をかけません、こういう一つの指標というか、ものを示される必要があると思ふのです。先ほど厚生大臣から四六六六六六という言葉がありましたけれども、ヨーロッパの水準よりもかなり下回るといふことになりまして、たとえばいま五・一％、それに対して現状が三・四・五％ということになれば、半分をとれば四・二・五％です、それよりもっと低くするのだということであれば四・〇％だということになるわけですが、そのような具体的なわかりやすい国民に対する一つの指標というものを政府

として出すべきじゃないかと思ふのですが、いかがでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 われわれがいま行政をやつていくにつれて一番のベースになつて行けるのは土光さんがつくつた臨調答申、これをまずベースにして実行していく。その上に経済政策が出てきて、この間の「指針と展望」というものが出てきました。これで経済を運営していく。その上に財政構想が出てくるわけです。これはいま財政審議会の審議をお願いをいたしまして、その財政的裏づけの構想を出していただく。その上に四全総が出てくるわけです。四全総は二〇〇〇年までの発想のようですから時間がかりますが、ともかくそういう四つのものが今後二十一世紀にかけてわれわれが考えていく一つの計画的体系としてつくられていくと思ふのです。財政審がいまやつておられるそれらをまたよく見まして、それらをよく検討した上で大体どの辺がいいのかという構想がわいてくる。いま定量的に物を言うことはむづかしい、また危険があります。定量的には行革の土光さんの臨調の方で欧米よりもかなり低い線でやれ、そう言われておるので、そういう定性的な線をできるだけ守つていく、そういう形で財政審そのほかの結果を見守つて、大体この見当という見当をつける、そういう手順ではないかと思つております。

○小杉委員 ぜひそういう一つの指標を出していただきたいというのを申し上げて、次の質問に移ります。

国とか地方自治体あるいは特殊法人がつくり、また運営している公的施設のあり方について取り上げたいと思ふのですが、行管庁長官に伺います。去る十五日に「国及び特殊法人による宿泊施設の設置・運営に関する地方監察の結果」というのが出ましたけれども、これを概略でいいですか簡単に御説明いただけますか。

○齋藤内務大臣 特殊法人等の経営いたしております宿泊施設につきまして、民間の業者と競合したりそれを圧迫するといふようなものについて

は、今後新規はやめたらどうかということが第一点。それから第二点は、そういうふうな福利施設は会員の方々の利用に供することが一番の目的でございますから、会員の方々の料金はある程度安くて、会員外の方はそれと同じようにならなければ、かえつて民業圧迫ということにつながるから、そういう会員外の利用料ということのは適正化すべきではないか、こういうふうな監察の結果の勧告でございます。私は、それはもっともなことだ、かように考えております。

○小杉委員 そこで、いま行管庁長官が申されたとおり、大変民業圧迫という実態があるわけですね。

それで特に、私は一概に公的宿泊施設がいけないと言つてはいたしてはなくて、やはりできるだけ安い料金で国民の利用に供するということはいふことだと思ふのですが、これが大変行き過ぎていると思ふわけですが、たとえば先日の行管庁の調査結果を見ましても、政府管掌健康保険の保養所は宿泊利用率が二八・一％、それから労働福祉事業団の保養所というものが二・五％、それから勤労者いこいの村というものが三・五・四％ということとで、各宿泊施設の平均の利用率が書いてあります。いま申し上げた三つは極端に低いわけですが、一般的に民間の宿泊所で経営の採算が採れるというものは四〇％と言われているのですが、こうした施設は特に利用率が低いわけですが、これは厚生大臣になりましてか、厚生大臣と、それからあと労働大臣に、このような利用実績に対してどんなお考えをお持ちか、お答えいただけますか。

○林内務大臣 ちょっと御質問の数字を手元に持っておりますので、事務局より申しましたら事務局から御答弁させていただきます。

○小杉委員 もう時間が限りがありますし、答弁に手間取つていきますと持ち時間がなくなりますが結論を急ぎますが、要するに、こういう公的宿泊施設というのは、税金面でも固定資産税を免除されたり、それから建設資金とか運営費に非常にお金のお金が使われていたり、あるいはその宿泊所

に働く従業員なんかもいわゆる公務員として採用できるとか、いろいろな恩恵があるわけでごいまして、そういうところが地域の民衆に迫り競争を起しているケースが非常に多いわけでごいまして、こういう点はぜひ是正をしていただきたい。

それで、環境庁の方も、これは勧告を出したばかりですけれども、今後これらの結果についてフォローしていくべきだと思ふのですが、いかがでしょうか。

○梶木国務大臣 私の方でつくっておるのには国民宿舎と国民保養センター、宿泊の方と日帰りのレクリエーションの方があるのですが、これは全部つくりました地方公共団体がやっておりますが、いま委員御指摘のように経営がうまくいくように、私どもの方もつくっている各町村には常に注意を促しておる、こういう状態でごいまして。大体私どもの方は場所がいとところへつくっておるものですから、なかなかよく運営されておるようになっております。

○小杉委員 もしすぐ答弁ができるようでしたら、労働大臣いかがですか。

○大野国務大臣 いま手元に先生御指摘のパーセンテージ等に関する資料はございませんが、行管庁から改善の意見が出されたということでございまして、いすれにしても、現状は、この点を踏まえて、関係という雇用促進事業団とかあるいはまた関係の公共団体であるとか、そういうところと話し合っているというところとございまして。

○小杉委員 時間が大部切迫してしまいましたので、しよりますが、これは宿泊施設だけではなくて、余暇関連の施設も大変ばらばら行政というのか、縄張りの悪い点が出てきているわけですか。

たとえば昭和五十二年に行管庁が指摘をした例に、新潟県のある村のケースが出ております。これは、人口わずか六千人のある村に、しかも半径五キロ以内のところに同じような施設が五カ所も建っている。たとえば、その村と隣の町とが共

同してつくった福祉センター、そして厚生省の関係の国民年金保養センター、そして環境庁所管の国民宿舎あるいは国民保養センター、農林省所管の生活改善センター、こういうことでお互いに同じような施設をつくったために足を引っ張り合っている利用が思わしく上がらない。こういうむだなことが行われているわけですか。これは五十二年の調査ですから、その後改善はされたと思ひますけれども、もし現状がわかりましたら、環境庁長官から代表して御説明いただけますか。

○梶木国務大臣 先ほど申し上げましたように、湯之谷村には宿泊施設の方とそれから日帰りのレクリエーションに使う方と二つつくっておることは事実でございますが、行管庁から指摘を受けまして、その後いろいろの施設、私どもの方だけじゃなく、いま御指摘のようにほかにもございまして、これらの施設が競合しないように、十分効率がよいように、いま町村にずっと指導をいたしておるところでございます。大体うまく改善されたやに承っておりますわけでございますが、まだ実態は十分には調査はいたしておりません。その後もうまくいっているように聞いております。

○小杉委員 環境庁の関係は比較的うまくいっているように思ふけれども、しかし、私はやはりこういうケースはここだけじゃないと思ふのです。私もいろいろなところを見まして、たとえば区の総合運動場の隣に厚生年金のセンターがあつて、それからその隣にレクリエーションセンター、これは労働省ですか中小企業、そういう類似の施設がいっぱいあつて、同じところにプールが三カ所もあるなどということがあるわけですよ。ですから、そういう縄張りの弊害をなくして、もっと地元市町村なんかと調整をとって、これから財政の厳しきときなんですから、そういう交通整理を行管庁長官はもっと各省に徹底してやるべきじゃないかと思ふのですが、いかがでしょうか。

○齋藤国務大臣 労働省、厚生省それから郵政省、簡易保険の関係がありますね。そういうわけ

で、福利施設といえますか宿泊施設といえますか、各省がばらばらにやっております、それが総合性が一つも發揮されてない、こういう例はたくさんあるわけでごいまして、まだ是正されたいと私も考えておりますから、今後はやはりそういう施設については総合的に各省が相談し合つてやるとか整合性を確保するとか、そういうふうなやり方に努力をすべきだ、かように考えておる次第でございます。今後とも、先般来の監察の結果を踏まえて、そういう方面に努力をいたしたいと考えております。

○小杉委員 まだいっぱい質問があるのですけれども、この問題ばかりやっていると、最後には締めくくりにして、たとえば国家公務員の共済年金で最近竹橋会館なんというのをつくりましたけれども、大変デラックスな、一流のホテル並み以上の設備を持ったところがありますし、こういう点ももう少し私は考えるべきじゃないかと思ふのです。それから、文部省の国立の入試センター、これも最近完成しましたけれども、その周辺に今度区や都がいろいろな施設をつくるわけですが、その関連を全然考えないで自分のところだけテナスコートを二面もつくっている。こういうような大変むだなことをやっておりますので、この辺は特にこれからひとつ各省とも注意してやっていたいただきたいということをお願いしておきます。

そして、最後になりましたけれども、私は、国有財産の有効活用ということをお願いしたいと思ふのです。時間が大変切迫しておりますから、ちょっとまとめてお話をいたします。

中曽根総理が今度公務員の住宅を建てかえるに当たって民間活力を大いに導入しようという考え方は、私は評価していいと思ひます。この国有財産は、数字を申し上げるとちょっと長くなりますから申し上げませんが、大蔵省が所管している普通財産と各省が持っている行政財産と二通りあるわけですが、各省が持っている行政財産の中には、まだ有効に活用されていないのが多分にある

わけですか。きょうは例を一つ一つ出して各省の大臣から御答弁をいただく予定でしたが、そういう時間ありませんので私は具体的に名前を挙げられませんが、ちょっと二、三例を申し上げますと、たとえば大蔵省が昭和五十四年に行政財産特に土地について調査した結果によりますと、当時処理すべき件数と面積というのは三百五十四件の三百六十四万二千五百一十一平方メートルであった。

〔津島委員長代理退席、委員長着席〕それを五年計画で適切に処理することになっていましたけれども、五十八年度までの予定では大体半分程度しか処理がされていない。その後進んでいる面もあるかもしれませんが、そういうことで、せっかく有効活用すればもっと生きた使い方ができると思われるような場所がかなりあるわけですか。

たとえば広島大学の工学部の敷地、これはいま地元の市町村との話が進んでいるようだけれども、あと渋谷の日本社会事業大学、これなんかは原宿の一番の一等地で、昭和十二年に建った老朽建物が依然としてあつて、これの移転をするのかしないのかあるいは建てかえるのか建てかえないのか、それなんかももう少しと集約して建てかえてその跡地を利用するとか、そういう方策も考えられるのじゃないか。それから郵政省の港区の麻布台、ソ連大使館の前にある郵政省の飯倉分館、これなんか二万二千二百四十四平方メートルあつて、これも昭和十年ころの古い建物をいま国土庁が使っているようだけれども、こういうものももう少し有効活用を図るべきじゃないか。

だから、中曽根さんがそういう公務員住宅だけに、いま戸山と白金とそれから代々木ですか、こういうところだけを民間の活力を導入すると言っていますけれども、もっと広く各省が持っている行政財産を総点検をして、これをもっと有効に活用する道というのは大いに残されていると思ふのです。そういう点については、総理、どうい

御見解でしようか。

○中曾根内閣総理大臣 その点は全く同感でございます。とりあえず公務員宿舎を中心にする東京都区内のものを調べさせましたら、私の記憶では四十二カ所十九万坪ぐらゐります。その中でも一番大きい、わりあいやりやすいのが新宿、西戸山という場所ですか、あの辺が一番早い。そういうので、理財局長を中心にして諮問委員会をつくりまして、この間その構想を発表したわけですから、あれを手始めにして、あのやり方を一つのモデルのやり方にして、そしてほかの場所をずっと手をつけて民間活力を導入しよう。その次には国鉄の問題もあります。国鉄は錦糸町をもうすてに手をつけて始めようとしている。そのほか、汐留であるとか巣鴨であるとか新宿であるとか、これもありあるわけですね。これを持続的に計画的に都市計画とあわせて開発を進めまして、そして長期、持続の東京の繁栄とそれから緑の供給あるいは景気浮揚、そういうものを考えていこうと思つてやっております。でございます。

○小杉委員 運輸大臣に伺いますが、いま総理から言われた国鉄用地を具体的に活用するプログラムが進んでいると思いますが、それを、場所などのぐらゐの進捗状況か、おわかりでしたらお答えいただきたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 錦糸町、梅田地区の再開発、これは国鉄に設置された計画検討委員会が年内を目途に開発計画を策定しております。それから新宿、汐留、この再開発については、まだそこを使つてゐるものから、そういう前提条件を検討して、将来の問題としてやろうと思つております。いずれにいたしましても、民間活力を活用しなければいけません。

○金丸委員長 小杉君、時間です。

○小杉委員 もう時間が参りましたからやめますが、もうすでに錦糸町は約四万平方メートルについて東京都や地元も入つて具体的な検討の委員会がスタートしているわけですね。それから、そのほか梅田、汐留、新宿なども大体三万平方メ

ートルから十七万平方メートルという大変大きな敷地の計画を考えているようですけれども、これから国鉄は貨物部門の縮小というようになことに伴つて相当そういう用地が出てくると思うのです。国鉄の用地というのはやはり駅そのものでありますから、非常に有効利用しやすいし、総理が大変本格的にそういった財産の活用を図ろうというのであれば、国鉄のこういった土地についてももっと積極的にやるべきだと思つたのです。それで、いま国鉄が考えているやり方というのは、国鉄を中心とした第三セクターで……

○金丸委員長 簡単にやってください。

○小杉委員 はい。国鉄が大体五十一%の株を持つて、あと民間あるいはその他が四十九%ということですから、すべて国鉄用地をそういうふうに国鉄主導型の再開発でやるのか、あるいはまた、私は国鉄の親方日の丸経営を信頼しないわけじゃないんですが、そういう懸念がつきまといふので、たとえばある部分は思い切つて民間主導型でやらせるというふうなことも考えるべきじゃないかと思つたのです。そういう点はまだ運輸大臣の方は恐らく国鉄主体でやりたいということでしょうが、総理はどんな見解をお持ちでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 大体あなたの考えと同じであります。場所によつてバラエティーに富んだやり方をやる。それで、いまの公務員の宿舎であります。これは放出してしまふ。放出して売渡す、そして民間にやらせる。そういうふうにして、官庁や国鉄が未練がましく中へ入つてこようというのを固執しない。一番思い切つた民間活力が出る方法は何かという考えに立つて、思い切つて勇断をふるつてやりたいと思つていま

○小杉委員 ありがとうございます。

○金丸委員長 これにて小杉君の質疑は終了いたしました。

○金丸委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本国有鉄道再建監理委員会委員長亀井正夫君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決定いたしました。

○金丸委員長 次に、沢田広君。

○沢田委員 総理、大変長い間御苦勞さまで。ただ、いまの時代は三カク時代とか、ときには四カク時代だ、こうも言われているのであります。が、じゃ三カクって何なんだ、こうきたら、原子核の核が一つなんだ、あと田中角榮の角が一つなんだ、もう一つは行革の草だ。四カクと言つたら何だと言つたら、それはいま景気が悪くて泣いてるから、三角になつてちやうど泣いてるから、しかも面でもとあえず泣いてるんだ、こういうふうな世間でも言われているくらいであります。でありますから、それらのものがやはりいま政治の焦点になつてゐるんだというふうに思ひます。

そこで、おいでをいただいている関係者の方もおられますので、各大臣にはまたそれぞれ伺ひたいと思いますが、人事院の総裁にまず最初伺ひたいして、お帰りをいただくと思つております。

細かい部分は省略いたしますが、罷業権、団体交渉権の代償として公務員に与えられた人事院というものによつていわゆる公務員としての義務も果たし、同時にその労働条件を満足させる、こういう目的のためにあなたの職場はあり、またあなたの使命は存置されている、こういうふうに思つております。これだけなめられて、と言つちや悪いですが、これだけ無視されていると少しは怒らなくちゃいけないんじゃないかという気が私にはするのです。その点について、どういふふう

にまああなたが思つておられるのか。もしこのことなければ、人事院総裁、とにかくおれはもうやれぬ、やはりそのぐらゐの決意を固めなければならぬ、なか聞いてくれる顔ぶれじゃないんだ、やないかというふうな気もしないでもないのではありませんが、その点、率直な御見解を承つて進めさせていただきたい、このように思ひます。せつかくおいでをいただきます。御苦勞さまで。どうぞ。

○藤井(貞)政府委員 いまお述べになりましたように、給与に関する人事院勧告制度というのは、繰り返し繰り返し申し述べておりますように、公務員については職務の特殊性から労働基本権が制約を受けておるといふことのために、その代償措置として認められております。しかも、この勧告というものは内閣のみならず国会に対しても同時に行われるという、非常に重い意味を持った制度であるというふうな理解をいたしております。この点は長い間の慣行で、一般の支持を受け、完全実施という慣行はすでに過去において十数年にわたつて定着をして今日まで来たつておるわけでございます。それが、いろいろな情勢の変化あるいは財政状況等のももたらしたと言ひながら、こゝ二、三年前から抑制あるいは去年の場合にはついに凍結ということになりましたことは大変遺憾に思つておるわけでありまして、私は、内心大変残念に思つておるわけでありまして、

そこで、ことしの場合、すでに四月時点において詳細に調査をいたしました結果、六・四七という差額が出ましたので、ことしは去年の轍を踏むようなことになつてはならない、せひともこのとおりに実施をしていただきたいということを強く要請をして、今日にまで至つておる次第でございます。

この制度は、先生もすでに先刻御承知でございます。公務員についてもやはり適切な処遇をしなければならぬ、これを確保しなければならぬ、そのことがひいては士気の高揚ということにもなります。事実公務員もやはり生活をやつてゐるわけですから、その生活に対する配慮という

ことにもなります。また、過去の、非常にいい制度が定着をいたしました結果、良好な労使関係というものが確立をいたしておるわけでありまして、これを保持する意味からも、本年も引き続きいろいろな制約を受けられることになりまると、大変憂慮すべきことになるということを心配いたしております。本年の場合は、ぜひともひとつ完全実施を早急にお決めいただきたいというふうに心から念願をいたしておる次第であります。

○沢田委員 この前の行革のときには、いまの金丸委員長の名義によりまして裁定は御処理をいただき、また人勅は参議院で御処理をいただきました。こういう経過を考えて、総理、このいまの回答を含めて、人勅の実施について改めてひとつその決意のほどをお聞かせいただきたい。裁定は国会の方で扱っている問題ですからこれはまた国会の方で考える、こういうことでお答えをいただきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 人勅につきましては、国家公務員法等に基づきまして、政府はこれを尊重するという基本的立場を保持しております。これを具体的にいかにするかということは、財政問題も絡んでまいりますので、いま関係協においでいろいろ御協議を願っておるところでございます。適当なときに結論を出すようにお願いしたいと思っております。

○沢田委員 もう一つは、実はこれだけ全部見させていただきました。大臣はこのうちの一番見ればいいのであります。自分のところだけ見て、よそは見なくていいのだ。われわれは全部これは見なければ質問できない。しかも、きのうもらって一日でこれを見るのはとにかく大変な騒ぎである。総理大臣は見られたかどうか、全部一応見たかどうかだけひとつ御返事いただきたい。

○中曾根内閣総理大臣 私は、まだ全部はそれとおり読んでおりません。しかし、それができる過程において、八月以降一々詳細な報告を受け、意見を言っております。

○沢田委員 今度の行革法案の一つの柱は、トッ

プマネージメントという体制を強める、これは臨調の方針ですね。それで、あとはいわゆる企画部隊、部隊という言葉がまたこれ間違いかもしれない、企画の部門とそれから実働の部門、こういうふうに分離をしないというのが臨調の大きな発想。言うならばやはり日本株式会社にして、重役は大臣と政務次官、事務次官、あと審議官ぐらいまでの者を役員として、あとは実務部隊であるから、局長以下はそれぞれ役はどっちでもいいというのがある。発想の原点にある。ですから、つくられた方が、やはり自分の会社を考えますから、自分の会社で成功すると、その会社のやり方でやれば成功するんじゃないかという錯覚を起しているんじゃないかと思ひます。

同時に、日本の官僚というものは、もちろんこれは御承知でしょうが、この官僚の持っている力というのは、これまた政治家以上に侮りがたい力もあるわけであります。ですから、これを無視して行革をしていくということにも相当な困難が私はあるのだらうと思ひます。

ですから、ここで総理にお伺いしたいのは、トップマネージメント組織によつて、上の方だけで、あとはただ動け、その目標に向かってただ働けばいいんだという形だけで、果してこの行革は成功するのだろうかというふうな疑問を持たざるを得ないのでありますが、その点、どのようにお考えになっておりますか。

○齋藤国務大臣 トップマネージメントという意味も私はよくはつきりわからないのですが、国家行政組織法の改正というのは、経済社会の変化に対応して機動的に組織の改編を進めていく。それは、あくまでも各官庁におきまして自主的に恒常的な自己革新をやつていくという考え方に基づくものであります。大臣や次官があつて、あとはもうついていこうという性質のものではない。官庁の職員全体が常に変化に対応した自己革新をやつていく、こういう精神に基づいて国家行政組織法なりその他の法律というものを考へておるわけでございます。

社長さんの命令一下みんな

ついていこうという性質のものではない、否むしろ、恒常的な自己革新というものを中心として今後の行政機構というものは変化に対応していくべきものではないか、こういう考えであるということとを申し上げておきたいと思ひます。

○沢田委員 もしそうであつたとすれば、ひとつ書きかえた文書を出していただきたい。これは、勧告にある「トップマネージメント体制の強化」「企画部門における専門官制の導入」それから「企画事務と実施事務の分離」等々がこの前勧告されて、今日に至つておるわけですね。いまおっしゃつておるうちにそうじゃないんだというのなら、この勧告と今度の勧告の違いを、いまお答えいただかなくて結構ですよ、この勧告との違いはどこにあるんだということを後で書面を出していただきたいのです。そのイエスかノーかだけお答えいただきたい。

○齋藤国務大臣 私は、そのトップマネージメントという内容が十分に理解しにくいけれども、こう申し上げておるわけで、その点はひとつ御理解いただきたいと思います。

臨調の答申というのは、企画調整ということを非常に強く見ておるわけでございまして、企画と実行、そういうふうな点についてよく調整を図りながらやつていかなければならぬ、こういう精神に貫かれておると思ひます。

○沢田委員 この見出しも見ていないという行政管理庁長官というのはあるのかしら。勧告が出て、「トップマネージメント体制の強化」、勧告の第一に書いてあるのです。私はよくわかりませんけれども、その一番最初もわからないで、かたかなもわからないで、今度は後が読めるというのはいくらもおかしいということにもなる。だから、それをやはり承知の上で、これは大人の話だと思ひますが、承知の上でございましておられる。だから、もしこの勧告と違ふ点があるのならば、それは明確にしてほしいということを私は言つておるわけですから、そこはプロですから、これと違ふところがあればそれは書面を出してい

ただけですかと、さつきは違ふと言うから私はそう言つたので、違わないでこれと同じだということなら私はこれ以上追及しませんから、それで結構なんです。

○齋藤国務大臣 承知いたしました。

○沢田委員 続いて、この内容を見ていきますと、あとは各審議会の廃止、それから許認可事務等、その中で予算編成に対する項目についてはどう処理されたのかお伺いをしたい。これはやはりあなたなんですね、済みませんが。

○齋藤国務大臣 予算関係につきましては、補助金の整理、そのほかいろいろなるもの予算の節減でございしますが、これは、本年度におきましては五十九年度の予算編成に際して行革の方針に即して努力をしていこう、こういうことでございします。

○沢田委員 これも読んでこられてないようですね。予算編成における内閣の主導権を確立しない、これについては、今回これが出ていないのです。抜けている。これは閣内が不一致で出せなかったのか、準備が悪くて出なかったのか、そう出していられない理由があつたのだと思ひます。わかつていたらひとつお答えいただきたい。わからなければまた次にいきますから。

○齋藤国務大臣 行革の臨調の答申については、内閣機能の強化とかいろいろ問題が掲げられておるわけでございますが、そういう問題については、機動的な問題は逐次今後検討の対象にしよう、こういう考え方でございします。

○沢田委員 そうすると、別に後から出してもらえるものだというふうに解釈していいですか。

○齋藤国務大臣 今後の検討事項としておる、こういうことでございします。

○沢田委員 実は、これは一体のものなんです。トップマネージメント体制の強化」と同じ一体のものなんです。

これをちょっと読みますと、「内閣補佐官」が中心となつて「これは内閣補佐官を置けというわけですが、「中心となつて予算編成方針、予算規

模その他予算編成に関する重要事項について審議し、これを基礎として大蔵省は予算編成事務の執行にあたり、また、内閣補佐官は、大蔵省と各省間の協議不調事項について調整を行なう。」「だから、大蔵省が全部いまままで編成をしてきたというプロセスはもうとるなど。だから、いわゆる内閣補佐官を中心にして予算編成をやつて、大蔵省は予算の編成事務だけやればいいじゃないか、そして、各省が意見が違つてくるときは内閣補佐官が調整をする、こういう形で、従来の方式を改めなさいというのがこの答申の勧告の考え方なんです。

これも一つの考え方だとは思いますが、考え方だとは思いますが、日本はいまのやつてきたものに適合するかどうかの判断は、私の意見は別にあります、しかしそれをなぜ採用しなかったか。これは一体のものだと思つていいですか。こういう点についてはどうお考えになっておられますか。

○齋藤国務大臣 私には思ひ違いしております。いまお尋ねの点は第一次臨調ですね。それを私は土光臨調だと思つたのですから……（沢田委員「だって、この内容はそうじゃないですか」と呼ぶ）いや、今度のものは土光臨調を中心にして出しておるわけでございます。

そこで、第一次臨調についてはもういろいろの意見は出されたわけでございますが、その中で、なかなか思うように実行することのできなかったものが相当たくさんある、そういうことにかんがみまして今度の土光臨調というものができ上がった、こういうふうに理解していただきたいと思います。第一次臨調は大分以前の調査会でございまして、その点をひとつ誤解のないようにしていただきたいと思います。

○沢田委員 だけれども、いま出した臨調の提言とこの前に出したものを現実は実行してあるんですよ。これは内容をよく読んでいただければわかるように、前の文章に従って大体許可認可事務の扱いもやつてゐるし、それからそれぞれの審議会の処理もこの答申に基づいてやつてゐるし、それからそ

の他の地方自治体の委任の問題もこれに基づいてゐるし、大体が——ここの項目には、それ以外の国鉄であるとかそれ以外の問題が提起をされてゐる。ですが、内容的なものからいけば、ほとんどが以前のもので、もうやうこの段階で取り入れられるようになったというところだと思つて、その点は、そういう意識が全然なかったということですから、これ以上言つてもしょうがないのですけれども、もう一回ごらんになっていただければ、大体ここに書いてあるものがこの中に今度は含まれて提案されている、こういう状況になつてゐることは否定できないでしょう。いかがですか。

○齋藤国務大臣 以前の第一次臨調と今度の第二次臨調との間には似通つたものもありますし、その当時実行しようとして実行できなかったものもありました。そういう点について、第一次臨調と第二次臨調とのいろいろな関係等につきましましては、調査をいたしまして差し上げるようにいたします。

〔委員長退席、江藤委員長代理着席〕
○沢田委員 提案された内容の細かい項目については、時間の関係で後で一つずつぼつぼつ各省を出していきまが、ちよつと大まかなものだけ先に進めさせていただきます。

第一は、これは総理もそうです、われわれも、国民も、きょうはもうテレビはないのでありますから安心して答えたいだいでいいのですが、十月十二日を迎えて、とにかく国民も、どうなるだろう、あるいは国会議員も、どうにかどうなるんだらうということ、十月十二日における動きというものは、大きく言えば世界も注目をしてゐるところだと思つたのです。また、中曽根総理がどうこれをさばくか、これもまた大きく社会が注目をしてゐるものか、これもまた大きく注目をしてゐるものか、と思つてゐます。

そこで、やめるとかやめないと、そういうことを私は言おうとしてゐるのじゃなくて、法務大臣並びに刑事局長の方に事務手続的にお伺いしたい。この間、わが党の安井さんがお聞きをいたし

ましたから。

この十月十二日という日を言えば、Aという人にしていただきます。そう言つたつてこれはわかつてしまふことですが、それが十月十二日、Aという人が、要すればいま訴訟中である。私は頭が悪く、一つずつ聞いていきますが、それで、いま第一審の判決を受ける段階に來てゐる。いま保釈中である。第一審の判決を受けたとき、第一は、保釈は消えるのか消えないのか。これもわかり切つてゐることで、初めにそこから。

それでその次が、保釈が消えれば当然手錠ははめられるのかはめられないのか。それから、保釈の申請を出すのには保釈金を積まなければならぬが、それは、保釈金を積むことと同時に裁判所の決定が出なければならぬものか。保釈になるかならぬかの決定はその次の段階のものか。

それから、この保釈をされる場所は裁判所ではなくて当然留置場ということになりますか、勾留の場所である、でなければならぬ。余りこういうふうには、まずその辺までですね。余り多く言うのを忘れてしまふから、この辺までの手続はそれとおりですか、お答えをいただきたいと思ひます。

○齋藤国務大臣 たいだいまの御質問でございますけれども、どういふ判決が出るかというところが来月に控えてわからない状態のもとに、仮定の上で立つて具体的な対応を申し上げることは余り適当ではないというふうに考えますので、御了承をいただきたいと思ひます。

○沢田委員 だから、私はだれだとは言ひません。一般の場合にそういう係争中の事件にある人、国会議員だなどという人はなおさら私は言つていません。ですから、全然そういうことには触れてないのですから、お答えがでないというはずはないと思つてゐるのです。ですから、それは一般の人の場合で言つてゐるわけですから、もう一回繰り返すのは時間がかつたないですから、お答えをいただきたい。

○齋藤国務大臣 だれかは言つてないとおつしやつても、十二日ということもさつきおつしやつたしね。これは大体、一般論と言つても決まつてゐるのじゃないですか。具体性がなくとおつしやるけれども、実は一般的ではないと私は解釈します。したがつて、さつき申し上げたように、どういふ判決があるかわからないのに、それを予定して仮定のもとに対応を考へるということとは、いまの段階で余り適当ではない。それは御理解いただきたいと思ひます。どうぞ。

○沢田委員 いや、私も理解をしてもいいのだ。何も東京の第一審の裁判所だけじゃないで、よ、全国の裁判所皆行われてゐるわけですから。だから、Aという不特定の人が第一審の係争中の問題で、ただ十二日と質問通告にはそうなつておりますけれども、その政治的な判断は後から総理に聞くから。ただ、裁判上の問題は法務大臣に具体的な問題としてお聞きをしておく、しかし政治判断は総理に聞こう、こう思つて、法務大臣の部分の外は、支障のないように、差しさわりのないように私は申し上げてゐるのですから。

ある特定の人じゃなく、Aという人が係争中であつて、そして第一審の判決が出る、その場合の取り扱いはどうなるのですか、通常の場合で答えをいただきたい、こう言つてゐるわけですから、これはぜひひとつ。お答えしないということには答弁の拒否ですから、これは委員長からひとつ注意をしていただきたいと思ひます。

○前田（宏）政府委員 先ほど来大臣がお答えになつてゐるのとおりでございます、私も同じような質問で昨日一般論を申し上げましたけれども、すぐにそれを具体的な案件に結びつけて報道されるようなことではございませんで、そういう意味でも、この段階ではお答えを差し控へさせていただきます。いた方がよろしいのではないと思ひます。

○沢田委員 きょうの話は、そうすると、じゃこういうふうには聞けないですね。きょうは一般論で答弁をしました、それはそれとおりでいいです

か。それだけ答えてください。きのうは一般論の場合として返事をしました。

○前田(宏)政府委員 そういうことでございませう。

○沢田委員 したれば、マスコミその他が特定の案件として扱ったことは遺憾でした、こういうことですね。それもそのとおりですかどうですか。

○前田(宏)政府委員 別にそのマスコミの報道について遺憾であるとかどうか、そういうことを申し上げたつもりはございません。

○沢田委員 じゃ、マスコミの報道でないといえれば、何がいますか、こう言ったのですか。そのまじった理由だけ挙げてください。

○前田(宏)政府委員 別にまじったとかいう言葉も使ったつもりはございませんが、報道等という扱いをされた事実があるということをしたただけでございます。

○沢田委員 そういう扱いをされたということは、一般的な問題で答弁をしてみたが、周りの雰囲気というかそういうものは、ある種のものに似たように書き立てられたか言われたか、そういうふうな解釈される誤解があった、そういうふうな言いわけですね。どうですか、イエスかノーかで言ってください。

○前田(宏)政府委員 大体おっしゃるようなことでございます。

○沢田委員 じゃこれは、全然これとは別に、ちょっと時間をおいてまた聞きます。だから少し、二、三分おこうかと思つたのですけれどもね。

委員長、とにかくこれは、きのう言った言葉では最小限度言えるわけですから、それが今度は引つ返りして、答えがそれよりも後退するということ、これはよほどの事情がない限り許されることではないと思うのです。

○江藤委員長代理 きのうと同じことを言えはいいのですか。

○沢田委員 同じことを言えはいいですよ、当面。間違ひなく言ってください。

○桑野国務大臣 いまのお尋ねでございますけれども、

ども、同じことのようにも重なって、いろいろ言論が重なりますと、裁判を控えていますので、司法権の独立というものは、その環境についても配慮するということは私は必要なことだと思つております。そういう意味において、一般的に一般的と申すけれども、実は一般的ではなくて、この状況もだんだん出てきておりますので、それは差し控えていただきたい、こういうわけでございます。

〔江藤委員長代理退席、委員長着席〕

○沢田委員 いま委員長が、前の委員長が、人にかわつても委員長の職責は同じですからね。だから、前の委員長が前田刑事局長を指名をして、きのう答弁したとおりでいいですかという念を押されたから、結構ですと私も言いながら、答弁の指名をしたわけですから、きのうのとおり前田刑事局長からお答えをいただくのが筋道だと私は思います。(指名したら大臣が出てきたから、大臣の方が偉いのです)と呼ぶ者あり)

○金丸委員長 大臣の言うことはまだ理解できませんか。

○沢田委員 だから、前田刑事局長を……(大臣の方が偉いから)と呼ぶ者あり) 偉いからとか偉くないからではない。

○金丸委員長 大臣の説明で満足しないのだね。

○沢田委員 満足しない。だから、職責は委員長としては同じですから、前田刑事局長を指名して……。

○金丸委員長 では、いま一回やりましょう。前田刑事局長。

○前田(宏)政府委員 同じようなことの繰り返しで恐縮でございますが、先ほど申し上げたとおりに御了承いただきたいと思います。

○沢田委員 全然違いますよ。これは、きのう言ったとおり答えるのでいいですかと、こうそのときの江藤委員長は言つて、よろしいですかと私は念を押されて、私はよろしいですと、それで言つて指名したのですからね。そのとおり、これは委員会の権威にも関することですから、やはりきちん

ちんとそのとおりやってください、確認してから指名したのですから。ちゃんときちんとその点は何もつけなくてください。

○前田(宏)政府委員 昨日も申し上げたところでございますが、一般的法律論と申しますか、そういうことでは、きのう申し上げたとおりでございます。

○沢田委員 諸般の事情があるということで、あとは、この問題は一般的な問題でという念を押したのですから、ちょっとほかの問題にかかつて、時間をおいてから——全然次元の違ったもので質問をしていきます。

実は、予算委員会の中でちょっと出ていた問題ですが、その後の進行その他もあわせてちょっと伺いますが、福岡の白島石油備蓄基地、これは国においてもエネルギー対策として現在備蓄を行おうとしているわけで、五百六十万トンですかの備蓄基地をつくらなければならないわけですが、四十八億の漁業補償が支払われた。ところが、その金の行方についてどうもはつきりしない。わかりやすく言えば、使途不明金みたいなものが出てきちゃった。そういうようなことで、かえつてこの石油基地が建設できないでいる。こういう不明朗なものがあつたのでは、建設するのにも反対だ、建設もしにくい、こういう両者の意見もあるようなのでありますが、その後の捜査及び進行状況について、警察及び通産の方からお答えをいただきたい、こういうふうな思いです。

○金澤政府委員 お答えをいたします。

白島石油備蓄基地の問題でございますが、昨年の秋からここにかけまして、警察といたしましては、地元、地元の協力の組合長外七人につきまして、この備蓄基地の建設に伴います漁業補償金の配分をめぐる背任事件ということで、一億六千万余の金額でございますが、その背任事件ということで検挙をいたしました。そのほか証人威迫事件、それから強要事件、こういった事件で現在までに三十三名、これを逮捕いたしております。事件は現在公判係属中でございます。

○豊島政府委員 白島の国家備蓄プロジェクトでございますが、五十六年から鋭意進められていることと申します。ただ、着工の時期につきましてもございませう。それから最近では石油価格がバレル当たり五ドル下がったということ、そういう石油収入を主たる財源とする石油特会の金繰りも非常に苦しいということもございまして、これは国家備蓄は進めていく必要があるものでございまして、そういうことも等もございまして、慎重に現在検討しておるということで、まだ時期についてはつきり申し上げられる段階ではございません。

○沢田委員 きわめて遺憾だと言葉が抜けているのじゃないかね、執行する行政府としては。そういうことによつて事業がおくれているということは、国民に対してきわめて遺憾ですという言葉がつかなければおかしいのじゃないですか。

○豊島政府委員 おくれている理由について、先ほど、いわゆる疑惑があるかどうかということと申しますが、この説明につきましてもは私どもの担当ではございませう。警察の方でいろいろと御説明がございました。国家備蓄という重要なプロジェクトでございますので、これができるだけ早く着工できるといいますか進むということが、われわれとしても期待しておるところです。まあ、おくれたことにつきましてはいろいろ問題があらうかと思つていますが、われわれとしてはできるだけ早くやっていたい、このように考えております。

○沢田委員 法務省にちょっと伺いますが、今度の行革法案の中で、個人の権利に属する事項を省令で示すというような措置を講じたということとはいかがなものか、これは総理がいないので残念なのですが、いかがなものかと思つておりますが、いかなる立場に立って、いわゆる国民の権利に属する事項について政令その他に移管をしたのか、その理由をひとつお聞かせいただけます。

たい。

○**森野國務大臣** 今度の組織法で、法律で決めるべきことを政令で決めたということはないので、破防法という法律にはきちっと書いてある。したがって、おっしゃるようなことは私はないと思います。詳細の具体的条文については政府委員から説明させます。

○**岡村政府委員** それではお答え申し上げます。公安調査庁の取り扱います事務につきまして、たとえば「破壊活動防止法の規定による弁明の聴取及び処分」の請求に関すること、ということにつきまして、現在は公安調査庁設置法で総務部の所管事務ということで決められておるわけでござい

ます。これが、今度の改正によりまして、法律事項から政令事項に変わるということになるわけでございします。しかしながら、弁明の聴取という手続につきましては、破壊活動防止法で決められておる手続でございします。したがって、今回の公安調査庁設置法の改正のいかんにかかわらず、破壊活動防止法といたしましてそういう手続が必要だ、こういうことでございします。

○**沢田委員** 行革は、いわゆる行政事務を簡素化をするというのが本来法案の目的であった。少なくとも、この破防法ができるまではものすこい国会の議論を続け、それぞれ白熱した討論を行いな

らなくてはならぬ法律なんです。これもきつと、事前にレクチャで教えてやっていたら答えられたのだと思うのです。教えてやらなければ答えられ

ないけれども、そう教えたからなんです。『破壊活動防止法の規定による弁明の聴取』というの、国民の固有の権利です。『及び処分の請求に関すること』も国民の固有の権利なんです。そういうものを勝手にやるといのは間違いだ。これは少なくとも法務委員会を聞いて、いままでのいきさつあるいはいままでの議論の経過というもの

を考えた上で処理すべきものではなかったのか、これだとして一本の中で処理してしまおうという性格のものではなかったかと思うのであります。これは総理大臣がいらないから行政官理の方で答えてもらいますが、そういう意味までこの行革法案の中に含める意図はなかったと私は思うのであります。しかも、当時の歴史を考えれば、これは大変な法律だったわけですね。そういう中から国民のそれぞれ一人一人の権利に属するものまで一緒にくたして含めていったということだけは、これは許しがたいことだと思ふのです。この部分は撤回してほしいのです。

○**齋藤國務大臣** 実はこの整理法は、公安調査庁の総務部その他についてのばらばらの所掌事務を一本に書き上げました関係で非常にわかりにくい点があるかと思ひますが、この新しい法律の所掌事務の中の第四号に「前三号に掲げるもののほか、法律に基づき」とこう書いておりました。破防法はこの「法律」に含んでおるわけでございまして、この整理法におきましては従来の所掌事務権限を変更してないということをおし上げておきたいと思ひます。

○**沢田委員** たとえそうであったとしても、なぜそういうふうなまで再確認をするような法令が出たかという歴史的経緯というものを無視して処理するということにはやはり問題があったのではないのか。だから、たとえそうであるとしても、法務委員会を開いて事前に、国民の権利に属する事項だから、「弁明の聴取及び処分の請求」もこの文章の中に入っている、十二項目に入っている、これは、だから別に上げるとかあるいは別に処理をするとかということでは了解を求めて提案をするのが筋道ではなかったのか。これは私は手落ちだと思ふのです。出したが悪いとまでは言わないけれども、やはり、そうだったからそれだけの配慮をして、普通言う根拠しとでもいうでしょうが、法務委員会を開いて、これはこの中で削りますよと、行革法案とは違ふのだけれどもお許しくださいというぐらゐな理解を求めめるのは当然の措置ではなかったのかと思ふのです。これは法務大臣答えてください。

○**森野國務大臣** 国民に対する人権の立場の規定でございしますから、当然これは法律の根拠が必要だ。その法律というのには破壊活動防止法という法律にございしますね。(沢田委員「ええ、ありますよ」と呼ぶ)あるのだから、それをもつて足るといふふうに私どもは理解している。あとの組織の問題では、その権限は基本法にあるのだから、組織では政令でつくるといふことで支障ないのじゃないかろうかというふうに思ひます。

○**沢田委員** これはそうじゃないのです。所掌事務の中に含める項目と破防法に持つておる国民の固有の権利と規定しているものは、同じ文章であつても、所掌事項として規定されているものと、それからその法律の中で規定されているものとは意味が違ふのです。同じ言葉を使われても。次へ行きますが、これは後で次の委員の人にや

つてもうことにしますが、保釈をする場合には「検察官の意見を聴かなければならない」、こういうふうになっておると思ひますが、そのとおりですか。○**前田(忠)政府委員** 一般的な問題といたしまして、保釈の場合に検察官の意見を聞くことになつております。

○**沢田委員** 職権で保釈をする場合には特定の要件が必要だと思ひます。ですから、いままでの慣例において、職権において保釈をする場合はいかなる場合であつたか、お答えをいただきたいと思ひます。○**前田(忠)政府委員** どうもお尋ねの趣旨をよく理解しておられないかもしれませぬけれども、保釈というのには裁判所がお決めになることでございしますから、裁判所がお決めになるについて検察官の意見を聞く、こういうのが制度でございまして、職権でという意味自体がちょっとよく理解しがた

いわけでございます。○**沢田委員** これは裁判所の職権を言つたのです。だから、慣例としてお答えをいただきたい、こう言つたわけでは

次に、上訴をするまでの間、やはり上級審に上訴をするまでの間は勾留をされておる状態は継続される、こういうふうな解釈していいですか。一般論として聞いておるわけですよ。○**前田(忠)政府委員** ただいまのお尋ねも御趣旨が十分よくわからない点がございしますが、上訴をすることと身柄の扱いとは別問題でございまして、上訴をするまで当然に身柄は拘束される、こういうことではないわけでは

ございします。○**沢田委員** 刑事訴訟法の九十七条の上訴と勾留というものは、上訴をされるまでの間必要な要件が具備されなければ勾留は継続をされる、これが常識的な解釈と私は判断しますが、いかがですか。○**前田(忠)政府委員** 勾留が続くかどうかということ、逆に申しますと、裁判所が保釈の決定をするかどうかということにかかつておるわけでございします。○**沢田委員** これは同じことで、それは裁判所が保釈を決定するまでの間勾留される、こういうこととであります。

それから、九十四条の保証金を積み終わなければ、完了しなければ、当然保釈の要件は具備しない、こういうことについてはそのとおりと解釈していいですか。○**前田(忠)政府委員** 保釈につきましては、裁判所が定められる保証金の納付ということが必要でございします。○**沢田委員** 保釈をする場所については、保釈ということは勾留中の者を保釈するわけでありまして、当然勾留中という勾留されている状態の中において保釈という条件というものは発生すると解釈してよろしいですか。

○**前田(忠)政府委員** お尋ねの点も前提がちょっと定かでないような気もいたしますけれども、どういふ場合を想定するかによつてございします。一般的には保釈というものは勾留されている状態から釈放されるということでは

よりましては、その保釈の決定が先行するという
ことも一般的にはあり得ることでございます。

○沢田委員 勾留中でなければ、勾留されている
状態でなければ保釈という条件は発生しないの
ではないのか、こういう質問なんです、いかがで
すか。

○前田(宏)政府委員 先ほど申しましたように、
それが通常の形でございましょうということを申
し上げたわけでございます。

○沢田委員 以上で大体わかりました。

これは常議的な解釈を確認して、これにこだわ
っている行政府の方が少しおかしいので、法律の
条文どおり申し上げているわけなんです、その
ことをことさらに後ろ暗くあるような態度をと
るから、こっちは後ろ暗いかなと、こう感じる
のであつて、これは条文どおり私は確認してい
るので、いまの態度はどつちがあれかわからぬよ
うな状態で答えていたことはきわめて遺憾であり
ます。

結果的に以上のような状態で、総理、国民が大
変注目している状態の中で、社会にどういふよ
うな影響を与えるか、私も予想つかないものがある
と思うのです。それだけに国会も予想つかないで
いろいろと問題があつちこちに波及しかけた
り、あるいはしようとしていたりということもあ
ると思うのです。だから、やはりこの段階におけ
る総理の決断なりあるいは総理の正確な指導性
というものが日本の政治にいま必要だといふふう
に私は考えてもよいと思つております。そういう
意味に立つて、いまの質問の経過の中でどのよ
うに十二日を受けとめられるか。平常心で受け
とめる、こう言っておられることは十分わかりま
す。それはそのとおりでいいのだと思うのです。
しかし、それ以上のことまでは考えていかなくち
やならぬという条件は、やはり政治家として必要
性を持っているのではないかと感じがいいたし
ますが、いかがでありましょう。

○中曾根内閣総理大臣 この問題につきまして
は、静かに静かに見守るという態度が正しい態度

であると考えて、そのようにいたします。

○沢田委員 そうすると、国会の方の関係もそう
であります、減税もあり、あるいは人勸も
あります、裁定もあります、いろいろ問題は山積
をしているわけであり、また景気の浮揚、
国民もそれぞれ期待をするものがあると思うの
であります、そういう中において、総理は、従前
のとおり任期満了までは解散などということ考
えないでいくのだということ言っておりますけ
れども、しかしながら、微風であるか台風である
か別として、ともかくそういう状況が現実の問題
として近づいていることは、これは事実とわれ
れも考えなければならぬのではないかと。実はこの
委員会にいながら、いる者にとってははなはだ迷
惑な話なんです、ありますけれども、そういう状況
もこれは感じるところです。ですから総理も、その
辺のことは、これはもう言つてもいいことにはな
つていますけれども、いまの状況は静かに見守る
だけで済むのかどうか。その辺もう一回、大変恐
縮であります、ひとつお答えをいただきたいと思
います。

○中曾根内閣総理大臣 三権分立という原理を踏
まえ、かつ行政府の長として、ただひたすら静か
に見守ることが正しいと思つております。

○沢田委員 では、同じ答弁を繰り返しても千日
手みたいなのでありますから、それでは同じで
すから、次に行かしていただきます。

大蔵大臣、大変恐縮であります、十月の中旬
には減税法案を出す、こういう約束で、この約束
はもう御承知だと思つておりますが、そのと
りと解釈してよろしゅうございましょうか。

○竹下内閣総理大臣 十一月前のできるだけ早い機会
に答申をいただくということに対して協力してや
ろう、こうおっしゃったわけですから、そういうこ
とを受けて、この十月中に国会へ提出するという
提出させるでございましょうか、幹事長の方におし
やう。そこで政府側としての御答は、幹事長
のおっしゃったことは十分承知いたしております
という表現になつておるわけでありまして。

○沢田委員 それで、この段階へ来て金額も目鼻
がつきません、それから何も全然見当つかないの
です、ということも果たしていいのかわからない、私は
自分で自問自答しているわけなんです。幾らかで
も大蔵にいて皆さんの御指導をいただいた私とし
ても、事務の方のことを考えてみたり、あるいは
どういふやり方をやっていたらいいのだといふ
ことを考えてみたりすれば、そろそろこの委員会
の中ぐらいで概要が出ていかなければならぬ、事
務的には大変困難なのじゃなからうか。たとえ事
務的に、たとえば七十九万のパートを上げるに
しても、二十九万の扶養家族の控除額を上げるに
しても、あるいは基礎控除を上げるにいたしました
も、これから決まらな年末調整に間に合わせる
といふことは、事務的にはきわめて困難ではないか
といふふうに思つております。戻し減税はそれ
ないと言つたが、戻し減税という方法は、一人幾
らにして、ラーメン減税と言われたあの減税方式
を一応戻し減税と定義づけたとすれば、そういう
形ではないにしても、ややそれに類似する方法を
とらなければ、事務的にはむずかしいのではない
かと思つておりますが、その点はいかがでし
ょう。

○竹下内閣総理大臣 いま自問自答とおっしゃいまし
たが、沢田委員は減税小委員会のメンバーであり
ましただけに、恐らく中身が詳しいだけに自問自
答をなさつておるのではないかと。私も自問自答を
しております。

ただ、せっかくいま税制調査会でまさに精力的
に審議を進めてもらつておるところです。したが
って、いましばらくお待ちいただきたいというこ
とになるわけでございますが、いま私の立場で予
見を持ってお答えするわけにはいかぬ。ただ、私
が昨日もちょっと安井さんの御質問に対してお答
えいたしました、いづれそういうものが出てく
るといふ——そういうものじゃございせん、答
申がいただけるということになると、少なくとも
事務的にいろいろな場合を想定した準備のための
勉強は開始していなければいかぬということが、

いまお答えできる限界じゃなからうか、まさに精
力的に御審議いただいておりますわけでございますか
ら、まさにウェイト・フォー・ア・モメント、こう
いうことでございまして。

○沢田委員 続いて厚生大臣、きのう、きょうの
答弁で、医療問題でお答えをいただいたのであり
ますが、これも減税というか税金に関するもので
すから、五万円の医療費控除の限度額は、厚生大
臣は五万円というふうにご答へをいただきました
。このことはやはり閣議の了解事項、原案
作成の中の基本としてお答えをいただいたものだ
と解釈をしております。

○林内閣総理大臣 私が五万円云々と申し上げまし
たのは、医療保険制度におけるの頭打ちの問
題でございまして、医療費控除とは違つたもので
ございまして。医療費控除制度は別に税法で決ま
っておりますから、それは違つた話でございまして。
それで、いま申し上げておりますのは、現在概
算要求で私の方で出ております。その概算要求
の中の積算の中におきまして、先ほど申し上げた
ようなことを出している。正確に申しますと、五
万四千円ということでございます。

○沢田委員 いわゆる被保険者が医療にかかつた
場合にお医者さんに支払うべき最高限度額、その
意味で申し上げた金額です。それはいま言った
。それは、では変更ない。五万四千円に変更する
という案になつていますが、そういう意味で言つた
のだというように解釈していいですね。

○林内閣総理大臣 お答え申し上げます。
高額医療制度というのがございまして、それ
の適用いたしますのが五万四千円を限度として
いうことでございまして。

○沢田委員 税制については触れておらないので
すが、これは大蔵大臣の方なのか、これも税調待
ちということなのかわかりませんが、いままでの
医療制度の説明ではもう輪郭はできています。それ
がいいか悪いかの問題は別問題として、輪郭がで
きている場合の医療費控除額は、現状で置いておく
といふことが前提でなければ、これは筋道が立た

ないと思うのであります。ですから、医療控除額の限度はそのまま据え置かれて、この改正案はくつついてきていたのだ、こういうふうに関内としては統一されたものだというふうに関内としてしゅうございますか。

○林田委員 林田の方で先ほど来御説明申し上げておりますように、概算要求を出すときの話でございいます。医療費控除の問題をどうされるかというの、大蔵省税務当局の方におきましていろいろお考えもあるでしょう。当然ながら医療の問題に關連してきますから、もしも変えるということになれば、いろいろな点で御相談はあることになるだろうと私は期待しておりますが、まだそういうお話は承っていないところでございます。

○沢田委員 そうですね、聞いていない範囲内においては、現状で大体置かれる、こういうふうに関内して、これは大蔵大臣の方のことなのであります。大蔵大臣はその後全然開知していないと言え、では大体現状どおりでいく、こういうふうに関内に判断するのが常識的な解釈ですね。あれだけ厚生大臣はハッスルして物を言っているのですから、しかし、税金のことは一向に一言も触れてなかったのですから、そうならば、税金はそのまま据え置かれて、こういう改革なんですという説明に全体的にはなるといふに、常識的には解釈できると思うのですが、厚生大臣も相談に来ないところ言っているのですから、そのとおり解釈してよろしいですか。

○林田委員 くだいようでございしますが、いま出しておりますのは、概算要求を私の方の責任で出しているわけではございまして、税制改正の話は、もう少し先になつていろいろな御議論があるのだからと私は思います。普通の形であれば当然そういうことでございしますから、いまお話がないことは、来年に向かつてどうだ、こうだということ、いまの現段階ではまだお話は私の方から聞かぬやうな時期でもないし、また聞いておらないということでございます。

○沢田委員 いや、これは重大な関係があるの

で、二割負担をして領収証をもらって、五万円以上になれば税額控除になりますから、それを今度七万円に上げられるとか、やれ八万円に上げられるとか、そういうことが後でくつついてくるのであるとすれば、それは詐欺みたいなものなのです。そういうことで、それは詐欺みたいなものとして、われわれ受ける側としてはとらえなければならぬ。だから片方、二割が正しいか一割が正しいか、これは別問題として、それは一体的なものとしてわれわれは受けとめるので、もし二割取られるとした場合にも領収証を集めれば、五万円以上になれば税額控除になるのだということを計算の中にに入れてこの法案をどうするかということを決めるわけですから、だからそのことに触れてないことは、当然現状にそれは据え置かれる、その上に立つての提案だと受け取るのは至極私の方が常識的で、委員長は常識マンですから、私の言うことを理解してくるだろうと私は思う。もしそうでなかったら、政府の方がかしい、私はそう思います。

○林田委員 沢田先生は税の方、大変お詳しいのですから、私からくどくど申し上げることもありませんが、常識的にはそういうふうな話というのはあるのだからと思ひます。

ただ、私が先ほどくどくど申し上げておりますのは、政府の中の行政手続の話でございまして、そういうふうな問題がある、現段階ではまだそこは話をしておらぬ、こういうことを申し上げておるだけのことでございします。

○沢田委員 要望だけ言っておきますが、それはやはり不即不離の関係にある問題である、だから、厚生省だけが勝手に二割だとかいろいろ言つて、税金の方のことを全然触れないでいて、後でもしそれを上げるようなことをすれば、繰返して言いますが、それは詐欺的なことだということになりますから、そういうことはせぬように、ひとつ十分関内でも意見を調整して物を言つていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。非常におとなしくなつたと言われてしまつたのですが、そういうふうに関内に念を押しておきたいと思ひます。

○金田委員 米審が非常に歴史を持ち、そして重大な日本の食糧を扱つておる使命を持つておるといふことは、沢田先生の御意見のとおりでございします。このたび米審も林野の方も、やはりこれも行政機構改革の一環で政令事項に落とされましてたけれども、ただ、政令事項に落とされたからといって、この使命が軽んじられる、疎んじられるというふうなことはないと思ひます。従来と変わりのないような重みを持った、そして責任を果たしていきたい、このように考えております。

○沢田委員 米審は、これは特別扱いすべきじゃないかなつたんです。政令で米審を置くと、農家の方々に与える印象としても、それはやはり望ましい状態とは言えない。それで人口問題審議会とかそういう三つの審議会は、ちゃんとわざわざ法律の中に残してあるんですからね。それで残しておいて、米審審議会は格下げされた。これはどうやってみたって印象的に見たらよくない。これはぜひ委員長も——人口とか三つくらいは厚生省関係は残してある。ところが米審審議会は格下げして政令に落とした。これはやはりいまの農民感情を逆なでするようなことですね。だから、これは後で適当な時期に委員長においてひとつ適宜お計らいをいたしまして、直していただくことが望ましいんじゃないかというふうに、これは委員長にお願いをしておきます。当局の回答を聞いてもだめですから。

○金田委員 沢田さん、亀井さんが時間的に短いものですから、先を急いでいるようですから、それをやめて後へ回してください。

○沢田委員 日本国有鉄道再建監理委員会の亀井さんがおいでをいただきましたので、国会に来られたのは初めてで、陰の方で影武者として大変御活躍をいたしまして、国会も御指導をいただいたわけでありまして、厚く御礼を申し上げる次第であります。

そこで、いま国鉄の再建の方で御努力をいただいているわけでありまして、当面任務につかれまして、いま考えておられる再建への構想、簡単にひとつお答えをいただければ幸ひであります。なお、亀井さんには失礼があつてはいけないうこと、質問の中身は先にお知らせをしておきましたので、第二番目は、長期債務の処理についてどのようにお考えになつておられるかということもつけ加えて申し上げたはずでありますので、ひとつ御留意をいただきたいと思いますならば、あわせてお答えをいただきたいと思います。お願いします。

○亀井参考人 お答え申し上げます。

この六月十日に国鉄再建監理委員会の委員長を

拝命いたしましたので、すでに八月二日には総理に国鉄の再建につきまして当面緊急にとるべき措置の提言を差し上げました。それから九月一日には昭和五十九年度の国鉄の予算に対する意見書を長谷川運輸大臣に差し上げた次第でございますが、目下国鉄再建監理委員会の法律に定められました本来の任務について鋭意勉強中のところでございまして、これを現在鋭意検討中でございます。まだ勉強中でございますが、確たる方針というものを私も委員で確定しておりませんが、私どもの感じといたしましては、これは臨調の継続でございまして、臨調におきまして、現在の政治、行政につきまして基本的な私どもは四つの視点から検討を加えてまいりました。

第一は変化に対する対応であります。第二は総合性の確保であります。第三は簡素効率化であります。第四は信頼性の確保であります。この四点でございます。現在の国鉄を見ましたときに、変化に対する対応というものがいままでにおいて不足の点があったんではなからうか。これは、将来の日本の交通体系に対して国鉄というものがいかに変化に対応していけるか、こういう体制を考えなきゃいかぬ。また総合性の確保につきましては、非常に大きな膨大な人員、組織でございまして、この間におきまして縦割りの組織というふうなもの欠陥がございまして、これの総合性というものが確立される必要があるであらう。また簡素効率化という面につきましても、民間経営と比べていろいろな改善の余地があるのではなからうか。また信頼性ということにつきまして、現在の国民の方から信頼性を確保できるような方策というものを総合いたしまして、経営形態というものを効率的なものに確立をしたい、こういうことで鋭意勉強をしておるところでございます。

なお、長期債務の問題につきましては、現在す

で十八兆という膨大な金額でございまして、本年もまたさらに二兆円以上ふえるということでございますが、これをどう処理するかということは大変むずかしい問題でございまして、現在の財政事情もございまして、国鉄の経営の実情もございまして、そういうことを総合いたしまして、新しい経営形態の確立あるいは運営方法の適正化というものとあわせて、この債務につきましても処理の方法を私も勉強したい、これから検討を続けたい、そういうふうな存じておる次第でございます。

○沢田委員 大変お忙しい中をおいでをいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

ただ、国会はその回答ではなかなか満足できる状況にはないのでありまして、長期債務の問題一つとらえても、やはり何か指針を持って臨もうとされるものを示していただきたい。これは大変だ、大変なことはこっちもわかっておるのであります。だから、大変だからどうしたらいいのかわからないこととせつかく御就任をいただいたということとだと思っております。だから、そういう意味において、いつごろになったら目安の案というのか、正確な案でなくても結構です、目安はつけられるのか。それこそ目安もない再建監理委員会だったらあってもなくても同じになってしまうだろうと思っております。だから、そういう意味においては、長期債務はどの程度の時期までに目安をつけられるのか、われわれに御教示を賜りたい、このようにお願いいたします。

○亀井孝人 たいだいまいつまでというお話でございまして、一般にはあれは膨大だから棚上げだよという簡単な議論もございしますけれども、現在なかなかそういうことはできない問題でございまして、財政事情とかあるいろいろな面から出しますので、私どもの現在国鉄再建監理委員会の任期は四年でございまして、私どもの考えでは、二年間鋭意勉強、検討いたしまして、すべてのものでついでに成案を出したい、そして後の二年はそれの実施についてのフォローアップに

ついて私どもいろいろ御協力を申し上げたい、こういう日程でありますので、御了解をいただきたいと存じます。

○沢田委員 大変御苦勞さまで。初めてだったと思っております。大変お忙しい中においでいただきまして厚くお礼を申し上げます。これからはまた苦言も申し上げるかもしれませんが、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。御苦勞さまで。

続いて、防衛庁にお伺いいたしますが、防衛庁の「装備品等」についての調査及び研究に関連する技術的な調査及び研究の委託を受け、これを実施すること。」というのを十三号に一号加えました。

いままでも防衛庁もレクチュアに来ておりましたから、もう時間の関係がありますから結論的に申し上げますと、これを防衛庁のいわゆる所管事項に含めた理由はどこにあるのか。前には、これはアメリカとの技術提携ということと背景にして、いままでは技術本部だけがやっていたものを、今度は防衛庁の所管事務に挿入をした。新しくは十四号になっておりますが、これに挿入をした根拠、その意味というのについてひとつお話をいただきたいと思います。

○谷川国務大臣 まず最初に私から原則だけ申し上げさせていただきます。細部にわたっては政府委員から答弁させていただきます。

武器技術の対米供与に当たりましては、米国から要請のあった技術すべてについて供与を認めるというわけではございせん、具体的な事例に即してわが国自身が総合的な国益の観点から自主的に判断をする、そして決める、こういう従来の方針は全く変わりはないわけでございます。

ただいま御指摘のございました点につきまして、特に技術研究本部の行います研究開発の実施そのものと分けて規定したことと平仄を合わせると、ただいま御指摘のような手続でやったわけでございますが、細部にわたりましたは政府委員より答弁をいたさせます。

○佐々政府委員 お答えいたします。

五条十四号を、なぜこの規定を設けたのかというお尋ねでございますが、この整理法案の作成に当たりましては、御承知のように、各省の共通整理方針といたしまして、局等の所管事務を政令にいたしました。現行法の十二条に防衛局はこういうことをやるとか、人教局はこういう所管事務であるという規定がございまして、これを、任務権限につきまして、所管事務という規定で従来の局等の事務の規定になつておりましたものを一括して改正法の中に所管事務として規定せよという統一した改正の方針に基づきまして整理をした結果、この十四号が設けられたものでございます。

従来も、たとえば現行法第三十四条の一項、二項、これは技術研究本部の業務として同じ内容が書いてございまして、これが政令に落ちましたので、根拠法規であるところの設置法にその根拠となる所管事務を一括して、新しい第五条ということにいたしました。この結果、従来権限法規でありました第五条が六条になつております。この事務の整理の結果、法律案の全文の全く立法技術上の整理からこういうことになったものでございまして、装備技術交流とは関係がございせん。

○沢田委員 あなたが幾ら関係がないからと言っても、御承知のとおり法律というのはひとり歩きをするものなのであります。

たとえば、いまは関係がないと言われましても、わかりやすく言いますと、委員長にもこれはわかってもらいたいから言うのですが、前は技術研究本部だけしかこの委託を受けて研究調査をすることはできなかった。ところが、その項目をこの法律で落として、そして防衛庁全体が委託を受けるという形に変えたということなのであります。そうすると、従来は技術研究本部が委託を受けるのですから、主として内局から受けたらいいのは外部の現場から受けたらいい形が多いし、ときにはアメリカ軍から受ける場合もあったらうと思うのであります。それはあったかなかったか、これは私は事実を確かめておりません。ただ、たてまえとしては、技術研究本部が委託を受

一つの例が幕僚長の所管事項には入っていない、これがまず第一。そして、いわゆる防衛庁の所管事項に委託を受けるという意味は何を意味するののか。技術研究本部とは切り離された存在である、別個の存在である、独立の存在であります。そういう状況にいけば、必ずやそういう総括的な受託あるいは委託というものを想定することは当然のことだと私は考えるわけです。私は、この法律上の問題も疑義がありますから、御回答をいただきたい上でまたお伺いしますが、幕僚長の所管事項にはない、そして防衛庁の委託を受けるのである、この二つの疑問をお答えいただきたい。

○佐々政府委員　御指名がございましたので、まず事務当局から答えさせていただきます。

○沢田委員　そのとおりなんだ。だから、これは簡単に言えば、一つには故意か不作為か二つあるのですが、不作為の場合だと仮定をすれば、技術研究本部にあった法文を防衛庁の本文に入れた。結論はそれだけだった。でも、ただ、なぜこの委

○谷川國務大臣　今回の改正は、先ほど来答弁させていただきましたごとく、他の省庁との平仄を合わせて、防衛庁の内部といたしまして現行法についての改正の所要の手續を踏んだわけでございます。対米武器技術の提供義務とか、そういう關連がこれによって生ずるとか、そういうように私どもは考えておりません。

ただ、いずれにしても、いま言つたような危険性を予測ができる、そういう危険が予知される、あるいはそういう解釈が生まれる危険性がある、

こういうことだけは間違いないのでありますから、これはひとつ、時間的には大変制約を受けてしまっているのではありませんが、委員長、あとは理事会なりで率直に、こういう公の場所でないければ間違いないとして謝るのには簡単に謝れるかも知れませんが、その点は私は若干の手違いがあったと解釈しますが、後刻理事会において適宜お取り計らいをいただきたい、こういうふうに思います、いかがでしょうか。

○金丸委員長 はい、わかりました。

○沢田委員 よろしいですか。では、そういうことでひとつ理事会においていただきます。続いて、時間の関係もありますが、これは経済企画庁長官に聞きます。

これはある人からの御注意もありましたので、率直に御注意を申し上げておきますが、たばこ耕作組合連合会の会長にあなはなはなれているのです。「たばこ・塩専売制度ならびに公社制度の存続について」というやつにならされている。どうも政府の關係の一人で行革をやるといふ人が、これは本音なのかも知れませんが、そういう意味で出されたのかどうかわかりませんが、連合会の会長として名前は載っております。紹介議員は別の方になっておりますが、二律背反の立場というのはあるだろうと思うのです。それはそれぞれの仕事を持っている場合に、そういうことは当然起こり得ることだと思ふのです。しかし、やはり大臣というポストについていたならば、その辺については副会長の名前でもよかったです。その程度ぐらいな配慮はすべきではなかったか、こういうふうに思うのです。本人は御承知だったのか、秘書が勝手にやったのかわかりませんが、その点は秘書の教育が悪かったということになるわけでありまして、もし承知でやったとするならば、それはやはり国会を侮辱しているというところになりかねない。そういうことで、この点は一身上の問題でもありますので、ひとつ弁明の機会を与えますので、お答えをいただきます。

○塩崎國務大臣 私の秘書が恐らく組合長という肩書きに幻惑されてそのようなことをしたかも知れませんが、これからよく調べてみたいと思ひます。

○沢田委員 続いて、経済企画庁の「一九八〇年代経済社会の展望と指針」であります。大変御苦労をいただいた案だとは思いますが、結果的には、これは中曽根さんの性格をあらわしているのかもわかりませんが、いろいろ変わるだろうから余りはつきりした物の言い方を言つて責任を後で負うようなまねはしたくない、そういう意思があったかどうか私もわかりませんが、社会主義社会じゃないから余りはつきりした計量は出さない方がいいという意図もあったのではないかとおもいます。それからまた、あるいはまた情勢がきわめて流動的であり、変わるという条件の中にあるのだから、余り計量、数字は出さない方が無難である、こういうふうな判断されたのかもわかりませんが、大体意識的にはどうしてこう文章だけに終つてしまつたのだろうか、もう少し何か具体的な中身が欲しかったと私たちは思うのであります、その点いかがでしょうか。

○塩崎國務大臣 この点につきましても、たびたびこの委員会でも、先ほど小杉委員の御質問を通じてお答えしたとおりでございます。この方法も、これまでの手法とは違つておりますけれども、私は一つの行き方であり、長期経済計画の名として十分成り立つものだ、こういうふうな考えでいるところでございます。それは、過去の歴史から十分そのことは説明できることは言うまでもございせん。

御案内のように、モデルから計算いたしました、たとえば租税負担率というものを初めから決めていって、それに到達するための手段まで詳細に書いていく、それを経済及び財政全般のこのような長期展望を立てる際に詳細に数字的に計量的に表現することは大変むずかしいがある。これは、やはり今度は、ひとつその経験から十分考えまして、リボルビングというふうな形でこの計画の実行の動きを見詰めていきたい、そして政策の

実効性を確保していきたい、そして八年間の間にいってつばな計画にして、そしてまた、この方法がよかつたかどうか八年後にも十分御検討いただけるような方法で進めていきたい、こういうふうなところでございせん。

○沢田委員 これはいままでも議論がされてきたから、私は別な視点で言うのですが、失業率、失業の問題だけをひとつとらえてみたいと思ふのであります。

失業というのはやはり社会の不安を増大させた犯罪が多くなつたり、一番失業というものが世の中を乱していく一つの要素であることは変わりありません。ですから、アメリカがああいう状態において失業者が多いということが、特に犯罪が多かつたりあるいは社会の不安が増大している。富める者と貧しき者との格差がうんと広がる。あるいはECの諸国においても同じようなことが言えると思ふのであります。

そこで、二％と抑えたのであります、これは二％程度というところでしてはいるのですが、われわれの推測によると、どうも三・二％程度にまでいくのではないのかというふうな危惧を持っています。わけです。実質成長四％程度あるいは名目で六・三あるいは実質で三・八、それぞれにとり方はいろいろあると思ひますが、いろいろと住宅、設備、政府支出その他の公的資本等も入れてみて、これから日本の将来展望を見ていって、なかなか二％を確保することがむずかしい。これは希望だということかも知れませんが、どうも三％ちょっと上回つてしまふのじゃないか。しかも高齢化社会になってきて、その度合いは深まるというところを危惧するわけでありまして、その点どうして二％を確保できるのか。これは、いま答えがでなければ後で書面でも結構であります、その確保できる見通しを、労働大臣も含めてひとつお答えをいただきたい。

○塩崎國務大臣 「展望と指針」の中では四つばかり数字が出されておりますが、その中の基本的な数字として、完全失業率を二％程度として掲げておることはもう御指摘のとおりでございます。経済政策の最大の目標はやはり完全雇用でございます、すし、私も、これまでの歴史から見まして、委員の方々、二％を割るような目標が立たないかというふうな希望も強かつたわけでございます。しかしながら、現状を見まして二・七％というふうな数字が現在二・五％ぐらいにまで低下しておる状況でございます。しかし、これはそのときの私どもの頭にありましたのは、前の統計資料の二・四％だった。しかし何とか努力するならばいけるような数字が二％、こういうふうな皆さん考えられてこのように答申をいただいたものだ、こういうふうに私は考えているところでございます。

○大野國務大臣 数字等につきましては、たまたま企画庁長官からお話があつたわけでございますが、やはり雇用の安定ということ、勤労者が安心して職場で働くことができ、これがまた社会に大いに貢献するというところで、国政の重要課題の一つと考えております。

そのためには適切な経済運営を行うということ、は当然でございますが、いずれにいたしましても、この雇用の確保は労働力需給というもののについて、いろいろ言われるのですが、年齢別とか産業別のミスマッチの解消とかということに鋭意努めておるところでございます、また同時に、これからの高齢化社会あるいはまた技術革新、いろいろなことでもって産業構造の変化等々もございまして、社会構造の変化もございまして、当然それに伴つて雇用構造の変化もございまして、単に雇用というのみならず、産業政策あるいは社会保障政策等と関連していろいろこれからやらなければならぬというところでございまして、これらを完全にやることにおいて、いま先生御指摘の、このような数字であつては完全雇用は無理じゃないかということでございますが、そういう経済的な面と同時に、私も、現在、鋭意、失業者が一人でも一日でも早く少なくなるようにということでいろいろ政策をやつておるところでございます。

す。

○沢田委員 全く文章に書くとき美辞麗句が並んだのでありますが、労働大臣というのは私は一番大切な職務なんだと思う。さつき人勸の問題も聞きまじたけれども、中曾根さんをぶん殴るくらいな気持ちでこれはやってもらわなくちゃ困るというぐらいにひとつ労働大臣、がんばってもらわなければならぬ問題でもありますし、失業の問題もそうなんです。

これはあなたには楽——楽と言つては悪いのですが、失業している者の立場というのはきわめて不安な状況が多いのですから、これは十分承知しておると思うのです。だから問題は、それをどう具体的に通産なりあるいは大蔵なり、あるいはそれぞれの、厚生も含めて建設なり、じゃおまえのところではこの手はどうだ、身障者の場合もそうでしょうし、あるいは高齢者の場合もそうでしょうし、この手はどうだということの総意を出して、閣議に出して、幾らかずつでも、何%、○何%ずつでもやはり吸収してもらふような知恵を出して閣僚の中を歩き回る、そのぐらゐの努力はしていると思うのですが、そういうことはやったことがあるのですか。

○大野国務大臣 たとえて言えば一つの例でございますが、構造的な不況産業等あるいは不況地域に対して、今日までも失業の予防であるとか、あるいはまた離職者の再就職等にやはり通産当局と、いわゆる産業政策と結びついて鋭意行つておりますし、そういうような類似したことについても、いま鋭意その政策を立案するというようなことで努めておるところでございます。閣議等の前においてもできる限り、現在の不況の状態というのには案外日本の社会、何となく……(沢田委員「いいです、時間がないから」と呼ぶ)それじゃもうこれで……。

○沢田委員 そこで労働大臣、終わったわけじゃない、終わつたわけじゃないけれども、いまの回答でちつとも進まないから。いまの調査からふえました

ね。四十万前に戻せと言ふのじゃ踏んだから、半分の二十万は、あなたが大臣の職にある限りにおいて、その間において二十万だけはとにかく雇用の場を確保する。何とかこの一カ月か二カ月ぐらゐの間でしようけれども、二十万は回復する。百四十六万を百二十六万ぐらゐの数字にとにかく戻す。それは約束してください。それは総理のいる前で、とにかくどんなことしようこの失業はそれ以下に戻す、そういうことを大前提に置いて、ひとつあなたの、労働大臣の最後の花を咲かせてください。

○大野国務大臣 これはなかなか大変なことでございます。いまして、雇用がひとり歩きするといふわけにもまいりませんので、やはり経済政策とまず連動してやらなければならぬといふことで、雇用の創出といふような言葉がございしますが、なかなかさう簡単に言つてもできることではございせんけれども、しかしながら、現在失業しておる人たちの心情を思うときに、私は最大限の努力をいたしますといふことをお誓いしておきます。

○沢田委員 あなたの最大限は当てにならないから、僕は具体的な数字を言ったのですが、じゃ何万だったら大丈夫ですか、言つてみてください。これだけだったら私も約束してとにかくそれは実現します、そのぐらゐの気構えがなければいかぬですよ。お父さんに申しわけないと思わなくちゃいけない。

○大野国務大臣 まあ、おやじは関係ございませんけれども、いずれにしても、私は労働大臣に就任した直後、労働政策というものは心と心なんだ、やはり情を持ってやる、これが一番大切なこととございしますから、何万とか何十万という話以上に、私が誠心誠意やることにおいてひとつその成果を見ていただきたいと思います。

○沢田委員 人柄が出てくる答弁だと思ひます。とにかく全力をひとつ尽くしてください。それで総理、最後に、大体時間的に厳しくなりましてから。いま安倍外務大臣が国連へ行つて、レーガンさんもきのう演説をして軍縮への一步を

踏み出そうと努力をされているようであります。日本は、その軍縮においては世界じゅうに負けなほどの渴望をしている国民でもある。また政府もそう思つておられるのだから私も思います。いまのレーガンさんの言つたその主張に対して、総理としてはどう受けとめて、それからまた、どうこれから対応なさろうとしておられるのか、その点をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 レーガン大統領は国連総会で演説をいたしました、私はこれを支持するものであります。レーガン大統領の演説を見ますと、アメリカはわりあいソ連との話し合いを要結に導きたいといふ希望を秘めて、それを少しづつ出してきておりました、ある程度の妥協を図らんとしているようにうかがわれます。この三月にいわゆる中間提案というものをいたしました、その中間提案の延長線上におきまして、アメリカの従来の主張を堅持しつつ、しかも相手の出方を見つつ、要するに、いわゆるグローバルベースで解決するといふこと、それからお互いにレベルダウンをやつていこうといふこと、またいわゆる戦略爆撃機もその中に入れるという提案もしてまいっております。

しかし、いままでのような、たとえば英仏のものはいれなかつたか、あるいはグローバルベースでソ連がこれを考えるという場合には、アメリカはヨーロッパに配置するパーシングIIとかあるいはグラウンドミサイル、クルーシングミサイル、それら全部あつたらへ展開してそれに対抗するといふ考えは必ずしも持たない、しかし、われわれはそれを展開する権利は留保しておく、そういうような主張を言つておりました、私は、このレーガン提案に対してソ連が対応して出てくることを希望しておるものであります。

○沢田委員 いまの話の手順からいくと、そういうことが限界なんだろうと思ふのであります。さらにもう一步進めて、日本が果たすべき役割りといふのはないものだろうか。それは安倍外務大

臣も向こうで大変お骨を折つていらっしゃるんでしようけれども、竿頭をもう一步進めて、やはり何か手を打つていくという、ただこれで傍観している、ソ連は受けるか受けないかは、情報では受けない率の方が高そう、そういうことになつてくると、さらにもう一步、それを傍観するのではなくて、何らかの措置を通じながら先に進められるような努力をするといふことがいま必要なんじゃないかといふふうに思ふのであります。非常にその辺においては勇断も持ち、非常に情勢分析も持つておられる中曾根さんですから、それなりの道を持つて措置されるのではないかと思ふのです。ただ、いまのままでいいのだ、それはそのままで終わらうと思ふのです。これは見通しは恐らく同じだと思ふのです。この話で終わつてしまつたら。先へ進まない。何か日本が進める役割りを果たさなくちゃならないのじゃないかといふ気がするので、いかがでしょう。

○中曾根内閣総理大臣 このINFの問題についてわれわれが最も関心を持つておるのはわが国の防衛の問題でありまして、そういう意味で、アジアや日本の犠牲においてこの問題の解決を図つてはならない、その主張を強くレーガン大統領や関係方面に伝達しておるところでございます。

そののみならず、現在、極東地域に約百八のSS20が展開されておりますが、これが増強をされつつあるという情報はあつてあります。ある情報によれば、三十幾つ強化されるであらうとかあるいは倍増される可能性もあるとか、ともかくふやす方向に在る情報は来つたつとあるといふことです。これはわれわれ重大な関心を持つておるわけですが、現在ある百八のSS20ですらも、これは減らしてもらいたい、今度のINF交渉の進展に応じてグローバルベースでやるというのですから、ヨーロッパの方を減らす場合にはアジアの方も減らしてもらいたい、それはわれわれの希望でありまして、この極東に存在する百八のSS20が将来どういふふうに取り扱われるかといふことについて重大な関心を持つておることをわれわれは言

っておるわけでございます。

○沢田委員 それもそのとおりだろうと思うのですね。だから、その先から社会党なり自民党と物の考え方が分かれていってしまうところなんであって、SS20がこうもあるのだから、今度は軍備拡張しなければならぬんだという論理になつてくる。ところが、われわれとしてはやはりこわいのですね。だから、もしならば国会でも決議をして各国に代表者を送るなりして、そしてやはり何とかこれを成功させるように努力をするとか、何らかの道を開きながら、だからおれたちは何かそれを守つていかなくちやならぬのだという論理にならぬような配慮をひとつしていただきたい。また、しなければいけないんじゃないかというふうに、これは党利党略の問題で私は言っているつもりはありません。だから、そういう意味で、国会で決議をするなりして、それぞれ代表者を通じて世界各國にそれを訴えていく、そういう努力をしていくこともその道の一つではないか。これは私の本當のあれですけれども、それがどこの国であるにせよ、やはりそういう努力をするということがいまのわれわれに課せられている使命だ、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○中曾根内閣総理大臣 われわれが努力して核兵器の削減、SS20の問題も含めて今後も継続して努力しなければならぬというお説には私全く同感でございます。どういふ具体的方法があり得るか、よく検討してみたいと思います。

○沢田委員 以上で私の質問は終わりますが、要望だけあと一つ。あとの方々にあと譲ります。

法制局でありますけれども、細かいことですが私にはあえて触れなかつたのですが、この法案の罰則が非常にまちまちであります。ですから、やはりこういう法案が出てくるときには法制局なり法務省が一応チェックをしながら、罰則の整合性、やはり法治国家ですから、罰則がこつちの法律がこんなに高くて三十万、四十万取つて、こつちの法律は五千円だ、こういうちぐはぐな、これはごらんになっていただければわかるようなちぐは

ぐな法律なんです。これはだれが悪いのかということになりますけれども、やはり法務省はそれを守る番人としてみれば、法治国家としての立場からちゃんとその整合性を図るようにチェックをして提案をする、そういう配慮が必要じゃないか。たかといふ私には思ふのです。総理大臣もそこまでは気がつかなかつたのだと思うのですけれども、やはりそのときは法務大臣に言わせて、これだけまとめて法案を出すときにはこうちぐはぐな出し方の罰則で出さぬように、あえて細かい点は触れませんでしたけれども、ひとつ御注意を申し上げて、今後直していただくようお願いして私の質問を終わります。

○金丸委員長 これにて沢田君の質疑は終了いたしました。

次回は、明二十八日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十分散会